矯正図書館

刑政

第四十六卷　第四號　四月號

犯罪に對する嶄新性と受刑者の誇大性（卷頭言）	正木亮	2
法律學より見たる犯罪の遺傳性	木村龜二	4
現代犯罪生物學の展望（二）	吉益脩夫	16
所謂「民業壓迫」私考	戸田作造	33
刑務所の工場災害並に作業手當金に關する考察	福山福太郎	38
保護觀察論（承前）	ジョール・アール・ムーア	45
イタリアの行刑制度（二・完）	ヂオヴアンニ・ノヴエリ	50
海外時報		63
檢事總長訓諭——雜報——讀者の頁——海外異聞錄——刑政俳壇——家庭の頁——敕任及辭令——訓令通牒		

財團法人　刑勢協會發行

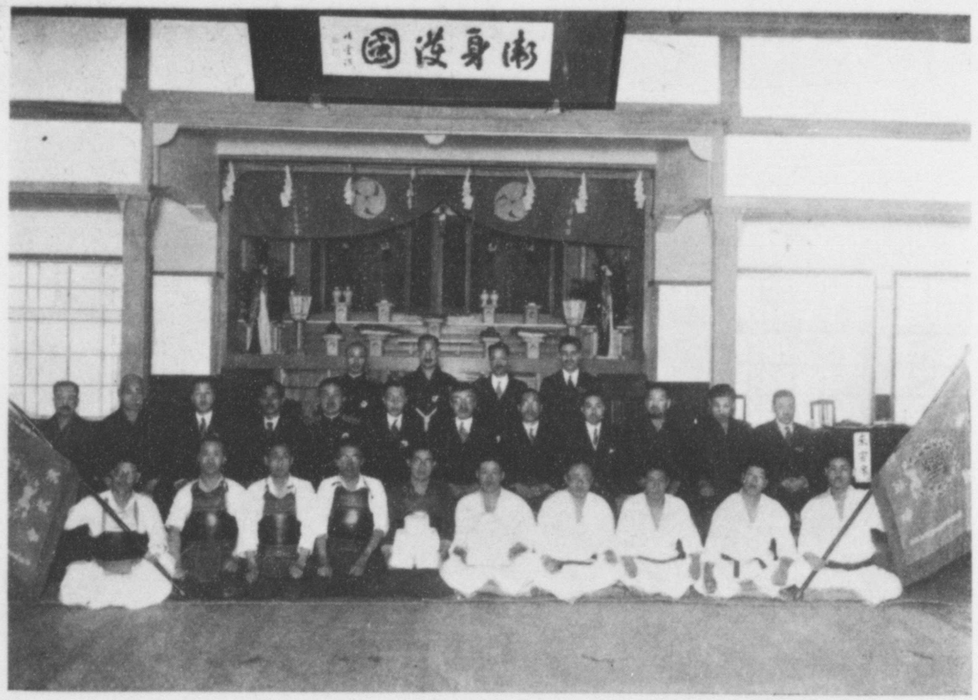
明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和八年三月二十八日印刷納本　昭和八年四月一日發行
刑政　第四十六卷　第四號

矯正図書館



第二十四回刑務官練習所卒業式記念撮影

矯正図書館



來賓及び優勝者記念撮影



優勝旗授與

會道武念記成落場武演所務刑濱横

矯正図書館

政　刑

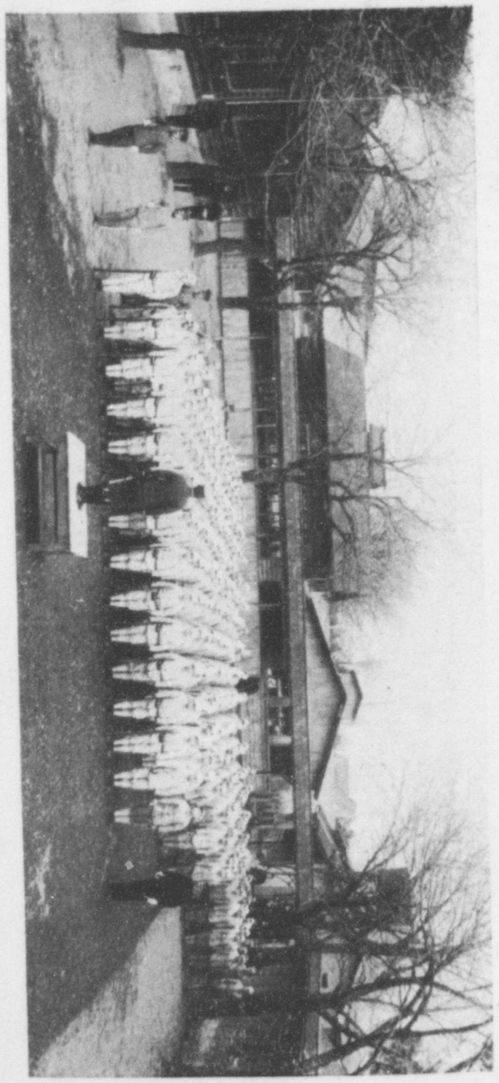


第四十六卷

第四號

★

★





——閑室練教隊軍所務刑年少原田小——

犯罪に對する嶄新性と受刑者の誇大性

最近の三面記事を心して讀む人たちは、そこに必ず犯罪方法が嶄新なる路をたどりつつあることに氣がつくであらう。

犯罪に於けるこの傾向は主として科學の發達に正比例するといはれる。例へば、指紋學が發達すればするほど犯人は指紋を殘さぬことに腐心し、催涙銃が發明されると犯人は直ちに之を自己の用具に惡用しようとする。

かやうに、犯罪防壓に關する科學の發達は同時に犯人の犯罪方法をも發達せしめるものである。しかし犯罪方法の發達はひとり如斯き科學の發達のみでは決してない。如斯き科學的方法を利用せんとする好奇心、如斯き方法によつて生ずる結果に對する優越感、犯罪仲間に對する衒氣等が驅つて犯人の嶄新性を導き、嶄新性は同時に犯罪方法を發達せしめるに至るのである。

この嶄新性は比較的に犯罪人に共有的であるといはれる。だから、一つの嶄新なる犯罪が行はれた場合に、新聞や雜誌が之を書き立てればその犯罪ははてしなく流行してゆくものだといはれる。アメリカのギヤングはかくして竟にわが國にまで波及せんとしつつあることを何人も否定することは出來まい。

わたくしは此の意味に於て犯罪防壓にさまたげとなる浮薄なる、獵奇的ジヤーナリズムを排斥したいと思ふ。

更に、犯罪の嶄新性がいかに刑務所の內部に影響し敎化上のさまたげとなるかに就いて二、三の點を考察して見たいと思ふ。

抑も刑務所生活は社會生活とは全然引き離されて居る筈である。しかし、事實は社會生活との關係を離れること劇しければそれだけ社會事實は刑務所の中にひびき渡ることがはげしい。その最大の原因は收容者の

持つ第六感の働きと巧妙なる檢索術とに基く。職員の話柄から、顏付きから乃至は態度から結果を導き出すことは敏感な受刑者には御手のものである。新入をとりこにして社會の新事實をつり出すことも彼等にとつては決して困難な事實ではない。

殊に、彼等にとつては社會に於ける嶄新なる犯罪、ニュース・ヴアリユーの多い犯罪は一段速に彼等の仲間に喧傳され、その犯人の收容は同囚間に相當なるセンセイションを起す。從つて、かやうなアトモスフエヤの中に於てはその犯人はおのづからの中に事を誇大に話し、一種のほこりをさへ感ずる。群小犯人どもはこのあやまれる誇大、誇張を反て羨望さへする。かくして雜居房の弊害は益々强められて行くのである。

之を參觀の案內人の說明に付いて見るに、多くの案內人は參觀者に、あれが○○○事件の某であるとか、あれが○○强盜の誰であるとか、あふことを關心することもないやうである。

收容者の如斯き誇大性が續き、役人が之に無關心である限り行刑の妥當なる共同敎化、社會的敎育は到底期待されるものではない。わたくしは獨房制に贊成しない。しかし、如斯き現象が行はれる場合には仕方なしに獨房制を續けるより外に方法はあるまい。

そこで、わたくしは犯罪防壓の一主要點として、社會に於ては犯罪に對する嶄新性を抑壓し、刑務所に於てはかかる犯人の誇大性を消滅せしめる點でなくてはならぬと思ふ。換言すれば、この點に對する敎化の重點は囚人の犯罪に對する好奇心、誇張心を退却せしめ白紙狀態の心となした後に敎化するにあらざれば、釋放者は必ず嶄新なる犯罪をなすべく努力するに至るであらうことを恐れねばならぬ。

昭和八年三月二十一日

正木亮

刑政第46巻第4号
矯正図書館

法律學より見たる犯罪の遺傳性

木村龜二

一 刑法における遺傳の問題
二 犯罪の遺傳性否定の傾向
三 法律現象としての犯罪と遺傳

一

『犯罪の遺傳性』(l'hérédité du crime) といふ事は、ロムブローゾに依つて初めて學問上の問題として提出されたと謂ひ得るであらう。勿論、彼の所謂人類學的犯人定型を具備したる生來犯人の隔世遺の理論については、今日之を顧る者が段々と少くなつて行きつつある事は否定し得ない。然し、犯罪人類學派の中心的思想の一が犯罪の遺傳性といふことに在つたことは事實であつて、ロムブローゾ自身は、必ずしも明確なる概念決定の下においてではないが、自己の研究した一〇四名の犯人中七一名は遺傳的素質を持つた者であると爲して居る(一)。又、ロムブローゾの學說の批判者として有名なゴーリングの如きも、有罪の宣告を受け刑務所に拘禁せられる傾向に因つて表現せられるところの『犯罪的素因』(criminal daithesis) は、人間の他の肉体的及び精神

的素質と病的狀態とと同じ程度において遺傳するものであると爲して居る(二)。かかる『犯罪の遺傳性』の主張に對して、最近のクリミノロギーは、之を否定するに傾いて居る。ギリンは、これについて、次の如く謂つて居る。曰く『犯罪はそれ自体としては遺傳しない。犯罪は一箇の社會的現象であつて、個人の肉體的及び精神的性格と人格に作用するところの環境との結合から生ずるところのものである。この人格の一部分は、勿論祖先から遺傳したる生物學的性格の成果である。然し、犯罪は一の生物學的性格單位ではない』(三)と。又、ワインスは『犯罪といふ性格單位は存在しない』と謂つて居る(四)。

(一) Lombroso, Le crime, causes et remèdes, 1907, p. 177.
(二) Goring, The English convict, 1913, p. 368.
(三) Gillin, Criminology and penology, 1926, p. 159, 164.
(四) Wines, Punishment and Reformation, 1923, p. 448; cf. Gault, Criminology, 1932, p. 281, 292.

私は、勿論、この犯罪の遺傳性といふことについて、遺傳學的立場から事を論ずる資格を持つものでもなければ、その意思もない。然し法律學的に見て犯罪の遺傳性の問題は大体三つの方面から人々の注意を促すに至つて居る。第一は、刑の量定の問題としてであつて、日本の刑法草案第五十七條は、刑の適用について特に參酌すべき事項の一として、その第一號に『犯人の經歷、習慣及遺傳』を掲げて居る。ここに犯罪の遺傳性の問題が問題として提出せられて居ると謂はねばならぬ。第二は行刑の問題である。行刑の科學化といふことは、最近の行刑を支配するところの根本思想の一である。この行刑の科學化は、その中心問題の一として犯人の生物學的若は人

類學的人格調査といふことを課題とし、それは、現に、ソヴェート・ロシア、ドイツ、ベルヂック、アメリカ等において特に力強く實現せられつつある。日本においても、この思想傾向を辿るものとして、昭和六年には『假釋放審査規程』が司法省訓令として作られた。その第二條に、身上關係の審査事項の一として、第一號に『遺傳』が擧げられることとなつた。ここにも犯罪の遺傳性の問題が提出せられて居るものと謂はねばならぬ。第三は、人種衞生學乃至優生學の最近の發達は、ある種の人々に對して『斷種』の必要を強調し、これに關する學界の決議、法律案は謂ふまでもなく、既に斷種を規定した法律そのものが、或る國では、久しく行はれて居る。その斷種の對象となるべき人のカテゴリーの一として、犯人が擧げられて居るのである。ここにも、犯罪の遺傳性の問題が法律的立場から考察せられることを必要とせられるに至つて居るのである(五)。

(五) 斷種に關しては、小野教授『斷種に關する考察』(『刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫其の他』所收)、吉益醫學士『社會防衞としての斷種の問題』、拙稿『斷種と法律』(志林第三四卷第二號)參照。尙ほ、大塚學士『フランクフルト・アム・マインのIKV會議』(志林第三四卷第一二號)には最近のドイツ學界及びチエコスロヴアキアの立法の模樣の記事があり、又 A. Elster, Eugenik, Handwörterbuch der Kriminologie, 3. Lieferung, 1932, S. 349 には『ドイツ人種衞生學會』のミュンヘンの會議(一九二二年)において採用せられた綱領が掲げてある。その綱領の或るものは斷種に關して居る。其の他、Hentig, Die Strafe, 1932, S. 218 ff. 參照。

元來、犯罪現象は、その根本において、一箇の法律現象であり、その法律現象たるにおいて、又、一の社會現象であるのである。我々はこれを單に法律的問題としてのみ考察することなく更に社會的事實として、心理學的及び生物學的現象として考察し研究することの必要を强調して居る。

然るに心理學的生物學的に犯罪を研究する立場からは往々にして犯罪現象の基本的性質たる法律的意味が沒却乃至輕視せられるといふ憾がないではない。『犯罪の遺傳性』といふことは正しくその一つの場合ではないであらうか。私は以下において、この問題についての最近の傾向を辿り、法律的に犯罪について遺傳の問題が提出せられるのは如何なる意味においてであるかを檢討したく思ふ。

二

犯罪の遺傳性の主張の基礎とせられるところの事實としては、特に、ダグデール (Dugdale) に依るヂューク一族 (The Juke Family) に關する研究とゴッダード (Goddard) に依るカリカック一族 (The Kallikak Family) に關する研究とが重要なものとなつて居る。

ヂューク一族の祖先はマックス (Max) と稱せられる男に由來するものであつて、マックスはニュー・ヨーク州におけるオランダの移民の子孫として千七百二十年乃至千七百四十年頃に生れたとせられて居る。彼は漁獵を生活の道とし、時には激しい勞働を爲すこともあるが、屢々無爲に暮らし、全体としては、困難なる勞働、持續的な勞働を好まぬ性質の持主であつた。又、彼は非常なる大酒家であつて、快活な人間であり、社交的であつたが、特殊の能力を持たなかつた。彼は大家族の父であつて、その子供の或る者は私生子であつた。その息子の二人が所謂ヂューク一族の女子と婚姻したのである。このヂューク一族には六人の姉妹があり、その總てではないが、

或る者は私生子であつた。このヂューク一族の六人の姉妹の中の一人をアダ・ヂューク(Ada Juke)と謂ひ、『犯人の母マーガレット』と稱せられて居るのであるが、その一人の私生子がヂューク一族の犯罪的祖先と爲つたのである。千八百七十七年に、ダッグデールが、このヂューグ族一七百九名に關し七十五年間の歴史について詳細なる調査を爲したところに依ると、この一族がニュー・ヨーク州に提供したる成年の乞丐は二〇八名、犯罪者は一四〇名で、その中、職業的竊盗が六〇名殺人犯人七名であり、賓淫者は五〇名、性病患者は四四〇名であることが明らかにせられた。其の後、エスターブルックが千九百十五年までのヂューク一族二、八二〇名について爲した系譜的な研究(Estabrook, The Jukes in 1915, 1916)に依ると、全家族の人數は、ダグデールの研究したところの七〇九名をも含めて、二、〇九四名あり、その中、千九百十五年における生存者は一、二五八名であつて、その中犯罪人は一一八名、乞丐は一七〇名、救護を受ける者一二九名、賓淫者三七八名、娼家經營者は八六名、飲酒癖者は一八一名であつたと爲されて居る(一)。

(一) Dugdale, The Jukes, 1910; Gillin, Criminology and penology, p. 161; Gault, Criminology, p, 279 et seq; Lombroso, ibid. p. 189 et suiv.

カリカック一族の研究は、ゴッダードがニュー・ヂャーシー州のヴァインランドの精神耗弱者收容所へ收容せられた一少女の經歴を調査した結果、明らかにせられたのである。この少女は小マーチン・カリカック(Martin Kallikak, Jr.)と稱せられる者の子孫であつて、小マーチンは、父マーチン(Martin Kallikak, Sr.)がアメリカの獨立戰爭當時出征中、この父と一人の精神耗弱者の少女との間に生まれた私生子であつて、父マーチンは戰後歸鄉して善良なるクェーカー宗徒の女

と結婚した。然るに、其の後の父マーチンの子孫四百九十六名について調査したところ、その中精神異常者は唯だの一人のみであつて、飲酒者二名、宗教的狂信者一名、早逝の子供一五名を除いては、悉く善良なる市民であり、醫師、裁判官、教育家、辯護士、商人、地主等社會的に名望ある地位を有する者であつた。然るに小マーチンの子孫四八〇名中には、一四三名の精神耗弱者があり、正常者は單に四六名に過ぎず、其の他三二名は性的不正常者(大多數は賣淫者)、二四名はアルコール中毒者、三名は癲癇病者、八二名は早逝、三名は犯罪人、八名は娼家經營者であつたとせられて居る(二)。

(二) Goddard, The Kallikak Family, 1912; Gillin, ibid. p. 162; Gault, ibid. p. 281 et seq.

同樣の研究は、其の他、マクロック(McCulloch, The Tribe of Ismael)、ダヴェンポート(Davenport, Hill Folk, The Nam-Family)、メンケメラー(Mönkemöller)等に依つても爲されて居る。然しながらアシャッフェンブルグも謂ふやうに『それだけでは、犯罪的傾向の特質がそれ自体として遺傳するといふことは未だ證明せられて居ない』(三)こと明らかである。

(三) Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 2. Aufl. 1923, p. 150.

又、ハルトマンは、統計的見地から、その調査したところの一九九名の犯罪者の中三二・七%は犯罪者を祖先に有する者なりとし、又、常習犯人に付ては一三二名中三六・四%の者が犯罪的祖先を有する者であると爲して居る(四)。尙ほ、ハルトマンの揭げて居る諸家の研究の比較表を參考の爲めに採錄して見ると(五)、兩親が犯罪者である者の率は——

學者名	犯罪人の數	百分比
ジヒヤルト	一七〇（人身に對する犯罪人を除く）	四三・七％
マロ	五〇九	四・〇
ヴィルヂリオ	一〇〇	三二・二
ペンタ	五〇〇	一七・六
デ・サルロ	一一八（感化院兒）	三〇・〇
ジョリー	七、七〇〇（矯正院兒）	一三・〇（兩親共に犯罪人） 一二・〇（兩親共に浮浪乞丐）
フェレ	八、二二七（少年犯人）	三〇・五

(四) Hartmann, Ueber die hereditären Verhältnisse bei Verbrechern, Monatsschrift, 1. Bd, 1904-5, S. 507.

(五) Hartmann, ibid. S. 509.

これらの研究について特に注意せられるべき點は，第一に犯罪的素質そのものの遺傳性と犯罪以外の素質の遺傳性との區別が不明確なことである。精神病，飲酒癖，癲癇病等の遺傳については一般に認められて居る。例へばグルーレ (Gruhle) は其の研究したる感化院兒の三四・三％の兩親の雙方又は一方が酒癖者であることを明らかにし，又，ルンド (Lund) は，ハルの感化院兒八四九名中の三一・七％は其の兩親の雙方又は一方が酒癖者であるのに對して通常兒八一・五名中には七・四％の遺傳的酒癖者が存するのみであると爲して居る(六)。それで，今，諸家の犯罪及び其

の他の素質の遺傳に關する研究を比較したところの百分比表を示して見るに (Kurella, Naturgeschichte des Verbrechens, 1893, S. 147, 148, 149) ——

兩親の素質	學者	全犯罪人	風俗犯人	僞證犯人	詐欺犯人	竊盜犯人	殺人犯人
犯罪性	ジヒヤルト（＊）	四三・七	五七・三	二三・〇	三四・八	二〇・九	—
	マロ（＊＊）	四・〇	三・〇	—	六・五	三・七	七・五
	ペンタ（＊＊＊）	七・六	—	—	—	—	—
精神病	ジヒヤルト	六・七	八・五	—	五・五	五・四	—
	マロ	一二・六	一〇・三	—	一六・四	一四・〇	—
	ペンタ	一八・〇	—	—	—	—	—
癲癇病	ジヒヤルト	一・七	一・二	二・〇	二・一	—	—
	マロ	二・七	—	一・三	三・三	七・五	—
	ペンタ	八・〇	—	—	—	—	—
酒癖	ジヒヤルト	一六・二	一四・二	一一・一	一三・三	一四・〇	—
	マロ	四六・〇	四三・六	—	二八・〇	二七・一	—
	ペンタ	三〇・〇	—	—	—	—	—

(＊) 犯人1,714人（但し人身に對する犯罪人を除く）
(＊＊) 507人
(＊＊＊) 560人

の如くである(七)。

(六) Aschaffenburg, ibid. S. 146 f.

(七) Aschaffenburg. ibid. S. 148.

然るに、これ等の統計の標準となれる犯罪の概念は甚だ不明確である。それにもかかはらず、例へばクレラ (Kurella) の如きは、この統計を基礎として犯罪そのものの遺傳性を肯定して居る。之に反して、アシシャッフェンブルグは之を否定も肯定も爲す必要はないと爲して居る。そして、曰く、『犯罪的傾向が、例へば、偶、藝術家的傾向の如く、兩親から子孫に遺傳するといふ假說は不必要となる。自分は特にこの不必要と謂ふことを強調したい。何となれば、かかる假說は反駁も證明も爲し得ないからである。確實な事實は、酒癖者、精神病者、癲癇病者の子供の受くべき遺産が屢々肉體的及び精神的劣等性といふことであるといふ事實である。そして、かかる事實だけで、何故に、これ等の子供達が犯罪に陷入るかを充分說明し得るのである。何となれば、これ等の劣等者は總て、豫め、生存競爭に全然耐え得ざる者として成長し、且つ優等者よりも一層容易に敗北せざるを得ぬ者であるからである』(八)と。然し、最近にはシャル (Shull) の如きは、犯罪性そのものの遺傳を否定するに傾いて居る。彼は、自己の研究した四四七名の犯人中、一〇%の者は兩親に犯罪者を、六%はヒステリー患者を、四%は癲癇病者を、一五%は飮酒者を、九%は精神異常者を有する者であつて、結局、犯罪者を兩親に持つところの一〇%の者を除く九〇%の者は犯罪人の子、孫に非らざることが明白となり、このことは、犯罪そのものの遺傳性を否定することを意味するものであると爲して居るのである(九)。

(八) Aschaffenburg, ibid. S. 149, 152.

(九) Shull, Heredity, 1926, p. 190; Brasol, The elements of crime, 2nd edition, 1931, p. 236-7.

かくして、最近には、犯罪そのものの遺傳性の問題については、學說は之を認めざるに傾き、ベルンハルドの如きは、斷定的に『犯罪性それ自体は、生物學的現象ではなくして社會的現象であるが故に、遺傳することなく、或る種の遺傳的素質のみが遺傳せられ、それに因つて人間の抵抗力が微弱ならしめられ、從つて犯罪的影響に容易に支配せられしめるに外ならぬのである』(一〇)と爲して居るのである。

(一〇) Bernhardt, Studien über erbliche Belastung bei Vermögensverbrechern, 1930, S. 45.

III

最近には性格學の方面の研究が進められるにつれて、犯罪そのものの遺傳性の思想の無意味である事が認識せられつつある。その代表的な學者として、私はグルーレを擧げたい。卽ち、彼は次の如く謂つて居る。曰く、『犯罪人であるといふ事は、今日の法律秩序と一時的又は永續的に衝突して居るといふ事であつて、その衝突の仕方は、勿論、甚だ多樣である。露出狂と累犯的侵入竊盜とに在つては、その一般的生活樣式並に狹義の性格においては全然異つて居る。否、數回刑の執行を受けた累犯的竊盜犯人なるが故に、單一的な性格を示すものであるとは爲し難いのである。或る累犯的竊盜犯人は能動的であつて、犯罪を明確に自覺したる人間であるし、他の者は受動的で、總ての誘惑に屈服するところの弱き人間である。それで、既に前科簿上では同一に見えるところの犯罪人の一のグループの中においてすらかく

の如き多様性があり得るとするならば、全犯罪における生活様式及び性格の變化は非常に大なるものであつて、一定の犯罪的性格を考へることは豫め不可能のことであると謂はねばならぬ。それ故に、性格としての犯人もなければ、犯人としての性格も存在しない (Es gibt keinen Verbrecher als Charakter, keinen Charakter als Verbrecher)といふ事をテーゼとして主張すべきである」(一)と。又、グルーレは、他の場所で、次の如く述べて居る。曰く、『一定の犯罪的性格といふものは存在しない。自分の知つて居る範圍で、かかる犯罪的性格を構成せんとする唯一の試み(ルードヴィッヒ・クラーゲスの)は現實在についての完全なる無知を表示したものである。同様に一定の犯罪的情操("die" verbrecherische Gesinnung)といふものも(全然存在しないが故に)何等の標徴とはならない。故に、同様に、それの先天性とか遺傳性といふことは研究し得ないものである。…之を要するに、一の單一の犯罪的性格の假定、及びかかる性格の遺傳性の假定、を立てることは全然事實に通じないディレッタンチズムから來た考へである』(二)と。

(一) Gruhle, Charakterologie, Handwörterbuch der Kriminologie, 2. Lieferung, 1932, S. 201.

(二) Gruhle, Vererbungsgesetze und Verbrechensbekämpfung, Monatsschrift, 23. Jahrg., 9.-10. Heft, 1932, S. 563-4.

このグルーレの思想の基礎となつて居るのは、犯罪を以つて『一定の個人と一定の法律的及び經濟的秩序との間に成立するところの關係である』とし、『法律的及び經濟的秩序を變更すれば、右の關係は變化するし、又、個人自体を變化せしめても同様である』といふ思想(三)である。このグルーレの思想は甚だ明瞭に犯罪の法律的意義を把握したものと爲し得るであらう。

(三) Gruhle, Handwörterbuch, ibid, S. 200.

刑法上は、犯罪とは、謂ふまでもなく、構成要件に該當した有責違法の行爲であつて、犯罪が犯罪たる爲めには、法律上犯罪を構成するところの規範が存在しなければならぬ。そして、この法律的規範の定めた要件に該當するといふ意味的關係が一定の行爲に對して犯罪的性質を付與するのである。勿論、この意味的關係は社會的存在に因つて歷史的に規定せられたものである。然しながら、この意味的關係に依つて行爲に對して付與せられる性質は、一の事實的な性質ではなくして價値的な性質である。この價値的性質は、因果的事實の系列とは別個の次元における性質であるが故に、これについて遺傳性を論ずることは、論理的には始めから意味を持ち得ないことと謂はれねばならぬのである。

かくして、我々は、最近、刑法上の問題となりつつある遺傳の問題の意味を充分理解し得ることとなるであらう。それは、犯罪そのものの遺傳を意味するのではなくして犯罪に至らしめるところの犯罪以外の遺傳的素質を謂ふのであつて、それが、刑罰の量定において考慮せられることを要し、假釋審査において審査せられるべきものなのである。又、同様に、斷種に因りて、到達せられる目的も、犯罪そのものの遺傳の阻止ではなくして、犯罪以外の素質の遺傳の防止に依る間接的な犯罪防止といふことに外ならぬのである。これ等の問題は、刑法及び行刑における科學化の傾向に伴ひそこに取り入れらるべき生物學的研究の適用において、根本的に豫め解決されて置くべき問題であつて、そこに示される犯罪の法律的性質の限界が無視せられる時、科學化は、反つて、再び混亂と迷信との非科學化に陷入ることを充分注意すべきであらう。

刑政第46巻第4号
矯正図書館

現代犯罪生物學の展望【二】

吉益脩夫

目次

六 反社會的表現と腦
七 精神分析犯罪學說の功過
八 インテレクチュアリズムの衰微
九 クレッチュメル類型は行刑に應用し得るか
十 血液型の誘惑
十一 心理學的性格檢査の批判（以下次號）

六 反社會的表現と腦

腦は精神生活と最も密接な關係のある場所であるから、犯罪者の研究に於てその腦が特に重要視されたことは勿論のことである。犯罪者に特有な腦はないと始めて宣言した人はベネデイクト（M. Benedict）であつた。然し、氏は犯罪者に見る腦の異常型を隔世遺傳的な產物であると解した。マックス・フレッシュ（M. Flesch）[1]老教授は犯罪者の腦に發見される裂溝其他種々な異常型を詳細に研究して此等總ては隔世遺傳的なものでないことを明かにし、此等多くの犯罪者の有する異常型は腦の機能の偏倚と關係づけなければならないと云つて居る。氏は改善不良な重罪犯罪者は恐らく全部斯くの如き腦の異常型の重壓の下に行動して居るものと考へて居る。

腦の研究が進むに從つて、腦幹神經節の機能が知られるやうになつた。大腦皮質なるものは主として外界との交涉を司る精神作用と關係あるものであるに反し、中心灰白質（Centralhöhlengrau）は呼吸、血液循環、溫度保持、睡眠等に關係ある生命神經系統の中樞であつて、殊に第三腦室壁の諸核は感情意志に密接な關係のあることが明かにされた。犯罪現象は叡智の障害よりは寧ろ感情意志の障礙に一層密接な關係を有するものであるから、昔の樣に大腦表面の形態異常のみを研究することは余り効果がない。

偶々流行性腦炎の研究は此方面に有益な事實を齎した。卽ち、嘗て社會的非難のなかつた子供に腦炎後に反社會的傾向が現はれることがある。子供は落着きなくなり、怒り易く、攻擊、虛言、竊盜、徘徊などの不良行爲をなし、度し難くなる。此等性格の變化を起した患者の腦は大腦皮質よりも、中心灰白質が彌漫性に侵されて居ることが分つた。卽ち此の反社會性の出現には中心灰白質の障礙が關係あることを知ることが出來る。腦炎後の性格變化は性格の固定しない小兒に於て見られることが多いけれども成人にも起ることがある。ランゲン（A. Langen）[2]とステルツ（G. Stertz）[3]の例は共に成人の腦炎後に起つた性格異常のために犯した殺人事件である。私は刑務所に於て斯かる犯罪者を見ることは少いけれども兒童相談所に於ては頻繁に相談に應

じた。

I Flesch M. Gehirn und Veranlagung des Verbrechers S. 27 1929.
II Langen A. Mord nach Encephalitis lethargica Z. f. N. 95 S. 506 1925.
III Stertz G. Enzephalitische Wesensver.nderung und Mord. Mon. f. Krim. u. Str. 22. S. 320.

七　精神分析犯罪學說の功過

ジーグムンド・フロイド(1)(S. Freud)は奇想天外の學說を發表して世界を驚かせた。最初神經症の治療に出發した精神分析は普汎的な獨自の學說を建設して人間生活のあらゆる方面にその應用を强ひるやうになつた。アイヒホルン(2)(A. Aichhorn)アレクサンダー(3)(F. Alexander)シユタウブ(4)(H. Staub)ライク(5)(Th. Reik)等は之を犯罪研究の領域に用ひた。

我々は此等精神分析學的犯罪學說を檢討しその妥當なるものは之を採用し、その誤れるものは躊躇することなく之を放棄しなければならない。

精神分析學は學界の反逆兒である。フロイドの信奉者が多數あると同樣に、反對者も多數ある。面白いことにはフロイド說は專門外の人々の間に多大の共鳴を贏ち得たのに反し、專門の精神病學者の間には之を無條件に信奉する人は極めて稀である。此天才の獨創的な思想と好奇心を唆る內容は平素事實に接する機會のない人々を感心せしめずには措かない。之に反して日常此問題の核心に觸れる機會に惠まれて居る精神病醫や兒童心理學者は此學說と事實との間の矛盾を目擊して、此新學說の前に疑惑を懷き、之を信ずることに躊躇する。精神分析に對する批判として最も有名なるものはアラース(6)(R. Allers)ライマン(7)(E. Rainmann)ブムケ(8)(O. Bumke)等の書である。就中近年發表せられたブムケ教授の明快な批判は現代の獨逸精神病學界を代表する權威の說として大いに傾聽する値がある。私は此等諸家の說に自己の卑見を加へて精神分析學說の批判を發表したことがある。(9)玆では犯罪學說に關係のある範圍內に於て極めて簡單に批判を試みたいと思ふ。

精神分析自ら誇として居るところは在來の心理學と異り精神現象を動的(ダイナミツシユ)な立場から觀、之を發生的(ゲネーチツシユ)に考へることである。精神的過程は精神的力と力との關係から說明される。そして其根柢となるものはリビドー卽ち性的エネルギーである。玆に精神分析の汎性慾說と呼ばれる所以がある。換言すれば、之は衝動の個體發生を研究するものである。

尙精神分析は自らを深奧心理學(Tiefenpsychologie)と稱して、在來の意識心理學に對して、無意識過程の遙に重大な意義のあることを强調して居る。無意識の世界へ抑壓されたコンプレックスを精神分析的操作によつて意識に持ち來たせば障礙は自ら治癒すると主張する、此際用ひられる重要な精神分析の武器は解釋術である。玆に精神分析獨特な自由奔放な空想の遊戲が演ぜられ、科學の域を脫し神秘主義の謗りを受ける所以がある。恰も子供が雲の中に龍や入道の姿を發見するやうに、精神分析は精神現象を隨意に意味づけることが出來た。此點は特に精神分析家の反省を要するところである。

精神分析は演繹的である。精神分析家にとつてはフロイドの假定は絶對に眞理であつて最早全く證明を要しないものと信ぜられて居る。精神分析家はフロイドの原理以外に考へることが出來ない程に、彼等の思考は束縛されて居る。最早彼等は精神病學者でもなく、心理學者でもなく、精神分析家の他何者でもない。玆に精神分析が宗派的と云はれる所以がある。故にフロイドの原理は人間の總ての現象に無理にも適用されずには居らない。斯くの如くして最も危險な精神分析の普汎化が起つた。

精神分析は徹底した環境論であると云ふことが出來る。此派の人々は素因を無視しないと云つて居るけれども、實際には殆んど顧みない。精神分析は後天的な精神的影響殊に小兒期の廣い意味の性的體驗の影響に重きを置いて居る。

フロイド說は云はば性惡說の上に立つて居る。人間は犯罪的な、卽ち社會的に適應して居ない生物として生れ、最初は殆んど完全に犯罪性を保有して居る。社會的に順應した道德人と犯罪者とを區別するものは犯罪的な衝動の運動の制止と、それを他の社會的に無害な道へ轉導することである。之は個體の發達中に始めて獲得されたものである。

初生兒が最初環境に對してとる關係は無遠慮な所有慾である。乳兒の母の乳房に於ける野蠻な活動は全然他人の利益を顧慮しない。之を口部サヂスムス的性慾の段階と呼ぶ。後年になつて自己の願望の叶へられない度毎に暴力行爲に傾く人間は往々にして嘗て口部に於て甘やかされた人間であると云ふ。次に肛門愛の段階となる。小兒は不潔を好む傾向と同時に糞便を貯留し、壓し出す事に滿足を感ずる時代がある。此時期に於てはリビドーの充足は口部期の如く他人に依存しないために、一種の橫柄な態度が見られる。成人の淸潔秩序に對する要求によつて衝動の滿足が妨げられる。小兒は懲罰或は非難の恐怖から肛門收縮筋活動の制御と調節を學ぶやうになる。總ての人間が例外なく犯す最初の犯罪は淸潔命令の違反である。便器の上に王樣の如く坐つて、頑として大人の云ふことを聽かない小兒は丁度斯の頑强に社會復歸を拒む度し難い犯罪者の原型と見ることが出來るとアレクサンダーは云つて居る。小兒的性慾は自己愛的な時期を過ぎて漸次周圍の人に向けられる。最初のリビドーの對象は親である。エヂプス境地(Oedipus-situation)と呼ばれる發達の段階(三——五歲)に於ては明かに官能的な色彩を持つた愛が異性の親に向けられ、それと同時に同性の親に對する感情的な反抗と嫉妬が認められる。之を積極的エヂプス＝コンプレックスと稱する。エヂプス期の運命と云ふものは後の性格形成に重大な意義のあるものである。小兒期に性慾は三—五歲頃になつて所謂潛伏期に入る。此時期は破瓜期になつて生殖器の完成し異性に對する完全な性慾が起るまで續く。尋常兒に於ては此時期にエヂプス＝コンプレックスは克服されるものである。そして玆に於て男の子には父との同一化、女の子には母との同一化が起る。之によつて自我の中に一つの最高法廷が作られる。之を超自我(Über-Ich)と云ふ。フロイドは之に道德的良心の機能を歸した。嘗ては親の聲として外部から衝動制御の命令を與へて居たものが、今や自身の中の超自我によつて引き受けられる。エヂプス＝コンプレックスが强ければ强いだけ、又同一化の起

る時期が早ければ早いだけ、强固な超自我が形成される。

若し、子供が犯罪者の親に同一化した場合には、彼の人格中に犯罪性超自我が形成される。從つて彼は尋常兒なるにも拘らず、當然犯罪をなす。此等尋常な犯罪者と中毒性或は器質的疾患に基いて起る犯罪者を除いた犯罪者の大群は無意識的動機から犯罪をなすと考へられ、精神分析によつて犯行の無意識的な本來の意味が解釋されて居る。精神分析にとつては犯罪は神經症と共に前記發達期の障礙に基くものである。犯罪者は神經症者が症狀に於て表現するものを現實に行ふに過ぎない。尙精神分析は罪障感から犯罪を犯す人間があると云ふ。彼等は刑罰要求を以て罪を犯すのであるから、之を罰することは却つて彼等を安堵せしめる結果になると云ふ。

却說、我々はフロイド說から幾多の重要なものを學び得たと同時に、又多くの牽强附會なものを見出した。精神過程を動的に見、深く見ること、體驗の重要な意義などを敎へられたと同時に普汎化と根據の薄弱な解釋の危險なことを知り得た。故に此肯定し難い原理を適用した犯罪者の分析が妥當でないことは當然のことである。實際斯くの如き對象となる所謂神經症的犯罪者と云ふものは少くとも甚だ稀なものである。それだから況んや總ての犯罪を精神分析學的に解釋しようとすることなどは到底不可能なことである。

我々は所謂精神分析家となるべきではなく、只批判的な態度を失はない範圍で精神分析學的に考へればよい。精神分析より分派したアドラー(A. Adler)の個性心理學は一層常識的なだけ

フロイド說よりは牽强附會なところが少いけれどもやはり一義的に解釋しようとするところに誤謬がある。

アメリカのヒーリー(W. Healy)(十一)は自分の方法を精神分析と呼び、少年犯罪者の精神的葛藤(コンフリクト)から起る種々な犯罪を述べて居るが、之はフロイド正統派の精神分析と異り、遙に經驗的であつて、一つの原理から演繹するものではない。但し、斯かる犯罪者は余り多くはない。

一 Freud S., Gesammelte Schriften 1—11 梗概は拙著『精神分析學』『精神分析法』大百科事典參照。
二 Aichhorn A., Verwahrloste Jugend 1925.
三 Alexander F. u. Staub H., Der Verbrecher und seine Richter 1929
四 Reik Th., Geständniszwang und Strafbedürfnis 1927.
五 拙著『犯罪の精神分析に對する檢討』腦六卷一一號——(昭和七——八)
六 Allers R., über Psychoanalyse 1022.
七 Raimann F., zur Psychoanalyse 1924.
八 Bumke O., Die Psychoanalyse, Eine Kritik 1931.
九 拙著『精神分析の批判』敎育、三卷三號(昭和六)
十 Adler A., Theorie u. Praxis der Individualpsychologie 1930.
十一 Healy W., Mental conflicts and misconduct 1926

八 インテレクチユアリズムの衰微

犯罪の最大原因は智能の缺陷にありと云ふ主張は一時心理學界を風靡して居たことがあつ

た。當時の研究者は犯罪者(大抵少年の調査)中には極めて多數(多きは八〇%以上)の精神薄弱者ありと云つた。(六)

然るに世界大戰を境として一般の見解は可なり大きな變化を來たした。合衆國に於ては多數の應募兵に就いてテストが行はれ、其結果一般人の智能水準が意外に低いことが分つた。マーチソン(C. Murchison)(七)は此軍隊テストを用ひて約十萬の受刑者を檢査し、その成績が今述べた一般水準より稍々高いと云ふことの結果を得た。爾來犯罪者の一部分が精神薄弱者なりと云ふ主張は影を潛めるやうになつた。

却說、精神薄弱なるものは、生來性或は發達初期の病的障礙の影響によつて智能の發育の制止された人間である。然し、實際の場合には智能の程度を決定するより他に手懸りのないことが少くない。智能に缺陷ありや否やは、單に當人が社會生活を獨立して營み得るや否やによつて定めることは出來ない。必ずしも社會生活の能力と一致するものではない。之は智能檢査の有力な參考資料とすることは出來る。

然し智能檢査なるものも余り信賴し過ぎると却つて害がある。ビネー・シモン法でさへも必ずしも正確な智能の尺度たるものではない。各人皆過去の經驗を異にして居る。知識は智能の本質的なものでないけれども、智能檢査は知識の影響を全然除くことが出來ない。青木文學士(三)は犯罪少年の如く特異な環境に育つたものは普通兒童とは全く異つた知識傾向を有して居ることを示し、正常なる學習經驗を有する兒童によつて標準化した智能檢査を以て犯罪少年の

智能を檢することの誤りを指摘された。實際我々がビネー・シモン法を用ふる場合には、小學校と刑務所とでは少くとも多少手加減する必要がある。(四)

私は犯罪者の智能檢査のために文字を用ひないテストを作つた。然し此智能檢査に於ても尙階級的に著しい差異の生ずる事を防ぐことが出來なかつた。故に我々は夫々階級に適したテストを作るか、或は少くともその水準を異らしめなければならぬ。(五)

ヤスパース(K. Jaspers)の云つて居る如く、精神薄弱なるものは價値概念であつて、存在概念ではない。それだから、その評價の規準が定まらなければ比率を議論しても無駄である。今若し智能指數 I. Q.＝70 以下を必ず薄弱者と見做すべしと主張する人があつたならば、それは人間の歷史的存在及び此テスト其物の性質を解しない人である。I. Q.＝73 を精神薄弱者となし I. Q.＝83 を薄弱者ならずと判定すべき場合が少くない。

私は都市青少年犯罪者約二千人を診査した經驗により、その精神薄弱者の割合は一〇%內外と見積つて居る。(六) ヒーリーは千人の少年累犯者中約一〇%、バート(C. Burt)(七)は約二〇〇人の少年犯罪者中八%の精神薄弱者を發見したと云つて居る。此比率は一般社會の薄弱者の比率の數倍に當るけれども、昔の數とは雲泥の差がある。少くとも精神薄弱を犯罪の最大原因とは云へない。

一 Feeble-mindedness (精神薄弱)と云ふ言葉には二通りの意味がある。一つは廣義に用ひられ、精神發育制止全體のことであり、一つは魯鈍なる最も輕度な精神薄弱者を指す。

二 Murchison C., Criminal intelligence 1926.
三 青木文學士『犯罪少年の智識傾向』心理學研究 四巻二、一八一頁(昭和四)
四 拙著『都市青少年犯罪者の研究』ソノ一、神經學雜誌 三五巻六(昭和七)
五 Jaspers K., Allgemeine Psychopathologie S. 7. 1923.
六 Healy W., The individual delinquent, p. 103. 1927.
七 Burt C., The young delinquent p. 300. 1927.

九 クレッチユメルの類型は行刑に應用し得るか

クレッチユメル(1)(E. Kretschmer)は人間の體型を闘士型、虚弱型、肥滿型及び發育異常型の四つに分類した。一方人間の氣質を離情型と環情型の二つに大別した。前者は精神乖離症と其基調を等しくし、反應の不自然なタイプである。後者は躁鬱病と其基調を同じくし、反應の自然なタイプである。

氏は實際の觀察に基いて精神的類型と體型とを結び附けた。卽ち、離情型—類乖離症—乖離症の系統は闘士型、虚弱型、發育異常型に親和性を有し、環情型—類躁鬱病—躁鬱病の系統は肥滿型と親和性を有すると主張した。

此卓抜なイデーは世界に遍く普及し、犯罪への實際的應用も既にヘルシユテルン(11)(E. P. Hellstern)フイールンシユタイン(111)(Th. Viernstein)ミツヘル(四)R. Michel)等によつて多數の受刑者に試みられた。三人共に犯罪者の精神は離情型と合致することを見た。フイールンシユタインの材料によれば、改善不能者の五八%は離情型體質に屬し、その一二%は環情型の圏内に屬することが分つた。反對に改善可能者の六五%は環情型、その二〇%は離情型であつたと云ふ。ミツヘルは二二五名の重罪犯人の八八・九%が離情型圏内にあることを知つた。私の不良兒惡囚の調査に於ても肥滿型は極めて少く六・一%、肥滿型に近きものを併せても九二%に過ぎなかつた。(五)

我國に於ても杉原學士(六)を始め多數の人々によつて受刑者の體型の研究が行はれて居る。卻說此有名な學說にも未だ幾多の問題とすべき點が殘されて居る。若し身體と精神が斯く密接に關係するとすれば、何故に虚弱型と闘士型の如き兩極端が全く同一の氣質を有するかが不可解である。又顯著な性格は何れも容易に離情型の範圍に嵌めることが出來る程に離情型の概念は廣い。ヤスパース、ウイルマンス、グルーレ、エーワルド、ブムケ等は此體質論に多かれ少かれ反對して居る。總ての尋常者の性格を二つの對立型とその混合型に歸着せしめることは無理である。(七)

グルーレ、コツレ(八)(K. Kolle)など批判的な研究者をも肯定せしめることは肥滿型と躁鬱病の間の親和性のみである。然し、私は自己の經驗から尙環情型と肥滿型との親和性をも肯定し得るではないかと思ふ。

未だ此學說を無批判的に實地に應用することは出來ない。クレツチユメル自身も刑事學的方面の此研究の前途遼遠なことを認めて居る。(九)只此バイエルンに於ても、診斷に當つて體型と犯罪の關係を顧慮しないことになつて居る。グルーベル(M. v. Gruber)は研究調査材料は民族生物學的目的に使用することになつて居る。

者が事實を僅かなカテゴリーに嵌め込まうとすることによつて公平な立場を失ふことを警告して居る。

一 Kretschmer E., Körperbau und Charakter 8 Auf, 1929.
二 Hellstern E. P., Bekämpfung des Verbrechertums, Mon. f. Krim. u Str. 17. 1926
三 Viernstein Th., Durchführung eines Stufensystems in den bayerischen Strafanstalten, Zeit. f Med. beamte. 36. 1923.
四 Michel R., Verbrechensursachen nnd Verbrechensmotive, Mon. f. Krim. u. Str. 16 1925.
五 拙著『不良兒惡凶の調査』刑政四三卷八——四四卷八(昭和五——六)
六 杉原醫學士『體型と精神との關係に就いての知見補遺』神經學雜誌三一卷七、三四卷三、五(昭和五——六)
七 Gruhle H., Körperbau bei Normalen. Arch. f. Psyiat 77. 1926.
八 Kolle K., Der Körperbau bei Schizophrenen. Arch. FP. 72 1924.
九 Klare H. a. a. O. S. 53 u. 118, 1930.

十 血液型の誘惑

科學の歴史は人間誤謬の歴史であると云はれる。此誤謬の重大な原因の一つは人間の被暗示性にあると云ふことが出來る。凝集反應の上から人間の血液型を四つに分つことが出來ることが明かにせられたとき、學者の腦裏に種々な空想が去來した。最も多くの人々の考へたことは此四つの血液型は人間のすべての方面に亘る體質的差異を示すものではないかと云ふ空想であつた。そして斯かる學者の自己暗示と他人暗示との交錯によつて、一時眼まぐるしい程種々雜多な說が現はれた。例へば精神病の素因に關する研究に就いて一言するに、ピルツ(A.

Pilcz)は變質者にはB型とAB型が多いと云ひ、パルミエリー(V. Palmieri)は變質性重罪犯人には同樣B型AB型の多い事を主張した。藤井醫學士は變質者にB型多しと云ひ、グンデル(M. Gundel)は精神乖離症にB型AB型多く癡愚、アルコール中毒にB型多しと云ふ。ヴュルツ(P. Würz)は精神乖離症にB型少しと報告した。其他精神病者、犯罪者の血液型の研究は枚擧に遑がない。

然し、漸く其後になつて發表される研究は殆んど一致して血液型と精神病との間の關係を否定して居る。卽ち、ザレツク(W. Salecks)は四五二一人の精神病者を檢し、尋常者の間の割合と全然異らないことを知つた。又ソモギー(L. Sonogyi)やマランジョ(L. Maranjo)も同樣の報告をなして居る。それのみならず、尙以前からプレーシャー(F. Pruescher)クロミヤンスキー(B. Chromiansky)などは精神病素因と血液型とは何等の關係のないことを發表して居る。

却說、我國では數年來古川文學士によつて血液型による氣質の分類が主張されて居る。氏によれば、O型の人は落着き、感情に驅られず、人に余り左右されず、意志が强く、溫和しさうで自信が强い。A型に屬する人は遠慮深く、內氣、溫厚、物事が氣になり、事を決するに迷ひ、人と余り爭はず自己犧牲的である。B型に屬する人は氣輕で、あつさりして居て、物事を長く氣にすることなく快活で、よく談じ、派手で刺戟に直ぐ應じ、人の世話を好む。AB型に屬する人は氣質に矛盾あり、判斷し難いと云ふ。

我國學界に斯くの如き勇敢な學說の出たことは誠に喜ばしいことではあるが不幸にして私は最初から氏の說に贊成することが出來なかつた。

嘗て心理學研究の批判會の席上で私は氏の最初此說を思ひ附かれた動機を質したところ、血液型に四種あり、ガレーンの體液による氣質の類型も四種であるところから四なる數の聯想によつて思ひ附かれたと云ふことであつた。尙氏は之によつて在來の主觀的な氣質の判定を客觀的ならしめることが出來ると主張せられたけれども、素人によつて判斷された氣質を基にして行はれたものである以上、その證明の檢査の際たとへ氏の云はれるやうな結果に近いものが出ても余り信賴出來ない心理學の研究(例へば應用心理學三月號所載の岩井氏の結果など)を見ても兩者の關係が肯定出來ない。近來又クレッチュメルの體質と血液型との間にも何等の關係なく、一般に體質と血液型との間に全然關係ないのに古川氏の氣質のみが血液型と關係があるなどとは到底考へられないことである。

三田教授(十二)は血液型は地方によつてその分布の割合を異にするが、決して種々な疾病への素質だとか、性格などと關係のあるものではないと云つて居られる。

一 Pilcz A. Untersuchung über die Blutgruppenzugehörigkeit bei Geisteskranken Jabrb. f. Ps. u. Neur. 45, S. 120, 1927. Cntr-blt. f. N. 55, S. 830.

二 Palmieri V., Ricerche die biologia Criminale. Centr-blt. f. N. 55, S. 830.

三 藤井醫學士『精神病者の血液群型』神經學雜誌 三三卷九(昭和六)

四 Gundel M. über Beziehung zwischen Blutgruppen u. Geisteskrankheiten. Arch. f. Ps. 86, S. 576. 1929.

五 Würz P., über Blutgruppenverteilung bei Schizophrenie. Schw. med. Woch. 58. Nr. 14. S. 353. 1928.

六 Salecik W., Bestehen Beziehungen zwischen Blutgruppen u. geistskranken? Zeit. f. Immunalforsch. 74 S. 280. 1932.

七 Somogyi I., Untersuchungen über Blutgruppenzugehörigkeit bei Geisteskranken. Arch. f. P. 95 S. 290. 1931.

八 Maranjo L., Die Blutgruppen und ihre Beziehungen zum Konstitutionstypus Kranker. C. blt 64. 1932.

九 Proescher F., Bloodgroups in mental diseases. Jour. of nervous and mental dis. Bd. 65 p. 539. 1927.

十 Chrowiansky B., über die Verteilung der Blutgruppen Geisteskranker. C. blt. 48. S. 175. 1928.

十一 古川文學士『血液型と精神現象との關係竝びにその應用方面の研究』心理學研究 六卷一(昭和六)

十二 三田教授、昭和七年六月、日本犯罪學界講演。

十一 心理学的性格檢査の批判

一言にして云へば現在未だ有力な性格檢査法がない。近來盛んに研究されて居る筆蹟學(Graphologie)はクラーゲス(L. Klages)(一)によつて科學的基礎の與へられたものである。現在多數の人々によつて犯罪者に用ひられて居るが、實用的價値は未だ低い。之は人間の一橫斷面を示すに過ぎない。それは概畧指數に過ぎず、他の側からの證明を必要とするものである。

ダウニー(J. Downey)(二)の意志の氣質檢査法もwritingによつて行ふ檢査法であつて、速さとか、柔軟性、暗示に對する抵抗だとか種々なものを檢して之をプロフイールに表はすものであるが之は不完全なものであつて、之に賴り過ぎると大きな誤診をすることがある。社會生活に於ける全人格的な行爲と實驗室に於ける反應とは同一に取り扱ふことが出來ない。殊に犯罪者に對しては用心しなければならない。

近頃亞米利加に盛に用ひられる質問法がある、サーストン(L. Thurston)(三)のneurotic inventory(神經症目錄)などがその代表的なものである。之は例へば「アナタハ獨語ヲ云ヒマスカ?」とか「アナタハ自信ガナイデスカ?」など二百二十三問を書いた用紙に記入させる方法であるが、之

はその症狀の意味をよく知つた醫者が用ひて始めて有効であり、之を作成するには豫め確答を期待し得るもののみを選ばなければならない。

結局我々は現在の心理學の狀態では歷史的＝心理學的方法卽ち、既往の經歷を詳しく檢べる方法が最も完全にして安全な方法であることを知つた。

I Klages L, Handse' rift u. Charakter 1916.

II Downey J, Will-temperament and its testing 1926.

III Thurston L. L. A neurotic inventory, J. Soc. Psychol 1930. I 3—30.

所謂「民業壓迫」私考

戸田作造

(一)

我刑務作業をして、官用主義の趣旨を進めて行く上より見ても所謂「民業壓迫」と言ふが如き非理論的な、而かも粗野極まる言動は世間より之を解消せしめねばならぬ當面の急務だと思考する。此のことに付ては當局として無關心で居る譯に行くまい。行刑の能率を進むる上に於ては勿論のこと、國民の道念乃至理念の筋合よりしても亦、頗る重大性を有する我等の眼前に横つて居る問題であらうことは言ふ迄もないのである。

國家の爲社會の爲、但しは刑務作業を目して極めて簡單に民業壓迫なるが如く意識せらるる人達の御爲になる事業乃至其の方法が何故に民業壓迫であると言はれようぞ、さても不可思議千萬なる世の中であると言ひたい。依つて之より私考に移りたいと思ふ。

(二)

第一に考へて見たいことは、刑務所の作業主體の問題である。卽ち刑務所に於て現實作業を營む「人」は如何なる資格を有し、國家的、社會的に觀て、如何なる地位に置かれて居る人である乎と言ふ問題である。

言ふまでもなく、刑務所に於て現實作業を營み居る人は受刑者である。そこで此の受刑者と言ふ人の本質をば能く〳〵考へて貰はねばならぬ。

受刑者は決して官吏ではない。同時に國家機關に屬する雇傭人又は職工の類でもない。受刑者は國家設備の刑務所に拘禁されては居るが、官吏でない。雇傭人でない。職工の類でもないとすれば、殘る所は唯々「人民」と言ふ一點に歸着するではない乎。而かも普通の人民よりも一層憐れなる受刑の身の人民であると言ふことに、異論のあらう筈はないではない乎。斯の如きは實に判り切つたことであるが、此の判り切つたことが世上、容易に忘

れ勝ちに陥ることあるを甚だ遺憾とするのである。

所詮「人民」である所の受刑者が刑務所に於ける作業主體である以上、刑勢所の作業を見て、左樣に簡單に、直に以て官業であると斷定するが如きは、非常に間違つた見方であると斷言して決して憚らぬのである。詮じ詰むれば、刑務所の作業は、其の形式を異にする民業であると言ふべきものである。

故に世上の人達が刑務作業に對し、民業壓迫なりと言ふならば、普通の人民より大に憐れなる刑務作業の主體たる受刑者一同はあべこべに、其の言ふ人、其れ自體が眞實の民業壓迫其のものであると言ふであらう。デパートの附近に又デパートが出來た、呉服屋の向う側に又呉服屋が現はれた、豆腐屋の一軒先きに次の豆腐屋が開業した。然れども斯の如きものに對しては誰人も民業壓迫とは思はぬであらう。刑務作業の本質はそれと同じものである。宜しく認識を深めて欲しいものだ。

（三）

第二に考へて見たいことは、刑務作業は國家の設備の下に謂はば資本無し、稅金入らずで經營するが故に、比較的安價に出來上る。これが市場へ進出するを以て民業の壓迫を爲すと言ふことを聞かされる。然れども刑務所の工場は決して眞の工場ではない。刑務所の工場は恰も學校に於ける敎場と殆んど同一性質のものと言ふことが出來得よう。同時に又、農家に於ける耕作地乃至は漁業家に於ける漁場見たやうな活きむが爲の、卽ち生命維持權に對する天與の生活根據場所であると見るを以て正當とするであらう。されば國家は刑務所の工場を設備するに決して營利を目的として居ないのである。これ實に彼等受刑者に天與の生命權を完うせしめんが爲に、已むなく作られた迄のものである。之を簡單に再言すれば、刑務所の工場は一面に於て勞働の訓練場所であり、他面に於て天與の生活根據場所であると思ふのである。

以上の如き主義を以て成立するのが刑務作業の本質であつて、之に因つて出來上りたる販賣製品に對しては常に市價を標準として價格を算定して居る。但し言ふ所の其の市價なるものが實際甚だ曖昧、不確實のものであつて決して平衡を得て居ない。民間小賣商に就て見るに、其の時と、其の場所と、其の物品の如何とに依り殆んど倍額見當の範圍內位に於て物價の高低があるのは事實である。判り易く言ふならば丸で幽靈の話のやうなものが所謂市價なるものの正體の實際である。故に市價なるものを見出すのに甚だ困難を感じて居る。

實際の所、刑務所の諸製品の價格は餘り低廉とは言はれぬ。より以上高くすれば決して賣捌くことは出來ぬであらう。第一に刑務所の製品は武骨で榮えがないと言はれて居る。これは優良職人を有せぬからである。次に刑務所は場所が惡い、容易に買ふ人の足は向かぬ。其の他各種の事情が綜合されて、現在に於て販賣頗る困難であつて、油斷せば、直に製品停滯、死藏の憂目に陷る現況の一事を以て見ても刑務所の製品の價格が左程低廉にあらざることの重要なる證左であらうと思ふのである。

刑務所は固より一般商工業者の如く宣傳や廣告はせぬ。從つて是等の諸費用を其の價格には見込まれぬ。資本の利子乃至は家賃、看板代等之を必要とせぬから製品の價格に加算せぬのは當然である。故に稀には案外安價の物品があるかも知れぬ。然れども斯の如きは眞に稀に見られる、恰も一般商店に於ける誓文拂ひの賣出し位にも遠く及ばざる極て少數のものに過ぎぬのである。

刑務所の賃銀收入の少額なるを見て直に以て、製品の安價を言ふ勿れ。是は技能の不足と、諸種の理由又は事情よりして働きの足らざるとに因るのである。猶ほ且つ刑務所の製品が安價なるを以て、民業壓迫であると言ふならば、言ふ人達の價格が高過ぎるのではあるまい乎と思ふのである。

（四）

第三に考へて見たいことは、國民の全部が洩れなく大に働くと言ふこと、大に働かしめると言ふ問題である。若し夫れ國民にして大に額に汗することを忘れ、乃至は之を第二義的に置くが如きことあらむか、其れこそ國家社會の一大事であらねばならぬ。國民の遊惰氣分助長せんか　國民其れ自身は自然に滅亡し、國家、社會はそれ丈け衰へ行くであらう。現に我國內に於ても大に額に汗すると言ふ氣分が相當に影薄くなり、一種の傳播作用を起して居るやうに見える。之を看過してはなるまい。此の觀點に立つて見ても亦刑務作業の活潑を必要とするのであらう。

受刑者も等しく人間である以上、大に働かしめねばならぬ。更に一層働かしめねばならぬ。大に働くと言ふことは人間の本能であり、使命であり、全く天賦の本質である。されば此の大に働くと言ふこと丈けは如何に受刑者とは言ひながら、他の勢力を以て奪ふ譯に行かぬ。ここに細心の注意を拂つて貰ひたいものだ。私は我刑法及

び監獄法規に於て、懲役の受刑者に作業を強制して居る條項は之が爲であると解して居る。少くとも斯る點にまで法律の精神が擴充されて居るものだと信じて居るのである。

前にも述べて置いた如く、國民の全部が大に働くと言ふこと、洩れなく大に働かしめると言ふことに付ては最早誰人も異論はあるまい。異論を稱ふべき筋合のものではないと思ふのである。於是乎國民の全部が洩れなく大に働いた結果其のものが即ち刑務作業であるではない乎。

況んや前記「第一に考へて見たいことは」の項に於て說明せし如く、刑務作業は純然たる官業ではないのである。人間の勞働が其の本能であり、天賦の本質であると言ふ點に立脚して說を設くるならば、刑務作業を次の如く見ることが出來得るであらう。

即ち受刑者が額に汗して働いた結果に付ては經濟學上の原則を待つ迄もなく、其れに價値付けねばならぬ。受刑者は其の本質に於て、人民ではあるけれども、自由を奪はれて居るが爲に、自己の勞働に對し價値付けることが出來ぬ。依つて國家の機關たる刑務所が代つて之を精算し與ふる迄の話だと言ふことか出來得る。これを要するに、受刑の身の人民と言ふ身分者の作業であると言ふ點に注意せねばならぬ。にも拘はらず純然たる官業かのやうに誤解され、其の誤解が轉て刑務作業に對し民業壓迫と言ふ意識乃至見解を產み、從つて民業壓迫の聲の全部が矛盾撞着に陷つて居るやうに思ふのである。

受刑者に大に働かしむるの制度は實に最善の美方法である。更に進んで刑事被告人及び被疑者に迄も强制作業を課すべきものだと思ふ。何故なれば働けば働く程、良心は發達するであらうからである。良心が發達すれば我儘や嘘言も少くなるであらう。我儘や嘘言が少くなれば裁判審理に大に貢獻するに至るであらうと見て居る。

刑事被告人及び被疑者は拱手徒然刑務所の舍房に遊んで居る。小人閑居して不善を爲す。深く味ふべき問題だと信ずる。實行方法としては舍房作業にて可なるであらう。何れにしても刑務作業は將來一層有利に善用せしめねばならぬ一大關心事であらうと思ふのである。

（五）

更に見遁し難き法律關係事項がある。凡そ法治國家に於ては、國民の全部が能く其の法律命令を遵守し實行せねばならぬと言ふ問題である。

刑務作業は正に能く、國法に從ひ、最も忠實に法律命令を遵守して行くと言ふ一つの規範事項であらうと言はざるを得ぬ。

而して法律の制定には國民全部の心が關與して居るのである。法律學者が「法律は國民總意の和である」と說くのは之が爲であらう。故に刑法にも亦監獄法にも其の制定に際しては、刑務作業に對し民業壓迫を叫ぶ人、其の人をも參加して居る筈であるのに之を棚に上げ、知らぬ顏を爲すが如き態度は大に愼むべきであると思ふ。ここにも自家撞着の大きな喰ひ違ひあることを見出されるのである。

少しく感情論に陷る嫌ひがあるかも知らぬが、刑務所の作業が民間營業者に於て、左樣に厄分を感ずるならば先づ以て受刑者を刑務所に送らぬ方がよからうと言ひたい。受刑者は盛に刑務所に送り込みながら作業强制の法律は設けながら、其の作業が妨げになると言ふことは常識あるものの言ひ得べき話ではなからうと信ずるのである。

されば民間商工業者は大に我刑務作業を信賴し、以て全國民の勞働力を進め我國產業の發展を期せねばならぬ責任乃至は義務こそあれ、之に對し小言を並ぶるが如きは獨り理論の成立せざるのみならず、崇高なる我國民道德の上よりせば、寧ろ一種の罪惡事でなくてはなるまいと信ずる。

我等刑務官吏に於ても他と同樣、種々なる責任乃至義務を負はされて居る中に於て、刑務作業に對し民業壓迫呼ばはりの言動丈けに付ては本私考の所說丈けの範圍に於ても我等は絕對に責任を負ふことは出來ぬ。堅く斷つて以て終りを告ぐる。（了）

刑政第46巻第4号
矯正図書館

刑務所の工場災害並に作業手當金に關する考察

福山福太郎

目次

(一) 緒論
(二) 作業の性質と勞働契約
(三) 刑務作業の現況
(四) 工場災害と手當金（以上前號）
(五) 災害防止と救護
(六) 災害の原因と豫防方策
(七) 結論（以上本號）

五 災害防止と救護

工場災害は、人的原因と設備又機械とに基くものである。

人爲的原因に付き、豫防の要點は、訓練と注意とに歸するのである。あるひは苛酷の使役により疲勞も其の一である。故に緊張と休養とは、適度に行ふ必要がある。

設備に付ては、以下述ぶる處の如く、刑務所に於ては大正十五年四月行甲第五七三號を以て、電動機の取扱方に付き、注意が發せられまた昭和四年十一月二十八日には、行甲第一、七一四號衣類臥具設備中、危害豫防衣の制式が制定せられる等、災害防止に付ては銳意改善が、促されて居る。此種の作業は、いづれも、職工の協力を俟たざれば、能率を害し危險の災害多き事は論を俟たないのである。

今內務省社會局の發表せし、昭和五年中、災害原因別を摘記すれば左の如し

原因別＼年次	五年	前年	增減
機械的	三、六五七	三、九三八	減 二八一
非機械的	五、八三八	六、二〇四	減 三六六

機械的原因別（勞働監督年報）

機械名＼年次	五年	前年	機械名	死傷數 五年	死傷數 前年
動力電動裝置	五三〇	五七五	壓穿機械	三三	二八八
商車數	四〇二	四六一	壓搾機	五九	空
轉子並類スルモノ	四一三	四四八	研磨機	空	三〇七
鋸機	五五八	五七六	揚重器	一、二四七	三〇七
			其他一設機械	一、二四七	一、二九

非機械的災害原因別

原因別＼年次	五年	前年	原因別＼死傷 五年	死傷 前年
取扱中又ハ工事中	一、六五一	一、六五一	物体落下又飛來	八七六 八二五
工具	四二一	四三五	高熱物体	五〇〇 五一五
高所ヨリ墜落	六四九	六六五	其他	六五九 一、一〇四

社會に於ける工場災害は、右表の通りである。が刑務作業の災害原因は、明確なる材料を得られない。行刑統計表は、外因病疾原因は、明にされて居る。けれ共、右表の如き機械の原因別は、不明である。而して刑務所に於ける原動機及動力並に傳導裝置は、其使用如何により危險が伴ふものである。故に定期の檢查を、嚴重に行はねばならぬ。是は危險豫防の外に、保存に干係する處、大なるからである。

所謂原動機による危險豫防に付いては、各國に於ても夙に法令を以て、取締が講ぜられて居る。英國に於ては、十九世紀の初期に初まり、吾が國も工場法施行前より府縣令を以て、取締りを施行してゐた。官廳工場は右の如き、監督を受くる義務がなかつた。卽ち官廳は其長官が一切の指導と一切の責任を負うからである。

原動機、導力傳導裝置の危險なる部分の主なるものは、勢輪、曲柄、連接桿、聯桿、器卿子桿、發動電機のコンミユテーター齒車調、帶車、車軸、接干等である。而して是等の部分を如何に豫防裝置を要するや、是は實際の狀況如何により適當の方法を選ばねばならぬ。

吾が國工場災害豫防の法令は概括的に規定を設け其細目施行細則は細則に讓られて居る。（工場法第十三條）

又工場災害防止に關聯して作業技師及作業技手職務規定が制定せられた。同第二條第七條乃至第十一條は主として災害防止を規定してゐる。現今各刑務所の設備と作業種目に鑑み果して法令の趣旨に順應せし技術者を採用せしか、經費其他の都合は遺憾に存する點も少くはないであらうと推察する。

凡そ危險發生は機械動力の始業時と閉動時期が最も多いと言はれて居る。されば受刑者の作業開始時は如何、季節と場所とに依て幾分の相違はあるが、大概午前五時より午前八時迄で閉動時も午後の六時より九時迄であらう。斯る始業時に災害防止の任を有する責任者が出動し安全を期し居る處が幾何であらうか。

往昔授業手時代は悉く受刑者と動作を同じくし機械の運轉は勿論道具の出し容れ作業の段取等指導訓練に專念した者である時代は既に急轉して素質の向上と位置擴大は又隔世の感がある。現實災害の豫防と職工指導訓練は果して誇るに足るか否かが問題とする。

作業技師並に技手職務規程は、第一條より十一條迄の正文中に七ヶ條は正しく器具機械の取締と指導であり、殘餘の四ヶ條が敎化に充當される樣に、解せられる。私は作業技師並に技手の職務規程のみにより、檢討するならば、工場災害防止と職工道德養成が主眼とせねばならぬと考へる。

現今作業技師の定員が十九人作業技手が四百五人である。以上の職員が職責上工場災害防止の任務を有する者である。然るに機械動力等の運轉を生かじりの受刑者に操業せしめ僅少の人數職工養成に技術者を配する如き處も少くない。現今作業收入のみ熱中して災害防止敎化事業が等閑視せらるゝを恐るゝのである。

六　災害の原因と豫防

(1)　鑓壓機及壓穿機

此の機械は、主として金屬工業に用ひられる。職工の材料送給の爲め、又は掃除の爲め、若しくは手足の辷りたる爲め等の事由で、指先又は手首等を挾まるる危險がある、此の種の刑務作業は小菅大阪其他にも設備せられて居る。

而して行刑統計昭和五年の外因患者中鍛冶工は $\frac{106}{1,997}$ であり、指物工は $\frac{169}{1,997}$ である。

豫防方法は、手指等を挾さまれざる樣豫防裝置を施さねばならぬ。

(2)　轉子（印刷機械等）及光滑機

材料の壓延、壓穿、壓搾、艶出等に用ひらる機械である。右は、手指又は全身を卷込まるる危險がある。殊に壓機に比し、危險の程度も大きいから豫防方法は、此種の作業に就く者には、危害豫防衣を着せしめ、尙事故の場合、停止、逆轉、裝置等を設け、危險なき樣設備し、技術者を可成直接に取扱はしめ、已むなき場合、充分訓練を施し、而も注意周到ならしめねばならぬ。

(3)　金剛砂砥石（又ハ琢磨機）

右に揭けし機械は、材料の破片、紛末の飛來等により眼及顏面を傷害する事多く、時として全身に及び、延て生命に危險を及ぼす場合も無きにしもあらずである。多くは、眼疾誘引の原因となり指先等擦り付け、負傷も少くない。因て使用上熟練を要すと共に、(2)に揭げし要項を採り、尙ほ廻轉部を蔽ひ、又は圍を爲す等の防備が必要である。小菅刑務所は大々的機械作業なるが、此種の防備は、割合に考慮が拂はれてゐる。

(4)　鋸　機　械

鋸機械には、圓鋸、帶鋸、及捽鋸の三種がある。危險は主として、鋸齒に、觸れて手指其他の部分を傷害し、操業中木材の轉落等により足部等に打撲症を受くる事がある、然して右の內丸鋸が最も危險が多い。

豫防方法としては(2)に揭げし要項を守るべきは申す迄も無く、其外に手袋を嵌めしめ、足袋を穿かしめて、危險負擔を少なくするの注意を要する。

(5)　ダライ盤、ボール盤、鉋機、穿口機

右に揭げしダライ盤、ボール盤は主として、鍛冶工金物工が使用し、鉋機、穿口機は木工指物工が使用してゐる。取扱も、豫防方法は上來述べ來りし處である。右に就業する職工は、衣類に油汁が飛散浸潤し、不潔不愉快にして、能率を害し、健康に及す事も少なくない。而も右油汁は火氣に引火し、火傷等の危險もある。浸潤した油汁は、容易に洗淨が不可能で、衣服經濟の上からも、少なからぬ障害がある。汚染豫防衣等もあるが現行の配給木綿を材料としては、到底油汁を防ぐ事は不可能であらう。

小菅刑務所は、機械作業としては、大規模に行はれてゐる。從て油汁汚染も少くない。是等の洗淨に、酸性白土を使用し、油性を分離し、色揚等を施し、衞生的、經濟的の考慮が拂はれて居る、一反の仕立衣服も、酸性白土、二百匁（五錢）にて容易に分離が行はれ、有効の成績を擧げて居る。

6)　工場の採光と照明

工場の採光並に照明裝置の如何が、就業者の健康と安全に干係する處が、大なるのみならず、勞働能率、經濟に影響する事は、言ふ迄も無い。就中刑務作業時間は夜中に及ぶのであるから一層照明裝置を必要とする。司法省行刑局長は昭和七年四月行甲六三〇號を以て電燈燭光數の標準を指示せられた、且つ料金並に施設改善も其一であつた。

所謂電氣事業は國家の助長政策による獨占事業である公共の利益上個人の利益も大に犧牲にされて居るが供給者は獨專的の位置を惡用し大資本企業の聯合等を爲し過當の料金を要求し當局を泣かしむる狀態である。

而して照明裝置の合理化は各部局一致協力するにあらざれば到底實現は不可能である。横濱刑務所に於ては此種裝置は合理化の尖端を走り推賞に値する。河邊所長並に各係の勇斷に敬意を表して置く。

採光不充分の爲め眼疾其他の疾病を誘引する、卽ち眼の疲勞により、近視眼、白障眼、網膜炎等の眼病の原因となる、採光不良の爲め、活版工場に於ける植字工百中五十一の近視眼あるを報告せられ（コーエン氏）右と同樣に織物工場に於ても百分の七十五の近視眼が報告せられて居る。

日光は殺菌力を有し、紫外線の、エネルギー等人體の健康上缺く事の出來ぬ要素である。

而して工場內外の晴快は心氣を爽快ならしめ因て作業能率を向上せしめ、且つ災害を防止し得る事である。

採光誘致は天井よりするものと、壁間より採り入るゝ樣式とがあるが、新築の刑務所は平屋型鋸の工場に作られて居る。確かな處は知る事が出來ぬが八分通りは日本小屋組で高さも十二尺內外梁間も大概四間位であらう。吾々の見聞した處も不完全の工場が夥しくあつた。從て窓の廣さも完全で無い上に經費等の干係で紙張障子の處も少くない。冬期と雖も工場に暖房の施設が有る處は極めて稀れである爲めに、窓を締切り光線の射入を遮り換氣を妨ぐる工場內は、塵埃と炭酸瓦斯に汚染せられて一種の臭氣さへ發する處もある。呼吸氣病等は主として工場より傳染するものであるまいか、是等の實害が直接工場災害として認識し得難いが、私は罹病原因が工場設備と工場勞働如何により左右し得られる事の尠からざるを信ずる。

(7) 換氣

空氣の要素は窒素酸素、炭酸瓦斯の大部分と「アルゴン」「ネオン」及「ゼノン」等が少量含まれて居る事は

小學兒童も周知の事と思はるる。

而して適當新鮮なる空氣も、工場內の勞働者の吐き出す炭酸瓦斯の爲め或は機械其他燈火火床等諸種の製造品の操業から物理的の變化を及ぼし場內の空氣は外氣に比し其成分中の酸素は減少し汚濁し炭酸瓦斯の激增する事は吾々の常に體驗する處である、其著しきは眩暈頭痛を催す。

酸素の人體生理に必要なる事は喋々を要しない。而して人身の一呼吸に百分の五の酸素を消費するから、火床並に瓦斯熔接七輪等の火器は是と略同樣の容積を消費するので工場內外の換氣を怠れば酸素の補給が絶て酸分が減少する。

炭酸瓦斯の增加は人體の數に應じて增加するが又燈火用瓦斯火床熔接等も炭酸瓦斯を增加する。人體の一呼吸毎に四四%の炭酸瓦斯を放出するからである。炭酸瓦斯の有毒なる事は劇場又は工場等炭酸瓦斯蘊積した處に嘔吐を催し頭痛等は中毒に犯かされし證據である。又瓦斯中毒は死に到らしむる事も尠くない。余は嘗て坑內受刑者就業の場所が作業に差支なきや否の檢査に直面し瓦斯中毒に陷り人事不省擔荷にて坑外に搬出せられし苦き經驗を有してゐる。

三池刑務所の採炭受刑者の作業は先づ係員をして炭酸瓦斯の濃度を試驗し而して後就業せしめたる由である。採炭災害が斯る注意の結果瓦斯中毒の災害は割合僅少なりし證據であらう。工場內と雖も有機物の空氣に混入したる時、長時間密集作業を爲さしむるは、中毒を惹起する、工場管理の責にある者、常に換氣を怠らず新鮮なる空氣吸引に努めねばならぬ。

諸外國に於ては工場內の氣積を一定の標準を定め居る處も少くない。北米合衆國イリノイス州に於ては作業場內氣積は一人當り五〇〇立方呎なる事を要し瓦斯其他酸素を消火を使用せざる場合は二五〇立方呎に下す事を得ると定めた。又英國に於ても普通の工場に對しては、一人當り二五〇立方呎以上に規定せられて居る。其他諸外國も概ね二五〇立方呎乃至四〇〇立方呎以上とせられて居る。

小菅刑務所は昭和四年の竣工に係る最新式の工場なるが其一人當り氣積は左の通りである。

工場々	一人當平面使用坪	一人當氣積	作業の種類	食堂浴室其他除外數坪數
一工場	三坪八一	三、四五立尺	機械機織	九四坪除外

二工場	七坪九六	四、九六二立尺	金物工フエンダー 八六坪除外
三工場	七坪九四	三五、七〇四立尺	自動車及金物ロクロ工 六三坪除外
五工場	二坪四〇	二〇、二五四立尺	印刷工 一四一坪

右は模範的の刑務所の設備であり又長期受刑者たると定員以下に集禁せし干係上餘裕が見積られて居る。採光通氣と換氣とは如何なる作業を施設するも懸念は毫も無いのみならず工場法規の期待以上の設備なりと斷言し得らるる。而して刑務作業の全體より觀察して工場一人當氣積が幾何なるか資料を有しない爲に檢討を差扣ゆる。

上來述べ來りし災害の原因其結果は行刑技術の範疇なるや否さへ疑問せられ從而關心も薄い樣に思はれるが我法典が獨居拘禁者に戶外運動の時間を制定したのも室外新鮮の空氣を吸引せしめ健康維持を期するからである。

七　結　論

要するに自由刑の執行は人と人との關係であつて、犯人を改善し、社會へ復歸せしむるを使命とする。故に其の執行に當りては、須く犯人の身心の健全を期するにあ

る。身心の改善は、究極社會應化の者たるべきである。卽ち、改善、社會應化が、再犯防遏の目的を達し得べく不幸、善良なる囚人とするも、社會に應化し難く再犯敢行の者あらば、吾人の任務は、徒勞に歸するであらう。社會は進化の道程に在つて、停止する處が無い。吾人は社會の推移を注視し、社會適格者たるべく、敎化の舵を把握せねばならぬ。

現今の社會組織中、經濟乃至は、企業組織は、大資本による機械化、生產の合理化に進み、益々販賣の統制と共に、安價供給が、競はれて居る。因て家內手工業の如き、是等の生產事業に、敵對太刀打は不可能であつて、漸次衰滅に近づきてゐる。

此の意味より刑務作業も、晏然、舊來の手工業を墨守するのは難き事であらう。須く、行刑の使命に基き、機械生產の時代化を期し、勤勞敎導の基調に基きて、時代の勞働者に訓練せねばならぬ。

所謂企業の機械化、生產の合理化は、必然勞働條件、災害豫防、賃金問題、災害扶助等が問題を生ずる。

今吾々は、刑の本質に鑑み、現行法規の範圍內に於て、勞働法規の精神を咀嚼、翫味し、行刑任務遂行に邁進せん事を期する。

保護觀察論（承前）The United States Probation System

ジョール・アール・ムーア　Joel R. Moore

（七）つゞき

通信敎授を受けたいといふ要求が、既に保護司の側から起つてゐるのでありますが、われわれもこの要求の滿足せらるゝやうに致したいと考へてゐるのであります。

又、我が行刑局の看守その他の者のための練習所と併行して、一時に少數ではありますが、保護司のために短期間の、熱のこもつた敎習所を設置する計畫のあることを知らせたゞけで、保護司達は歡呼の聲をあげてゐるのであります。すなはち、此等の人達は眞に指導者たらんことを希望してゐるのであります。彼等は、ベーカー判事記念財團 Judge Baker Foundation のウイリヤム・ヒーリー博士 Dr William Healy によつて喝破された處の試練に應ふべく奮鬪を續けてゐるのであります。博士は次のやうに云はれました。

「すべてこの犯罪人敎化運動には、殊に、より好き保護觀察制度の發達のためには、指導者——科學的な、深みのある人道的精神を以て與へられたる事實に對して、勇敢に直面して行く處の、果敢にして聰明なる指導者を必要とする。失敗したからといつて氣を落すことはない。かの外科醫といふ素晴しい職業すら理髮屋から起つてゐるではないか。保護觀察といふ仕事も立派な職業になり得るも、またならなければならない」と。

尊敬すべき、昔からなる職業に就いてをらるゝ諸君を前にして、おこがましいやうではありますが、わたくしは、我國に於ても僅か半世紀の間に保護觀察事業といふ職業が出來たといふことを主張したいのであります。裁判所、保護觀察事業、乃至は社會に對する特別の奉仕に於て、人格、識見、技倆を他の職業の人々によつて尊敬され、又職業となりつゝある保護觀察の中心となつてゐ

る保護司達が其處此處に澤山をるのであります。ここにその一人の名を擧げても差支へあるまいと思ひますが、昨年六月ハーヴアード大學は滅多に授與したことのない稱號マスター・オブ・アーツを、保護司中のネスター（仲間の古老）である處の、マツサチユーセツツ州保護觀察委員ハーバート・シー・パーソンス判事 Honorable Herbert C. Pasons に授與したのであります。これは實に研究の眞に職業としての性質知識の獲得、斯道の開拓、科學的方法、技術の發達及び長年間の組織的保護觀察事務が識者によつて認められた結果であります。

ハーバート・パーソンス氏を手本とし、氏及びその他同職の人々から學びつゝ、我が聯邦保護司達は、州及び郡の同職の人々四千人と共々、職業的練達に向つて進んでをるのであります。

（八）

以上、個別的處遇の最も重要なこと、すなはち、保護觀察の調査機能の重要なこと、熟練せる監督的保護觀察事業の重要なこと、保護司の間に職業的精神及び技術の發達しつゝあることの有利なことを述べて參りましたがその間に恐らく諸君の胸中にわかれたであらうと思はれまする處の疑問について、こゝで簡單に論じて見たいと思ひます。その疑念と申しますのは、もし保護觀察制度が益々多くの犯罪人に及ぼされるやうになつたなら、訴追、刑の宣告、そして拘禁の犯罪控制力はどうなるであらうか、といふことであります。

それに對するわたくしの答へは、一部分は諸君の御同僚の一人の口から得たものでありまして、その人の判事としての活動は批評家達を面喰はせましたが、理解ある人々からは賞讃を受けて、遂に大都會の人々から親しまれるやうになつたのであります。すなはち、オハイオ州シンシナチのチヤールス・ダブリウ・ホツフマン判事 Charles W. Hoffman は云ひました。

『控制力は、事實及び科學の力の無限に關係する限りに於て、刑罰の附屬物である。……犯罪人を刑の宣告後直ちに善良な、合法的な市民として復格させようとすることが、犯罪を奬勵したり、增加せしめたりするとは、どうしても考へられない。控制力の要素が含まるゝ限り、應報の效果又は刑罰の犯罪控制力に關する豫想的な意見にでなく、事實に基いた犯罪人處遇の科學的制度乃至は手續を創始するについて、遲疑したり妥協したりする辯

解は成り立たない。』

しかも、ホツフマン判事がかくも熱心に攻擊してをる、この控制力觀念、そして屢ゝその長い間の立派な經驗から引き出された事實、數字、實例によつて見事に解くことの出來る、この控制力觀念は、まだ〳〵多くの法律家や感情的に偏つた民衆にこびりついてをるのであります。故に、われわれは暫く冷かな事實に訴へたいと思ひます。矯護士として名聲を博し、生地マツサチユーセツツ州の立法議會で活躍し、しかも市の刑務所に於ける至難なるクリーン・アップ（Clean-up）事業を引受けて犯罪人及びその處遇の研究に終生の事業を見出した、諸君と同じ御職業の人の唇から事實を語らしめ、推論を語らしめたいと思ひます。それは、鉄のやうに意志が固く、しかも健全なる人情味を有せらるゝ行刑局長——刑務所のよき建設者にして保護觀察の信賴すべき信奉者——のことであります。氏は昨春ニューヨーク市に於けるアメリカ保護觀察協會午餐會に於けるラヂオ演說に於て、刑罰の個別化を默認しつゝもなほ控制力を思ひ切れない識者達のことに言及して云はれました。

『彼等は保護觀察の餘りに自由な使用が法の制裁を弱め、社會に對し犯罪控制力を及ぼすと信ぜられてをる處の刑罰の健全なる恐怖心を取除くことになるだらうと心配してをるのでありませう。

『此等の人々の爲にアメリカ保護觀察協會は現在刑務所收容者の殆ど四倍の被觀察者を有し、しかも、犯罪率が他州に於てはどん〳〵上つてをるのにも拘らず、減少しつゝある處のマツサチユーセツツ州に於ける保護觀察の結果を發表したらいゝでせう。例へば一九一五年にはマツサチユーセツツ刑事裁判所に於ける人身及び財產に關する犯罪件數は二萬九千二百八十件でありました。一九二八年にはそれが二萬一千六百二十五件に減りました。この期間內に刑務所の人口が減少し、保護觀察の使用が事實上增加してをることは、著しい事實であります。故に、右の數字は、保護觀察の廣汎なる使用が社會を犯罪增加の危險に曝すであらうといふ假定に對して、何等の證據を借すものではありません。

一又、任意生命保險會社が刑務所や裁判所からではなくマツサチユーセツツ州の各都市に於て記錄された報告から集めた殺人件數の調査の結果が統計表の一番下に出てをりますが、それに依りますと、ボストン市が人口十萬につき三人餘の割合で六人乃至六十五人といふその他の大都市と著しい對照を見せてをります。しかるに、此の表の

中に入るほどの大さのマツサチユーセツツ州の都市は三つとも僅か一件の殺人をも記錄してゐないのであります。すなはち、マツサチユーセツツ州に於ては、明かに保護觀察の廣汎なる使用が殺人事件を導いてはゐないのであります。

『又、二週間前合衆國國勢調査院が全國刑務所に於ける收容者の分析の結果を發表しました。同書の第四頁に出てゐる統計表によりますと、一九〇四年に於ける全國總人口十萬人當りの收容者數は六八・五であります、それが一九二八年には八五・三に增加してをりますが、マツサチユーセツツ州に於ては一九〇四年六四・五であつたものが一九二八年には四三・七に減少してゐるのであります』と。

この點についてはまた〳〵申上げることがありますが保護觀察事業に卓越せる人々の、長い間の活動の結果についての嚴格なる自己批判から引出される結論の如き、サンフオード・ベーツ氏の右の推論を支持するに足るものでありませう。わたくしは、本當の自信を以て、もし保護觀察制度が、正しく、充分に、且つ有效に行はるゝならば犯罪人の絕對數は必やず減少するであらうことを斷言致すことが出來ます。

ヴア・ジニア州ノーフオークのハーバート・ジー・コクラン判事 Herbert G. Cochran は「保護觀察、その使用及び可能性」に就いて語つて云ひました。

『ニユーヨーク州に於ては、一九〇七年以來保護觀察に付せられた二十五萬人の成年犯罪人の內七十八パーセントの者が改悛し、罰金、賠償及び家族の扶助のために二千三百萬ドルを支拂つてゐる。……英國に於ては每年八萬人以上の者が保護觀察に付され、最も滿足すべき結果を收めてゐる』と。

そして同判事は、その意見として、『保護觀察は、犯罪問題處理の最も確實なる助けの一として全國刑事裁判所により採用の氣運にある』と述べてゐるのであります。

こゝでまたベーツ氏の言葉を引用したいと思ひます。

『然らば、保護觀察は物柔しいものではなく建設的なものだ。それは救濟手段である。たゞに受刑者を賄ふための數百ドルの支出を助けるのみでなく、人間そのものをも救ふものだ。わたくしは、保護觀察處分が一つの投資であるといふことを證明することが出來ると信ずる。良き保護觀察に對する一ドルの投資が、罰金は集り、賠償はなされ、家族は扶助されて、二ドル乃至四ドルとなつて返つて來ることは屢〻證明された處である。それは又

人間に對する投資である。墮落せしめるよりは奬勵する。墮落せしめるよりは建設する。それは個人を勤勉と利益の生活に堪えざらしめるよりは將來の有用に對して救ふものである。すなはち、それは社會防衛への投資である』と。

更に、わたくしは我國に於ける最も有名なる社會問題の研究家の一人である、ニユーヨーク市の老人道主義者、ホーマー・フオークス氏 Homer Folks の言葉を引用したいと思ひます。氏は云ひました。

『今日刑務所の維持のために各州がつかつてゐる基金の十分の一を、保護觀察中の犯罪人の使用、世話、監督に用ひたならば、結果は、既にわれわれの經驗が證明する如く、莫大なる利益を齎し、且つ犯罪を防遏することによつて社會のために莫大なる經濟となるであらう』と。

昨年中に於て合衆國保護觀察課は司法省の四千七百萬ドル以上の總支出の中から二十萬ドル足らずを支出しました。ウイツカーシヤム委員會の發表した處によると、僅か一法律施行部ですら法律の施行のために、司法省の一ドルの支出の內の六十八セントをつかつてゐるのでありますが、保護觀察課に至つては、司法省の一ドルの支出につき一セントの半分以下が保護觀察制度の建設のために用ひられてゐるにすぎないのであります。

（九）

勿論われわれはまだ草創の時代にあるのであります。聯邦保護觀察制度を、まだ保護司の設置されてゐない二十九州に擴張し、更に重要なことは、全區について完全なる、能率的な事務を發達させるためには、基金の更に寬大にして思慮深き流用を要するのであります。司法省の豫算の一ドルの中から二セントを與へて御覽なさい。聯邦保護觀察制度のすばらしい進展を約束することが出來ます。熱心にして倦むことを知らない人々が、納稅者の負擔を輕減し、社會の防衛と同時に特殊犯罪人の救濟のために、この保護觀察事業に於て聯邦區裁判所に奉仕せんことを願つてゐるのであります。

The Prison Program of Italy

Giovanni Novelli

イタリアの行刑制度 (三完)

イタリア王國政府司法省
行刑局長 法學博士
ヂオヴアンニ・ノヴエリ

(五) 作業

Prisoner's Work

新しい立法では、受刑者の作業に非常に重きを置いてゐるのである。是れ、實に、保安處分に在つても行刑としての拘禁に在つても、作業を以て處遇の樞軸となすがためである。刑法は勞働を以て拘禁生活になくてならない一要素と認めてゐるのであつて、而して、作業を以て受刑者の教育感化のための比類なき原動力たらしめんがために、飽くまでも受刑者の作業を保證し、且つ、極めて高い道義的な價値を有つた規則でこれを取締つてゐるのである。

刑罰としてのあらゆる形式の拘禁生活に於ては、受刑者は作業によつてこれに服さなければならないことは、固よりわかりきつた既定の事實であるが、然し、新しい刑法によれば、この作業は報酬を受けるのである。而して、この報酬 (remuneration) は二部に分たれる。一部は受刑者のために領置せられるのであつて、其額は三分の一を下るを得ないのである。これは抵當とすることも差押へることもできないのである。他の一部は(一)損害賠償額(二)收容費(三)裁判費用に充てられる。

この報酬は、新しい規則に從へば、二箇の要素で定まるのである。一は、作業の成績で、他は刑事被告人であるとか、受刑者であるとか、又は刑法三十九條に規定されてゐるやうに、其者の犯かした罪質に從つて特殊の處遇を受くるものとかといふ被拘禁者の法律上の身分である。作業の成績の評價に關しては、管理上の理由から、一切刑務所の所長の裁量によるのであるが、報酬と受刑者の法律上の身分との關係は明かに法律で定められてゐるのであつて、これが決定については監察判事の裁量に俟たなければならないのである。で、新しいかんごく規則では、此點について受刑者が監察判事に訴願するを得ることを規定してゐるのである。

刑法には、懲役に處せられたもので刑期三年を經過したもの及び保安處分によりて留置せられてゐるものにして刑期一年を經過したものは、等しく野外の作業に就くことを得との規定があるのである。

保安處分についても、我が刑法は、勞働が治療の一手段であるばかりでなく、教化の社會的手段なることを認むる近代科學の發見を承認して、教化の他の手段と同じく作業を重要視してゐるのである。保安施設に收容されてゐるもの、作業も受刑者のそれと同じく報酬は受けるのであるが、受刑者の所得より差引かるゝだけの額は保安處分を受けてゐるものからは差引かれないのである。只だ所得の一部が給養費として差引かれ、子のないものは半額、子のあるものは三分の二は確實に收容者の所得となるのである。この差異は保安處分を受けてゐるものと刑罰に處せられてゐるものとの法律上の身分の差異から生ずるのである。

刑法の採用した作業の原則を刑務所に適用して、其實現を全くするには、或る組織が必要になつて來るのであつた。この組織は二つの基本的な原則の上に作り上げられたのである。卽ち、一つは受刑者に斷えず仕事を與へるといふ保證で、他の一つは、要求せられた作業の遂行ごいふことである。

この第一の保證は、一部は新しいかんごく規則により一部は年々內閣の總理の命令によつて爲さるゝ分配の率に從つて、政府の各省が購入すべき需用品の一部を刑務所の生產に待つといふ一種の官用制を採用する法律案の可決によりて、難なく得られたのである。

第二の要求については、行刑局長及び內務、大藏、陸海軍、航空、商務(同業組合)、交通運輸の各省の代表者とより成る專門の作業委員會 (Labour Commission)

が設立さるゝ筈で、この委員會で、行刑及び防止の各施設への作業の割當並びに作業に對する報酬が決定さるゝ事になるのである。其成立の性質上、刑務作業の精神上並びに經濟上の結果より生ずる國家の精神上並びに物質上の利益と共に、同時に個人の産業特に地方的の産業の利益について周到な注意を拂ふことができるのである。かくして、吾人は刑務作業と民間勞働との競合についての苦情を避けようと試みてゐるのである。

この競合については、官省に需要の多く而かも民間の工業では供給の思ふやうにならない種類の物品の生産を刑務所の專門としたら可からうと主張するものも多いがしかし、刑務作業は刑罰の箇別化の最も有効な手段の一つであつて、若し吾人にして作業の精神的並びに社會的の目的の到達を希ふならば、作業を組織するに當りて、各受刑者の技能傾向、收容以前に從事してゐた職業及び釋放後從事することのできる職業等の諸點に充分の考慮を拂ふことを忽にしてはならない、といふことを牢記してゐなければならないといふことを考へたら、この主張に與みすることはできないのである。

(六) 野外作業

Labour in the Open

或る施設に於ける處遇が十分の結果を擧げるために野外作業の組織に特に注意が拂はれてゐる。野外作業には二つの根本的なタイプが採用されたのである。一つは野外の工場（Workhouse）で、他の一つは受刑者の外役で野外に働くために施設を出で作業を終つて再び其處へ還るといふやり方である。

第一のタイプの施設は固より壁外に在るもので、農業又は工業のコロニーとも稱すべきものである。すばらしい成功を收めた實例は、行刑局でサルデイニア（コルシカ島の南に接する大きな島）及びタスカニー（伊太利本土のローマ縣の北に接する縣の名）の海上の島嶼に經營せられてゐる農場（コロニー）である。サルデイニアには、キヤステイアダス、イシリ、マモネ、キユウグツツ及びアジナラの五つのコロニーがあつて、土地の面積は一萬エーカーに及んでである。タスカニーの海上にはキプレア、ゴルゴナ及びピアザの三島に農場が設けられてゐる。海に圍まれた島の中で、高い山に抱かれ、廣々した牧場を擁してゐる此等の驚嘆するに足るイタリアの行刑施設について知るものは極めて少ないのである。其處で、野外の自由な生活から生ずる瀟洒たる氣圍氣の中で、

樂しく營まるゝ日々の作業には受刑者の心機を一轉せしめ、眞に更生の勇氣を恢復せしむるに與つて大きな力があるのである。受刑者の監視は極めて寬で、欠くことのできない限度以上には出てないのである。彼等は殆んど監視なしで廣い耕地を徘徊してゐるのであるが、反抗したり逃走したりするものは極めて少ないのである。

第二のプランは、戰時中試みられたが、極めて良成績を擧げたのである。このプランでは、受刑者はかんごくの中に收容されながら日々かん外で作業に就き、作業が終ればかん内へ歸つてくるのである。このシステムは監視に經費がかさむのであるが、經濟上並びに社會的な効果は多いのである。特に、ムツソリーニの發案にかゝる伊太利全土の荒蕪地の開墾法案の適用には非常に便利なのである。

要求せられた作業の遂行を確實にするために、新しい行刑規則では、この義務の不履行を以て重大な規律違犯となすのみならず、非常にきゝ目のあるものと信ぜられてゐる間接制裁（indirect sanction）を以て之に臨むのである。普通のプリズンでは、受刑者が一定の制限内で自費で糧食の補充をすることを許されてゐるのは人の知る所であるが、新しいイタリアの行刑規則では、この方法に改良を加へて、受刑者は自分が施設内でやつた作業の結果から得られる收入を以てのみ餘分の食物を買ふことを許可されるものなることを規定してゐるのである。只だ例外の場合、といふのは受刑者が不可抗力のために作業に就くことのできなかつた場合に限つて、作業以外の他の收入で餘分の食物を買ふことを許すのである。

(七) 教育

Educational efforts

新しい行刑規則では、何を措いても、拘禁生活はイリテラシー（文盲）に對する戰ひを助けるものでなければならない、といふ考へで、受刑者の教育に非常な力を注いでゐるのである。これがためには、各行刑施設内に恰好の學校の開かるゝのは言ふを俟たないが、これに止まらず、已に相當の教育を受けてゐるものでも、道德上並びに學問上から見て更らに進んで教育し直す必要のあるものには、かゝる受刑者の教育を完成即ち誤つたやり方を正すためにも亦意を用ひてゐるのである。このためには別に學課が開かられるばかりでなく、圖書室を供し、且つ講堂を設けて刑務職員は代る代る講師となり、時には政府の認可を受けたかん外の適當な人物に講演を乞ふの

である。

受刑者の更生（レハビリテーション）は是れを作業と教育との力に俟つ以外に、宗教の力をも借りて彼等の心情を陶冶するに努めてゐるのである。是に於てか、新しいシステムでは、教誨師（Chaplain）（チャプレーン）は醫務主任（Physician）（フィジシアン）と共に、受刑者の性格の研究及び社會的更生のための最善の處遇方法の研究について、所長と力を戮せることになつたので、プリズンの管理組織中に在つて際立つた地位を占むるに至つたのである。新しい規則では、教育上ためになる性質のフィルムの映寫をも許可してゐる。教化のあらゆる手段は極めて嚴肅に行はれなければならないものであるから、プリズンに於ける儀式とか講演とか其他受刑者の集團的の催しにはかん外のもの、參列することは絶對に禁止せられてゐる。

（八）少年犯人の處遇

Dealing with Minors

少年犯人の敎化は特に重要視されて、少年のための施設について多大の努力が拂はれてゐるのである。イタリアの新しい刑事立法は、敢然として少年犯罪といふ最も重大な社會問題に直面したのであつて、先づ其第一着手として、犯罪に近づき又は已に罪を犯した少年の指導敎育及び保護を目的とする「母性並びに少年保護國民協會」（National Association for the Protection of Maternity and Infancy）、「前衞團」（Avanguardisti）其他の保護團體の手によつて少年犯罪の防止に努めしむることを規定したのである。

新しい刑法では、十四歳以下の少年を法律上の責任能力なきものとし、十四歳以上十八歳以下の者は法律上の責任能力を有つことを認めたのであるが、處罰は之を輕減してゐるのである。尙ほ、十八歳以下の少年に刑の執行猶豫及び免除の與へられ得る場合を擴張し、且つ拘禁に代はるに感化院の處遇を以てするを得ることを規定し且つ、裁判所内に少年部を特設して事件の審理に當らしむることにしたのである。

近來に至り輿論は、プリズン・アトモスフイア（刑務所の氣圍氣）は少年の敎化に有害な心理的結果をもたらすものである、といふことに一致したのであつて、上記の規定を設けたのは、實に少年をプリズンに入れたくないといふ一般の希望に副ふためである。しかし、とはいふものゝ、少年をして豫防勾留に處し又は一定の刑期に服せしめなければならないケース（犯件）があるのであるから、此等のケースに於ては、彼等の收容せらるべき行刑施設内には、かゝる汚染の危險を除くは勿論、彼等を訓練して正道に歸らしむるために、其性格を陶冶するに最も恰好な一つのシステムを組織するに努めなければならないのである。新しい行刑規則は此等の主旨で導かれてゐるもので、少年の處遇のための施設は社會的更生の眞の學校でなければならないといふ信念を奉じてゐるのである。

今、細密に亘りて記述してゐる暇はないが、現在控訴院管轄區域内に少年のための施設が開かれようとしてゐるのである。各所に散在した小さなプリズンで少數の少年に今度の新しい規則を適用することは不可能なので、此等の少年施設はかなり大規模なものとされてゐる。新しい施設は普通のプリズンとは外見上類似のないやうに建てられる筈である。少年達は受刑者のユニホーム（制服）は着けないのである。特別に專門の訓練を經た職員によつて監督せらるゝのであつて、この職員も制服は着けず平服でゐるのである。收容の際にも、押送は普通受刑者の押送と異り特別の職員に守られ特別の方法で行はれるのである。この施設に於て、學課と作業が重要な役割を演ずるのは勿論であるが、談話・通信・遊技並びに懲罰の如き處遇上の一切の手段は、彼等のこれまでの自由な習慣を無下に傷け損はないやうにして、再び家族と社會の懷の中に歸つて行けるやうにしてやる敎化陶冶のシステムを作り上げるために傾注せられるのである。かゝる目的のためには、吾人は、出來る限り少年の社會的の位地に從つて施設を種別し、由て以て刑罰と敎化の併せ行はるゝ方法を、少年の釋放後進まうとする生活の針路に從つて、それ〴〵箇別化して行くために、あらゆる努力を注がなければならないのである。

（九）社會性の養成

Development of Sociability

受刑者の社會性（ソシアビリティー）を是非維持していかなければならないといふのが、今度のイタリアの新しい刑事立法の精神であつたのである。若し、近代生活に於ける刑罰の目的が受刑者をして一箇のシティズンとして社會に復歸せしむるに在るならば、社會性を減殺しておいて釋放するといふトリートメント（處遇）に受刑者を服せしむるといふことは、全く論理に合はないからである。

この觀念は、イタリアの行刑改良の發した核心と曰つても然るべきなのである。で立法府は、我がイタリアの刑法學の各派の著名な代表者によつて唱へられた主義に從ひ、受刑者の意志の有無に拘らず、獨居拘禁は本人の社會適應の能力を弱め、延いて刑の目的たる社會復歸のための處遇作用を阻害するものなることを認め、是に於て新しい刑法では、獨居拘禁（solitary confinement）は刑の要素としては斷然廢止せられたのである。しかし雜居の刑務所に汚染の危險の存することは疑を容れないので、立法委員はあらゆる有害の結果を避けるために、前きに監察判事の職能を述べた際に已に述べておいた通り、受刑者の入所に當りて行はるる診査觀察に嚴重な規則を定めたばかりでなく、更らに進んで行刑施設を類別すると共に、一施設内に於ける受刑者の分類を完からしむるシステムを採用したのである。

男女を分つは勿論、成年者と未丁年者、初犯者と職業的常習犯者とを收容する施設を分ち、更らに精神病、瘖啞又はアルコール或は麻醉劑の中毒のため刑の減輕せられた受刑者のために別箇の施設が設けられるのである。

特殊施設と一般施設とを問はず、凡ての施設に於て受刑者を分類するには、累犯の有無、罪質並びに年齢の如何か考慮せらるゝのである。箇人を均質なグループに作るには、人間の生活の異つた時期に特有な身體の狀況並びに感情の一致が必要であることは一般に認められてゐることであるから、成年受刑者の間に在つても年齢に從つて組を分つ必要のあることを認めたためである。

受刑者を社會化するために最も大きな要因であると考へられたプリズンに於ける箇のコムミュニテイー・ライフ（社團生活）の精神を本として受刑者の社會的態度を改善進歩せしむる一切の行刑規則が編まれてゐるのである。かくして談話、通信及び外界との交涉に關係を有つてゐる一切の行動に於て、我が新規則は、許して差支ない受刑者には極めて廣い範圍の自由を許してゐるのである。

しかし、我がイタリアの立法者は、受刑者の社會性を失はしめないために、行刑施設に於ける彼の所謂「私人の活動」（"private activity"）（註——英國の刑務所に於けるプリズン・ビヂター（prison visitor——受刑者慰問員）の制度の如きを云）には大した期待を有つてゐないのである。前きにも述べたやうにイタリアの行刑規則は政府の認可を有つ特志の市民が刑務所に於て講義を爲すことを許してゐるのである。受刑者援助委員（Prisoner's Aid Committee）の受刑者を訪問する權利と義務とを認めてゐるのである。しかしながら、勞働、勉學其他の理由で外部のものと受刑者との直接の交涉の成立するといふやうな程度にまで、私人が行刑施設に於ける生活に立入ることを許す制度には賛成しないのである。イタリアの行刑規則は、行刑施設に於ける規律と管理とは全く國家權力に委ねられてゐるもので、決して私人の容喙を許さないものである、といふ主義を固く持してゐるのである。

（十）更生施設

Institutions of social Readaptation

受刑者の社會性を保有し養成せしむるために、新しい行刑規則は受刑者の社會復活のための施設を設けたのである。受刑者の社會性を維持し發達せしむる問題は、特に長期刑の場合に起つてくることはわかりきつたことである。これは、受刑者が社會性を失つてしまう危險は長い期間の拘禁中に生ずるからである。受刑者は刑期を終了した後は、身體も精神も再びノーマルな社會的活動を爲すに適當ではない狀態となつて刑務所を出て行くのである。で、自ら釋放者を敵視するやうになつてゐる社會的環境の客觀的なコンデイションの已に存する上に、更らにまた、これまでの拘禁生活から生ずる社會性の減退といふ消極的な主觀的なコンデイションが加はつてくるのである。かくして終には、刑罰の執行をして受刑者にとつても社會にとつても有用なものたらしむることを妨げる有害な要素がかもされるのである。

かういふ關係からして、徐ろに長期の刑に服する受刑者をして釋放以前にノーマルな社會的生活に近かしめるといふ方法が案出されてきたのである。かゝる目的にかなつた最善の方法は條件附釋放であつて、これはイタリアの新刑法の廣い範圍の處分の自由を附して採用した所のものである。即ち、條件附釋放の許可せらるゝ以前に完了せらるべき刑期の部分の制限が低減せられたのである。普通刑期の二分の一が終了すれば許可せられるのであるが累犯者の場合では刑期の四分の三の終了するに至つて初めて許可せらるゝのである。而して、かゝる釋放の許可の可否の決定權限は、檢事より監察判事に移されたのである。決定權についてのこの變化は單に形式的なものではなく、實に立法上の主義の實體的な變化なのである。以前には犯罪の大小輕重が主たる決定の理由となつてゐたのであるが、爾今、受刑者の性格、特に拘禁

中驗めされる所のもの、卽ち本人の到達した社會的適應性の程度の如何を考慮して後決定が與へらるゝことゝなつたのである。

このシステムは、社會的更生のための施設の創設により完全なものになつたのである。卽ち五年以上の刑期に服する受刑者にして其刑期の三分の一——累犯者ならば少くとも二分の一——をはたし、且つ、引續き「行狀佳良」と認められたるものはこの施設に移さるゝのである。この施設の特質と目的は新しい行刑規則の二百二十八條に明かに示されてゐるのである。卽ち、

「更生施設に於ける處遇の目的は、受刑者の自由生活への復歸に備ふるため、已に前の施設に於て事實上證明したる彼等の社會性を更らに强固ならしむるに在る。」

とある。

この目的をして實現し易からしめんがために、この同じ二百二十八條は、談話 接見 通信及び作業に關する規則の一般的規定を時に順ひ人に應じて變更するの權限を施設の長官に與へてゐるのである。更生施設のデイレクター(長)の責任の極めて重いのは固より疑を容れないが、政府は彼等の力量の克くこの尊い任務をはたすに足ることを信じてゐるのである。

(十一) 調査手段

Research Measures

犯罪の原因並びにその防止方法に關する調査研究がプリズンに於て行はれることは、イタリアでは殆んど傳統といつても可い位に久しいもので、今迄に犯人の性格の研究に手を着けた先驅者とも稱すべき多くのクリミノロヂストは、實にイタリアの刑務所の醫官(prison physician)であつたのである。ロムブロゾーとヴイルヂリオの二人は此の中の二大明星といふべきだが、尙ほ外にも彼等に亞いで、プリズンで蒐集した材料から今日も尙ほ尊重するに價する學說と方法とを提唱したものが多くあつたのである。新しい行刑規則はかゝる研究をして將來に於て更に一層容易ならしむることにしたのである。新規則では各受刑者の入所より出所に至る拘禁生活中に記錄された一切の備考を含んだ身分カードの作製を要求してゐるのである。このカードは施設から施設へと受刑者の身柄と共に轉送されるもので、到處に刑罰の箇別化を容易ならしむることに便せしむるのである。

保安處分の場合には、手續は更らに一層複雜なものとなるのである。已に前きに述べたやうに保安處分では、法律の要求してゐるミニマム(最短期)は別として、刑期は不定期であつて監察判事は時々受刑者の危險性について調査しなければならないのである。で、判事の意見が精確を期せられ得るために、受刑者の行狀に關する報告は系統の立つたもので、判事の意見の基礎として役立つものでなければならないことが規定されてゐるのである。

新刑法の第二百八十四條は、保安處分では、特別の原簿を作つて規律に關する事項、同囚者との關係、職員との關係、作業學課の成績、家族との關係(書信の性質及び回數並びに送金について)に於ける受刑者の行狀態度についての報告の採錄せらるべきことを命じてゐるのである。受刑者の被害者其他の人々との通信は檢査されるのである。受刑者の被害者其他の人々との通信は檢査されるのである。更らにこの原簿には、受刑者の讀んだ書物及び新聞紙に關する覺書、今までの生活中に起つたエピソードも記載せられる。亦た尙ほ保安處分を受けてゐる收容者に與へられた一時的の自由期間中の行動について警察又は受刑者援助委員(Prisoners' Aid Committee)の報告も收錄せられるのである。泥醉癖あるもの又は麻醉劑常用者の身體並びに精神の狀況に關して發見せられた精細な材料並びに之に對する治療の結果も此原簿に記載せられるのである。凡て此等の調査報告が箇別のケースについての決定に精確な材料を供することになるのは勿論、そればかりでなく、犯罪につきまとふ色々なプロブレムの研究のため、どれだけ役立つかは改めて言ふを俟たない所である。

(十二) 分類

Classification

受刑者の分類といふことは、ピーノロジーの研究者にとつて最も困難な問題の一つである。同じ施設に收容されてゐる受刑者を同質のグループに分かつ場合、及び處遇上の彼の累進制と呼ばるゝ所のシステムを適用する場合にも、分類はなくてはならないものである。しかしながら、分類のシステムについては、世間では一つのクラスを更らに小さなクラスに再分類し、又は受刑者の行狀成績の善惡について細かい採點をするシステムの効果を過大視してゐる嫌ひがある。このシステムにも固より長所はあるが、徒らに手續を煩瑣ならしめ、受刑者の更生の徵とも見るべき肝心な要所を看過して、單に事務的な仕事に忙殺されて無駄な努力を費やすといふ缺點がある

のである。一八九一年のイタリアの行刑法では此システムを採用してゐたのであるが、新しい行刑規則では全くこのシステムを棄てゝしまつて、努めて根本的な分類法を採り類別差等に從つて自由な處遇上の手加減を鹽梅したのである。とはいふものゝ、吾人は同じクラスの中の甲の受刑者と乙の受刑者との間に特殊の差異を認むることの重要であることを否むものではない。が、吾人は、かかる差異はクラスを異にせしむるの理由とするには足らないもので、規則に定められたる特權を許可する際に、所長の手加減で如何樣にも裁量して然るべきものであると定めたのである。

新しい規則で採用した根本的な分類とは、集團生活に適するものと適せざるものとの區別であつて、獨居拘禁を廢した我が新しい規則に於て、この區別のいかに重要なるかは已に述べた通りである。尙ほ、進んで、更らに「佳良」（"good"）との格付を受けたものを凡て他の受刑者より分離せしむるの方法を執つてゐるのである。

規則の第百七十三條は、集團生活への編入を許可された受刑者は醫務主任並びに教誨師の診査試問を經て、六ケ月目毎に所長により格付せらるべきことを命じて「佳良」との格付を受くべき受刑者の資格を規定してゐる。六ケ月間常に行狀佳良とあつて、作業に學課に精勵の實證を示したものが「佳良（グッド）」と格付けされるのである。同條の最後の項には「佳良」としてクラシファイされた受刑者は、彼等にとつて全體としては特別な管理組織を意味すべき一切の特權を與へらるゝ權利を有することを規定してゐる。且つ、三年間引續き「佳良」の格付を得た長期受刑者にして尙ほ長い刑期に服せなければならないものは、更生施設に移されるのであつて、この施設の特別な制度は已に大要を述べておいた。

(十三) 釋放後の援助と監視

After-care and Supervision

我が行刑規則では、分類によつて拘禁の受刑者に及ぼす効果を研究してみてゐるのであるが、しかし、かゝる効果の決定的な證左は只だ假釋放（conditional release）によつてのみ得られるのである。この條件付の釋放については、已に前きに述べたやうに、我が新しいシステムに於ては大規模に取扱はれてゐるのである。しかし、只だ假釋放しただけでは何にもならないので、社會的更生を完からしめんには、更らに、かくして釋放せられた受刑者の行動を監督し且つ援助を與へてやるといふ問題を解決することが必要になつてくるのである。アメリカでは、此等の假釋放者の監視援助について、プリゾナース・エード・ソサイエティー（受刑者援助協會）の活動に待つことの多いのは善く知られてゐる所であるが、吾人はかゝる方法の實際の効果については疑なき能はないのである。

實をいふと、イタリアでは例外としての場合を除いては、公のものも私のものも、釋放者の援助のための有力な組織といふものは、全く欠けてゐることを告白しなければならないのである。で、新刑法では此の目的のために釋放者の援助會（Conseil de Patronage）を創設し、罰金から振り向けられた基金で此等の新しい組織の經費を支辨することにしたのである。

しかしながら、立法者は新しい組織には常に期待されなければならない事業の成否についての不安を慮つて、條件附で釋放された受刑者の監視を警察の手に委ぬることを賢明なやり方であると信じたのである。しかし、一方實際の勞働生活に入らうとする釋放者にとつては、警察の干渉が余りに屬ゝ却て面倒を惹き起すものであるといふ久しい非難に顧みて、立法者は、刑事訴訟法六百四十九條第二項で、被監視者をして安んじて職に就くことを困難ならしめざるやう監視すべき旨を規定し、且つ此規定の嚴守せられざる場合には、其勵行を要求するために監察判事に訴ふる釋放者の權利を認めたのである。

假釋放者に與へらるべき援助に關しては、行刑規則は其第百九十四條に於て、假釋放者は其從事せる職業、生活狀態並びに急場の用件等についての報告をなすため時々前記の援助會に出頭すべきことを規定してゐるのである。

(十四) 新主義の實行

Thorough Application of New Principles

以上、イタリアの新しい行刑制度についての簡單な記述は、僅かに其最も顯著な點のみを說明したに過ぎないのであるが、しかし、これだけでも我が新しい立法の精神の何たるかを示すには充分であらうと思ふのである。それは、尙ほ刑罰が道義の上に於ける一つの罪滅しであることを認むるのであるが、また同時に、犯人の更生を意圖する事業であることをも認めてゐるのである。其處遇上に於ける法律上の目的と社會的な目的とを調和せしめんとする所に、イタリアの新しい立法の精神は存して

ゐるのである。而して已に述べたやうに、この新しい主義の成ると成らざるとは、一にかゝつて施設の特殊化に存してゐるのである。

國の內外に、多くの人達は、イタリアの新しい立法の眞價を見定めようとして、我が行刑制度の成功を注視してゐるのである。或るものは、適當な建物と職員とのないために、新しい制度の要求する施設の特殊化を實行するの甚だ困難なるを思つて、新主義の成功に疑を懷くものがないでもないのである。しかし、かゝる人達は自分の思ひ違ひであつたことを覺るにきまつてゐるのである。といふのは、新しい立法の要求してゐる凡ての施設は、其或るものは已存建物の改造により、他は新設により、已に一九三一年七月一日より開始せられてゐるのである。これは一九二七年八月新刑法の第一草案の公にせられた日より、政府では新制度の要求したるものゝ凡ての準備に着手してゐたからである。職員も現職に在るものの中より適宜に撰擇せられたのである。尙ほ特別の採用試驗が近く行はれる筈である。

箇の最初の組織が完全といふことのできないのは固より當然である。爲さなければならないことは猶澤山殘つてゐるのである。しかしながら、我々が行刑制度の改良に取りかゝつた時の色々の事情から察して、必ずや新しい主義の十分に適用せらるゝに至るべきは、敢て斷言して憚らないのである。

（完）

Annals of the American Academy of Political and Social Science, September. 1931

海外時報

アメリカ合衆國政府の新しいプリズン

ノースイースターン・ペニテンシアリー

『まあ、お坐り』（Sit down）語は至極やさしい。で、連れて來られた受刑者はやはらかいアームチエア（肱掛椅子）に深く坐り込む。

『タバコを吸ふかね』（Smoke?）と訊きながら、シガレットの箱を其男に渡してやつて、ワーデン（所長）は、

『さて、其處で、此一件について相談してみようぢやないか』（Now, let's talk this over）と曰ふのである。

この男は、プリズンで職員に向つて反抗の氣勢を示したので、ワーデンのオフイス（所長室）へ引き出されたのである。しかし、だん〳〵話しをしてゐる間に、此男は何處か血液の加減で、高熱の室內にゐると非常な苦悶を感ずるのであるが、プリズンへ來てから炊所や洗濯場のやうな高熱の場所で働かされるので、その苦痛を逃がれるためには反抗するより外に道がなかつたといふことが分明かつたのである。

そこで、ワーデンは、改めて此男を戶外作業の方へ廻してやつたのである。爾後、この受刑者はすつかり從順になつて、やり方によつては受刑者にとつても當局にとつてもむづかしい一箇のプロブレムも容易く解決されてしまつたのである。

今度、米國はペンシルバニアのリユウイズバーグに新たに建設された合衆國政府所屬の刑務所ノースイスターン（北東）・ペニテンシアリー（The United States Northeastern Penitentiary, Lewisburg, Pennsylvania）（註——ペンシルバニアにはイースターン（東）とウエスターン（西）との二つの二大州立刑務所がある。ノースイースターンは此等の稱呼に倣つたものとみえる）は、實にかういふ威壓的でない了解の深い精神で管理されてゐるのである。

このプリズンの所長となつたヘンリー・シー・ヒル少佐（Maj. Henry C. Hill）は、曾つて小さすぎるプリズンの靴をあてがはれた爲めに不具になつた幾人かの人間

を見たことがあるのである。彼は、また、或るプリズンで、一この靴には釘が半インチばかり出てゐます」と一人の囚人がカード(看守)に訴へたのに、其看守が、「まあ、それを穿いてゐろ!お前はかんごくに入つて來て何をしてもらへると思つてゐるんだ」(put it on myhow what do you expect in a prison?)と邪慳に答へたのを聞いたこともあつたのである。

體軀に合はない衣服や靴や、シェーブン・ヘッド(くり〳〵坊主)は、ノースイースタン・プリズンでは絶對に知られてゐないのである。かういふ事は、今までのかんごくでは慣はしといつてもいゝ位であつたが其結果は極めてよくないのであつて、人間の心の一縷の望みを吹き消してしまうのである。といふのが、ワーデン・ヒルの意見で、「我々の爲すべき仕事は、人間の望みのスパーク(ひらめき)を消やさないやうにすることである。そして、刑期を終へて再び世に出た時には、まつすぐな生活をしようと願はせるやうに、受刑者をしてそのスパークを大切にさせることである」と彼は曰つてゐるのである。

このプリズンには、最新の科學的智識で指導される熟練したスタッフ(職員)が置かれるのであつて、米國政府司法省の行刑局(U.S. Bureau of Prisons, Department of Justice)では、これでもつて、玆處で、政府としての新しい一つの事業を開始したのである。ニューヨーク「タイムス」紙は、アメリカに於けるエポカル(劃期的)なものとまで報じて、「我々はこのインステイテユウション(施設)が必ず成功するものと遠かに斷定するものではない。我々はたゞ舊式のプリズンの全く失敗した事實を指摘して、この國に於ける二三の極めて進歩的な人々の抱いてゐる最善の思想の代表物として箇の新しいタイプのプリズンを我が行刑界に捧げる次第である」といふ行刑局長サンホード・ベーツ氏(Sanford Bates, Director of the Bureau)の語を引いてゐる。

「タイムス」紙の報ずる所によると、このノースイースターン・ペニテンシアリーは、ペンシルバニア州のサスケハンナ盆地(Susquehanna Valley)に臨める低い丘の上に立つてゐるのであつて、プリズン・ウオール(外壁)の周圍には、ウオツチ・タワー(監視塔)の視界内に約一千エーカーのファームが廣がつてゐて、玆處で、酪農、養豚、野菜採培が經營されるのである。刑務所内には工場があつて、政府の他の行刑並びに慈惠施設のために金

具が製造されるのである。此等の作業は、玆處の一千二百人の受刑者に一日八時間の仕事を與へるのであつて、尙ほ別に學課あり、軍隊教練あり、團體競技の組織せらるゝありて、彼等をして拱手爲す無きに苦んで、徒らにこし方行く末を思ひ煩はしむるやうなことはないのである。玆處では、セル・ブロック(房棟)とは呼ばれず、ドーミトリー(宿舍)と呼ばれてゐて、「ソリタリー」("solitary")と呼ばれて怖れられてゐる屛禁室さへも相當の室内の設備がしてあつて、ドーミトリーに於ける各ベッドにはリーデイング・ランプ(讀書燈)が備付けてあるのである。玆處のプリズンは主としてインテリ階級のものを收容するのである。

この新しいプリズンで試みられる受刑者についての科學的研究は、一箇のヒユメーン(情味に富む)な事業として、管理のスキーム(仕組)にはなくてはならない肝心なものとされてゐるのである。軍醫總監カムミング(Surgeon-General (Cumming)の統轄の下にある合衆國政府の陸軍衛生部では、このプリズンの醫務主任(Chief medical officer)なるウイルズン博士(Dr. J. G. Wilson)と共に、醫學並びに心理學の領域に屬する任務を引受けてゐるのである。別に專門職業の指導技師(vocational experts)及び專門の社會事業家(social experts)精神病學者(psychiatrists)學校教師(teachers)並びに教誨師(chaplains)がそれ〴〵職員として働いてゐるのである。

玆處のプリズンの管理處遇については、ニューヨーク「タイムス」紙は、

「新しく入つて來た受刑者は、先づ三十日間病院に隔離されて、精神並びに身體の狀況、これまでの生活の背景となつて來た環境教育及び職業、並びに、本人の心持態度等について決定するために、種々のテストにかけられるのである。入つて來るものには、一般醫學上でも、外科的にも、齒科又は眼科で、治療を要するものが多いのである。人の心身を衰弱せしむる此等の疾患に惱まさるゝといふことは、往々にして人をして犯罪に走らしむるものである。

玆處では先づ、受刑者の身體を常態に恢復せしむるのである。健康な身體が矯正改善には第一の喫緊條件だからである。次に、心理科の職員は受刑者の心理を研究し社會事業家は本人の社會的の態度行爲に注意を怠らないのである。かくして、一ケ月の末に、以上の各科の職員

矯正図書館

の觀察診査の終つた後に、當該受刑者の能力と缺點とが發見さるゝに至るのである。そこで、以上の職員は、所長(ワーデン)並びに副所長(デピュウティ・ワーデン)(deputy warden——所長を代理するは勿論、多くは戒護主任(principal keeper)の職を兼ねる)と卓を圍んで、發見したる事實を報告し、本人のために採用せらるべき適當なる處遇方法を決定するのである。舊式のブリズンでは、凡ての受刑者に對して處遇は一樣であつたが。玆處では、受刑者各自の必要に應じて處遇を變化せしめていくのである。

一度、處遇の方法が定まれば、新入所者は玆に初めて受刑人口の一人となるのであるが、各科の科學者(サイエンティフィック・スタッフ)職員はそれなりにして目を放してしまはないのである。それ以後の受刑者本人の進歩は引き續き仔細に觀察せられ且つそれ〳〵圖表にして示されるのである。一と月目毎に共圖の表に現はれるグラフ(高低線)は、彼に適用せられたトリートメント(處遇方法)の健康、行狀、作業並びに其他の點で受刑者のために爲しつゝある所のものを一目に瞭然たらしむるのである。で、圖上の凡ての線が漸次昇つて行くのは、本人が自分に欠けてゐるものを漸次持つやうになつた證據であつて、若し、たとへば健康線とか行狀線が急激な上昇を見れば、これは是非共調査せらるべき現象で、調査の結果、或る貴重な智識が發見せられるかもしれないのである。若しまた或るグラフ(線)が急激にドロップ(下降)すれば、これ亦た其原因は專門科學の職員によつて調査せられ、且つ解明せらるゝのである。かくして、このチヤート(圖表)は、プリズンにとつてもプリゾナー(受刑者)にとつても、一箇の處遇上のチエツキ(合札)となるわけである。」

と語り、筆を改めて、

「人類文化の上に於けるリユウイズバーグの箇の新しい試みの成功か失敗かを決するには、幾年かの經驗が必要で、若し、其時になつて失敗に終つたと決まれば、合衆國政府は依然として犯人を「パニッシュ」(處罰)するといふ古い不利益な仕事を手取り早く遂行するための頑丈なブリズンを有つことにならうし、若し又たこの試みが成功すれば、國民は犯罪防止の新しい運動の最初の戰ひに勝利を得たことにならう」

と結んでゐる。

Literary Digest, February 4, 933

× × ×

フランスに於ける犯罪の減少

最近一九三一年度の犯罪統計がフランスの司法省から發表せられたが、右によると、自働車とか、酒類飲用の增大とか其他一般の社會的不安といふやうな惡い影響の存するにも拘らず、犯罪の一般的傾向は減少を示してゐるのである。

一九二五年から一九二七年の間に高まつた犯罪の一般水準は再び低くなつて、殆んど大戰以前の狀態に復した證據が示されてゐるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1933

チエコスロバキヤの少年法

プラーグの「中歐オブザーバー」紙の報ずる所によるとチエコスロバキヤ共和國の少年法はかなり成功してゐるらしい。この少年法は一九三一年十月一日から實施されたもので、最近、プラーグ政府の司法大臣は、の少年犯人に關する特別法の成果の如何を判事及び其他此法の施行に責任を有つてゐる諸官吏に問合はして報告を求めたのであるが、其回答では、悉く一樣に此の法律の決定的な成功を收めてゐて、僅かに十二ケ月の短い試驗では、はつきりした斷定は下せないが、將來益有利なるべき希望十分である。との意見の一致を示してゐるのである。此の法律では、以前のものよりも刑は非常に寬大になつてゐて、少年の犯罪は、昔のやうに殺人とか强盜とか專門の恐ろしい名では呼ばれず、もつとやさしい意味の語が使はれてゐるのである。

Ditto

スコツトランド・ヤードのピストル調査

英國ロンドンのスコツトランド・ヤード(Scotland Yard)(註——スコツトランド・ヤードとはロンドンの街の名で、初め玆處のホワイトホールにロンドンのメトロポリタン・ポリス(警視廳)の本部が置かれたので、ロンドンの警視廳をスコツトランド・ヤードと呼ぶやうになつて、一八九〇年の秋から警視廳が現在のウ

エストミンスター橋に近いエムバンクメント（河岸）に移されるやうになつても、尚ほ舊名で呼ばれてゐるのである。但し、ニユウ（新）・スコツトランド・ヤードとゆふのが正しいのである）では、今や、熱心にピストル調査を初めて、犯人が何處からピストルを手に入れるのか、其の手段の研究中である。其筋では、たしかに大がかりの犯禁の取引が行はれてゐるものと信じて、是非共其出所をつきとめる覺悟で活動中。

Ditto



英國と米國

イングランドでは、犯人には處刑を免れる機會は少ない。そして、パードン（恩赦）を得る機會は更らに少ないのである。しかし、アメリカでは、犯人には處刑についての恐怖は少なく、却つて自由を得る希望が多いのである。

イングランドに於けるケースでは、モツトー（標語）は「彼は處罰せらるべきである——彼を處罰せよ」であり、アメリカでは「憐れな奴にチヤンスを與へてやれ」である。

チヤールス・エフ・スウイング
（アメリカン・レビユウより）

近時の世相に鑑み刑務官諸氏に告ぐ

檢事總長　林　賴三郎

本文は林檢事總長閣下が去る二月十八日第二十四回刑務官練習所卒業生の爲めに特に御訓諭下すつたものを筆記したものである。文責はすべて筆記者にある。

（1）

私は今回諸君が、刑務官練習所を首尾よく卒業されたことを、刑務界のため又諸君の前途のために深く祝福する。諸君の直接の職務上のことについては、智識的にも經驗的にもすでに十分の御研究御練習が濟んでゐることと思ひますから、私はこの際、諸君の職務には間接のことにはなるが、近時の世態狀勢について私が日　感じてゐるところを、準備も順序もなしに、唯思ひ出すがまゝに申述べて一言諸君の聽にいたしたいと思ふ。諸君の今後の御仕事の上に多少とも御參考になれば幸である

今日の日本は實に多事多難である。恐くは開闢以來、日本が今日程六ケしい立場に置かれたことは、歷史上にもその類例があるまいと思ふ。國際聯盟を向うに廻して、異常な國際的國難と戰つてゐる一方、國内的にはいはゆる經濟國難がある、思想國難がある。實に内外共に國難の包圍攻撃である。國際的方面のことは連日の新聞に現れてゐる通り、實に容易ならぬ難局に際會してゐる。今、世界の政局に於て、日本は實に孤立無援の立場に陷らうとしてゐる。現今世界には、六十何ケ國の國があるがその中で、國際聯盟加盟國は五十六ケ國である。この多數の國を相手として、日本は孤軍奮闘を續けてゐるのである。それは殆んど全世界を相手として戰つてゐるものとも言へる。この事實は一方からいへば、日本が押しも押されもせぬ世界の一强國として國際的檜舞臺に登場して來たことを裏書きするもので、さう考へて來れば、日本人として、愉快でもあり又、何程か矜持を感じないでもない。試に三十數年前の日本を振りかへつて見たならば、何人と雖も隔世の感を禁じ得ないものがあらう。

三十數年前の日本は、外國人に治外法權を與へ、弱小國として取扱はれてゐた。いかに力んでも、歐米先進國とは、對等の交際が出來なかつたのである。それが三十數年後の今日はどうかといふに世界でも第五番目の强國にまで躍進してゐる。即ち英、米、佛、獨、日、伊といふ順序で、世界列國の中で、日本は第五

番目の地位を占むるに至つたのである。これが今日、日本の國際的地位に對する世界の公定相場である。實に異常なる進歩發展といふべきである。この公定相場は、國際聯盟に對する各加盟國の出金年額を基準として決定せられたものである。即ち國際聯盟では、その加盟各國の地位と國力とをチヤンと調査して、それに依つて年に出金すべき一定の金額を定めた。その割當額は、英國が百二十萬、佛國、獨國が八十萬、次で日本及伊太利の六十萬といふ順序である。その餘の國は、出金額もずつと少いのである。一方米國は加盟國ではないが、地位と國力とは日本以上と見られてゐる。尤も聯盟が日本と伊太利とを同格に取扱つてゐるのは、日本としては聊か不服であるが、しかし事實に於て、日本の方が遙か優位に在ることは、何人も異議を挾むべき餘地がない筈である。伊太利は歐洲に位する國であるから、多少優待を受けてゐる氣味合ひもあらう。そこで、國際聯盟の標準に依つて決定した國の順位は右の通りとして、日本はその第五番目の地位を占むるものとしてを三十餘年以前と比較すれば、實に跳躍的進歩發展といふことが出來るのであるが、しかも日本國民の意氣込みとか、又はイザといふ場合の實力とかいふ點からいふならば必しも右の標準にのみ則つてゐるものではない。必ずやそれ以上に出づるものである。現に日本は、國際的の檜舞臺に立つて、殆んど全世界を向うに廻して、正義と平和のために堂々とその主張を高唱して、一歩も讓らうとはしない。恐らく其正義觀と力强さとに對しては、世界の識者もひそかに驚嘆の眼を瞠つてゐるであらうと思ふ。日本が今日それ程までの强い立派な國となつたことを思ふと、今日、空前の難局に直面しながらも、一面又、日本國民として、痛快の念、會心の笑を禁じ得ないものがある。伊太利は歐洲に位する國であるから、多少優待を受けてゐる氣味合ひもあらう。そこで、國際聯盟の標準に依つて決定した國の順位は右の通り

の進むべき所へ進まなければならぬ。これが、我國の官民一致の考であり、同時に我國民の責任、といふよりもむしろ天職でもある。

かうした責任、否天職を有する日本ではあるが、しかし顧みてその實際の國情を思ふときは、瞬時と雖も油斷してはゐられないことを感ずる。日本はこの三十餘年間に跳躍的發展を遂げたとはいへ、元來その國土はいはゆる極東の一孤島でその廣袤には自ら限界がある。加ふるに鐵、石炭、石油などいふ天然資源が至つて乏しく、多くは外國からの輸入に待たなければならぬ。これ等のことは何といつても日本の弱味である。この弱味を抱へながら、正義と平和とのために全世界を相手に押し切らうといふのであるから、國民たるものは從來にも幾倍した一大決心一大覺悟を有たなくてはならぬ。所で、一大決心、一大覺悟といふも、今言ふ如く、領土と天然資源には自ら制限があつて、今急に之をふやすといふわけには行かない。むしろその限られた領土

と天然資源の範圍内に於て、いかにしてこれを十二分に利用し、活用して以て國力の充實を圖るべきかといふことが當面の問題となつて來るのである。玆に於てか、一切のものに先つて先づ要求されなければならぬものは、國民の内面的努力——同心協力の實現、國民精神の緊張振作といふことでなければならない。國家も個人と同じく、先づ内に充實することによつて、外へ發展し得るのである。日本が世界の强國として現在の地位を維持し、よく今日の難關を超越して、更に一段の向上發展を期待しようとするならば、その道は、唯この一事を措いて外にはないと言つてもいゝのである。

（2）

しかるに國内の情勢はどうかといふと、前にも一言したやうに、必ずしも樂觀ばかりはしてゐられない。經濟國難と並んで思想國難が押し寄せて來てゐる。前者についていへば、產業は極度に不振

財界の不況は日に〳〵深刻、財政は八億四千萬の赤字公債、しかもそれ等の壓迫から國民の經濟生活は極度に不安の狀態にある。實に日本國民としては、未だ曾て經驗したことのない程のドン底的の苦難、脅威にぶつつかつてゐるのである。この苦難、脅威を勇敢に乘り越へて、光明の彼岸に到達することは、日本國民として實に容易のことではない。尋常一樣の努力では不可能である。しかしながら國家でも個人の家でもさうであるが、未だ曾て貧乏を以て滅びたといふためしはないのである。成程形の上からいふならば、貧乏のために一家が離散してしまつたとか、又は破產して、再び起つ能はざるに至つたとか、さうした實例は世間にはいくらもあることであるが、しかしそれとても、仔細に研究して見ると、必ずしも貧乏そのものが原因ではない、といふことを發見するのである。

私の見るところでは、いはゆる貧乏で家がつぶれた、と稱する中にも自ら二つの場合がある。一つは、その家が精神的思想的に駄目になつた場合である。即ち親爺が道樂者で、家屋敷を飲みつぶしてしまつたとか、或は相場に手を出して身代をすつてしまつたとかいふ類がそれである。この場合はいふまでもなく、精神の墮落がもとで貧乏となり、それで家をつぶしてしまつたので、貧乏そのものが原因でないことは明白である。だがその外に、精神の墮落といふわけでなくとも天災地異又はその他不可抗力の事變が原因となつて、つひに家產を傾くるに至つたといふ場合もある。この第二の場合は一見、事變に胚胎する貧乏そのものが家の滅亡の原因であるやうにも思へる。けれどもこれ又、事實は第一の場合と同じく、精神の頽廢、思想的墮落がその根本原因をなしてゐるのであるといふことを知らねばならぬ。たとへ天災地變等に因つて、一旦は蹉跌の已むなきに至つたとしても、その主人なり家族なりの思想が健全で、意氣が旺盛でさへあるなれば、その倍蓰の奮闘努力に依つて、再び家運

を盛り返させるといふことは左程困難なことではない　それが出來ないといふのは、意氣が衰へて、復興の氣力を失つてしまつたからである。しかもそのやうにして精神が一たび下向きとなり出すと、人情の弱點として、とかくに自暴自棄となり、それが又、一家の沒落に拍車を置くやうなことにもなるのである。要するに第二の場合と雖も、その衰亡の原因を深く探ぬれば、必ずしも天災地變にあらず又必ずしも貧乏そのものに在るに非ずして實は、思想の墮落、精神の弛緩に基くものであることを發見するのである。

即ち以上何れの場合に於ても、沒落の原因は貧乏そのものにはなくして、實に思想の墮落に存するのである。勿論貧乏は苦しいに違ひない。が決して恐るべきものではない。貧乏といふことについては、私自身にも相當体驗があり、從つてこの種の講釋をする資格は私にもあると窃に考へてゐるのである。左樣な次第で私は世に恐るべきは貧乏ではなくして、思想の墮落である。と常に考へてゐるのである。經濟的條件がいかに不利なやうに見える場合でも、それは必ずしも恐るに足らない。否、それが不利であればあるだけ、その難局を突破して進む幾層倍の力が、自分に加はつて來べき筈である。唯恐るべきは、その力を阻み、これを無力にするところの思想の墮落である。

一家についての眞理は、一國についてもやはり眞理である。昔から地球上には澤山の國々が或は興つたり、或は亡んだりしてゐるが、貧乏そのものゝために國が亡んだといふためしはない。否むしろ貧澤を極めたもので、その宮殿や裝飾物などの華美壯麗なること、燦爛として眼を奪ふばかりであつた。室内の器物や水入茶碗などにまで、寶玉を鏤めてあつた。それはまづ、いゝとしても、皇帝の身に佩く劍――劍櫂や鞘ならば勿論肯けもするが、その劍の刀身にまで寶玉を鏤めてあるのである。私は舊宮殿の内に此等の物が陳列してあるのを眼のあたり見て一驚を喫したのである。劍といへば、日本ならばいはゆる武士の魂である。神聖であるが、滅亡した王室は、結局思想的に滅亡したのであるといふことを知つたのである。決して貧乏のためではないのである。否、事實はむしろその正反對を物語つてゐる。今日殘つてゐる皇室は、現に大概は貧乏なものばかりである。和蘭の如き、その皇居の粗末なことは、我々の想像の外である。王の日常生活なども誠に質素極まるものであると聞いてゐる。これに反して、今は無くなつてしまつた土耳古の皇室などは　世にも法外な

と嚴肅とが、それを支配してゐべき筈のものである。その刀身を寶玉で纏めるなどゝは實に沙汰の限りで、當時に於ける土耳古皇室の、思想的墮落の程が想像されるのである。思ふに土耳古皇室の末路は、この時に於てすでに顯然たるものがあつたのである。

（3）

かやうに國家に在つても、一家と同じくその運命を決定するものは、經濟的條件ではなくして、思想的條件である。しかるにその大切な思想方面のことが、前にも一言したやうに、日本では今相當の危機を孕みつゝあゐ。國民思想は甚だしく動搖しつゝある。不健全なる反國家思想などが、青年學徒の心臟を蝕みつゝある。經濟國難と並んで、いはゆる思想國難といふことが叫ばれつゝある所以である。これは實に由々しき現象である。容易ならぬ事態である。そこでいはゆる思想國難といはるゝものゝ内容を觀察して見るに、そこには自ら三通りの傾向があるやうである。即ち第一が、左傾思想、第二で右傾思想、第三がその何れにも屬せず、中間的位置を占めてゐる一種の利己思想である。この三つの思想傾向が、日本の思想國難の酵母となつてゐるのである。この酵母をその醱酵するがまゝに任せておいたならば、國民思想は糜爛し國家はやがて衰退の運命を辿るに至るなきを保せない。苟も祖國の安固と繁榮とを希ふならば、これはどうしても、早きに及んでその防遏に努めなければならない。

第一の左傾思想、これは廣くいへば、社會主義も入れば、無政府主義をも含んでゐる。しかし、社會主義には今日では頗る溫健なものがあつて、其の政策中には實際に適用してもいゝものがあるし、又無政府主義といふものは今日では殆んど跡を絶つてゐる。單に思想として頭の中に描いてゐる人はあらうが、現實の行動として現れてはゐない。だから今日左傾思想として最も憂ふべきものはひとり共産主義あるのみである。この思想は國家を否定し、皇室を否定して、いかなる點からいふも我國体とは氷炭相容れぬものである。しかもこの恐るべき惡思想が我國には年々蔓延し、その勢威をふるひつゝある。當局に於ても絶えず檢擧はしてゐるが、社會の各方面――智識階級にも勞働者階級にも、有產階級にも、無產階級にも浸出するの傾向のあるのは誠に困つたことである。そこで注意すべきことはかういふ狀態に在るのは、世界でも日本だけであるといふことである。西洋では、今時分マルクス主義などいつて持出しても、智識階級では誰も相手にするものはない。何處の大學へ行つても、經濟學の講座で、マルクス思想を講義してゐるといふやうなところは一つもない。或る特定の場合に、研究の對象としてこれを引用するといふやうなことはあらうが、大學の先生たちが、之を支持したり、共鳴したり、若くは宣傳したりしてゐるのは、ロシア以外には先づないことであらう。しかるに日本では智識階級

の先生たちが音頭取りとなつて、さういふことをやつてゐる有様である。それだから、共産主義にかぶれる者が有識有産階級からも出る。これは二重の意味に於て歎ばしいことである。

では日本には、どれ程の共産主義者がゐるかといへば、固より八千萬の大衆に比すれば九牛の一毛に過ぎない數ではある。見やうによつては、八千萬人の日本人の中に、僅かの共産主義があつたところで、それは大海の一滴、何も心配するに足りないではないか、ともいへるが、しかし、或る共産主義者の言つた如くに、一本のマッチで、一家を焼きつくすことも出來るのであるから安心は出來ぬのである。現に共産主義國と稱するロシアでも、共産黨員と銘打つたものは、一億六千萬の人口の中で、僅かに百八九十萬人そこ〳〵にすぎないのである。この一小部分の人間たちによつて、ロシアは今完全に引摺き廻されてゐるのである。物事はすべてさうである。少數者が多數者を引きずつて行くのである。支配權は常に少數者の手に握られてゐるのである。それ故に、共産主義は、日本全体から見ればホンの一部分にすぎないといふやうなことで、これを輕々に看過してはならぬ。十二分に戒心もて、一日も早く又出來るだけ多く、かれ等に對する善導轉向に努力すべきである。それについては、法律的にも、教育的にも、又社會的にも夫々の方面に於て夫々の努力を必要とするのであるが、それはつまり、各自がその職務の範圍内に於て、各自の最善を盡すといふことに外ならないのである。この問題につき直接の關係を有せらるゝ諸君としては、特にこの點に注意を拂はれんことを希望いたす次第である。

次には右傾思想である。この思想傾向は、左傾思想とは正反對に、多くは忠君愛國主義を標榜してゐる。ひとり標榜してゐるばかりでなく、その目的に向つて立派な振舞をしてゐる個人や團体もある。だが稍もすると、かれ等はいはゆる直接行動の手段を取る。言ふまでもなくそれは反社會的の行爲である。この反社會的の行爲が甚だよろしくないのである。から等に言はすれば、今日の社會は實に腐敗墮落を極めてゐる。この儘にしておいては、日本は今に到底立ち行かなくなる。國家の前途が思ひやられる。それでこの腐敗した現狀を打破して、國家社會の建直しをしなければならぬ。といふのであつて、その目的とするところは堂々たるものであるが、その手段として特權階級、財閥及政治家などに對して、直接行動を企つる者があるのである。目的がいゝからというて、國家の秩序を紊亂し、社會生活を脅威するやうなさうした危險な行動を容認するわけには行かない。依つて當局としても、その取締、防止に對しては、萬遺算なきことを期せなければならないが、國民としても、暗殺事件の頻發するやうな社會は、最も不健全な社會であることを深く知らなければならないのである。

更に、左傾でもなく、右傾でもなしにその中間に位してゐるやうな一種の利己思想、これが又、甚だ實は憂ふべきもの

である。近來世相の變移につれて、この種の利己思想が社會の上下に亘つて、非常な勢ひで瀰蔓、浸潤して來てゐる。その結果、忌はしい疑獄事件などが、頻々として發生する。國家を維持し、社會生活を保持して行く上に、これは餘程考へなければならぬことである。元來利己思想は、個人主義の思想に胚胎する。といつて、個人主義、即ち個人を本位とする思想が、それ自身に惡い思想であるといふのではない。なしろそれは、或る點では歡迎すべきものである。言ふまでもなく、社會は個人から成立つてゐるのであるから、その單位をなしてゐる個人各自が、めい〳〵に自己の修養に志し、自己の完成に努める。といふその意味では、個人主義は實に立派な立前に立つてゐるものといはなければならぬのである。

しかしながら、個人主義にはその半面に甚しき流弊を伴ふのである。即ち利己思想がそれで、何事も自分本位、自分さへよければ他人はどうなつてもかまはないといふ思想、否更に進んでは、自己の利益のためには他人の利益、社會の幸福を犧牲にしても憚らない、といふ思想である。近來世相の變移につれて、この種の利己思想が社會の上下に亘つて、非常な勢ひで瀰蔓、浸潤して來てゐる。その結果、忌はしい疑獄事件などが、頻々として發生する。國家を維持し、社會生活を保持して行く上に、これは餘程考へなければならぬことである。元來利己思想は、個人主義の思想に胚胎する。といつて、個人主義、即ち個人を本位とする思想が、それ自身に惡い思想であるといふのではない。なしろそれは、或る點では歡迎すべきものである。言ふまでもなく、社會は個人から成立つてゐるのであるから、その單位をなしてゐる個人各自が、めい〳〵に自己の修養に志し、自己の完成に努める。といふその意味では、個人主義は實に立派な立前に立つてゐるものといはなければならぬのである。

しかしながら、個人主義にはその半面に甚しき流弊を伴ふのである。即ち利己思想がそれで、何事も自分本位、自分さへよければ他人はどうなつてもかまはないといふ思想、否更に進んでは、自己の利益のためには他人の利益、社會の幸福を犧牲にしても憚らない、といふ思想である。近來世相の變移につれて、この種の利己思想が社會の上下に亘つて、非常な勢ひで瀰蔓、浸潤して來てゐる。その結果、忌はしい疑獄事件などが、頻々として發生する。國家を維持し、社會生活を保持して行く上に、これは餘程考へなければならぬことである。元來、人間

しかもこの有り難い國が、近時利己思想の侵蝕によつて、漸次その誇るべき團結力を弛めつゝあることを思ふと、私共國民としては深くも反省させられるのである。

抑も人類が、他の動物との生存競爭に打ち勝つて、地球上の最高の支配者となつたのも、結局をいへば、團結力のお蔭である。個々で立ち向つたのでは、人間は到底虎や象には敵はない。唯團結的生活を營んでゐることから、人間は遂にかれ等を征服して行くことが出來るのである。團結力は、その團体を組成する個々の有つ力の總和以上の或る力を生むのである。他の動物は、個々に有つ力は強くとも、この一番大切な力を缺いてゐるのである　私共が小學校の讀本で學んだ毛利元就の教訓――元就が、五人の子供に矢を一本づゝ與へてこれを折らせて見たところが、すぐ折れた。そこで今度は、五本の矢を一束にして折らせて見たところがとても折れない。それによつて、元就は、子供等に對し、一致團結の力のいかに强いものであるかを敎へたといふ話は、いつの時代にも眞理である。私はかつて米國に於て、丁度これと同じやうな例を見たことがある。米國の大審院の法廷の裁判長席の後壁に、次のやうな彫刻がある。一方では棒を一本づゝ折り、一方では棒を數本束ねて折らうとしてゐるが、とても折れないといふ彫刻である。米國は四十八州から成る聯邦國であるから、特にその團結力の必要なることをそれによつて强調してゐるものであらうが、毛利元就の敎訓と同巧異曲なところが面白いと思ふ。

團結力の必要なことは、毛利一家や、米國のみではない。小は一家、一鄕より大は一國に至るまで、これがその存在の根本要件である。又役所でも、會社でも職員一同が同心協力して仕事をすれば、きつと能率が上る。何人集つてゐても心がバラ〳〵であつては、何一つ出來るのではなく、その事業はやがて失敗に終るであらう。國家が强くなるといふのも結局は團結力が强いからである。試に日本から、その固有の團結力を取り去つたとしたらどうなるであらうか。恐らく日本はその誇るべきもの、有てるもの、大部分をそれと共に失つてしまうであらう。實に團結力なくしては、日本あるも日本なしと同じである。しかもこの折角の團結力を、內部から侵蝕して、弛緩せしむるものは、前にもいつたやうに利己思想である。近時殆んど毎日のやうに、政治家とか、實業家とかの收賄沙汰や、背任沙汰が、新聞に見えてゐるが、それ等は何れも利己思想から來てゐるものである。自己の都合、自分の利益といふことばかりを中心にして考へるから、遂にはさういふことに立ち至るのである。しかもかうした利己的行爲は、たゞに國民の團結力を弱めるばかりでなく、又左傾右傾の兩思想に薪を添へるものであることを忘れてはならない。

而して以上の左傾思想、右傾思想及び中間の利己思想に共通する惡思想は、目的のために手段を選ばず、といふことである。言ひかへれば、それ等の思想は、

何れもその目的が惡いのではなくして手段が惡いのである。左傾思想とても、その標榜するところの目的は、人類の幸福と平和といふことに在る。誠に結構なことである。たゞそこまで持つて行くためにといふその手段が非常に間違つてゐる。皇室を蔑にし國家を否認しようとする。その破壞的思想及行爲は、日本國として到底許容し得るものでない。かれ等がずつと先方に望んでゐるところの目的は、必ずしも惡くないとしても、そのために手段の選擇をすつかり誤つてゐる。それがよくないのである。又右傾思想としても、前にもいふやうに、その目的は多く忠君愛國に在つて、苟も日本國民ならばさうなくてはかなはぬところである。けれどもその手段として、暴力を振ひ、暗殺を敢てする。それが間違つてゐるのである。更に利己思想に在つても同じことが言はれる。政治家が收賄するのは何のためかといへば、結局は金が要るからであり、金は何のために要るかといへば、出來るだけ多く幹兒を作つて政治家としての勢力を養ひ、やがては政權にも有りついて、國策の切り盛りをもやつて見ようといふ了見から來てゐるのである。だから、結局の目的は、やはり治國平天下に在るといへる。しかしそのために正道に由らず、橫車を無理押してもも金を作らうとする。その不正な手段が、しばゝ〳〵その立派な目的をさへも無效にしてしまうのである。

目的は勿論正しくなければならぬが、手段も同時に正しいものでなければならぬ。正しい手段に依つて達成せられた目的こそ、始めて正しいといへるのである。正しい目的を不正な手段に依つて達成するといふことは、それ自体に矛盾した觀念であつて、ひとり手段のみでなく目的をも不正にするのである。西洋には目的は手段を正當にす。といふやうな言葉があるが、これはほんの一部的な、變則的な或る種の場合にのみ限られてゐることである。東洋の倫理は、昔から目的の如何に拘らず、先づその手段を正しくしなければならぬ、といふことを敎へてゐる。渴しても盜泉の水を飮まず、とか、朝に道を聞けば夕に死するも可なり、とかいふやうな敎へは、私共日本人には子供の時から身に泌みてゐるのである。尤もかうした觀念は、勿論東洋ばかりでなく、西洋にもある。正統的倫理思想は洋の東西を問はず、何れもそのことを强調してゐるのである。手近かなところではスポーツ精神である。スポーツは勿論勝敗を爭ふのであるが、しかしそこには、嚴として犯すべからざるルールがあつて、それに違反したのでは、勝が勝にならない。ルールを守つて勝つたものだけが眞に勝つたのである。いはゆるその爭ひや君子ともいふべきものであつて、そこに正義に立脚するスポーツ精神を見ることが出來る。思想的には幾多非難すべき點の多いアメリカに於てすらその精神の現れを見るのである。

正しい目的へ向ふには、正々堂々と大道を踏んで進まなければならぬ。岐路へ分け入つて、强いて捷徑を求めたりすると、失敗するばかりでなく、目的をも不

正なものにする。共同生活を完全に營み國家の繁榮を期するためには、國民は國家の法規を遵奉し、公安と秩序とを維持することに第一に心がけねばならぬ。國民にこの心がけが缺けて來ると、國家の團結力は弛緩し、生活は不安となり、國民思想は不斷に動搖を始める。かくして國家に危機が來るのである。現代はその徴候が餘りにも顯著である。國民の戒心を要すべき點である。

私は刑務官諸君の御參考までに、特にこの事を申上げたいと思ふ。申すまでもなく、今日の行刑思想は、昔時の應報主義に基くものでなくして、いはゆる敎化主義に則つてゐる。惡事をしたから、その報いとして苦痛を與へようといふのではなくして、一旦は誤つて橫道へ外れたが、人間として本來に有つてゐるその良い魂を再び呼び起して、人間として歩むべき正しい道へ引き戻してやらうといふのがその本旨である。その結果として受刑者に對する取扱ひが昔と比べて今日ではどうしても寬大となつてゐる。寬大はいゝとしてもそれはやがてルーズとなりやすい。從つて受刑者としても、獄則を守り、秩序を重んずるといふ精神が、やゝともすれば忽になり勝ちである。元來受刑者の大多數は社會生活に於て國法を守らず、秩序を無視するやうな振舞があつたがために、刑務所生活を營む事になつたのである。卽ち目的の如何に拘らず等しくその手段を誤つたためにさういふことになつたのである。本來的にさういつた反社會的の傾向——つまり理性力の薄弱性を有つてゐる受刑者のことであるから、刑務所內に於ても、多少でも氣を緩すると、すぐにふしだらのことになりやすい。そしてその惡い習慣のまゝに世の中へ拋り出されたのでは、勢ひ再び罪を重ぬるの外ないことにもなる。それを防ぐためには、先づ刑務所內に於て、受刑者の心身の訓練、陶冶に努めなければならぬ。それには先づ第一着手として、規則を重んじ、秩序を保つの良習慣を養成しなければならない。敎化主義を實現する端緒はこの點に在るのである。

さればといつて、昔の應報時代のやうに、無暗に受刑者を惡んだり、虐待したりすべきでないことは申すまでもないことである。受刑者といふものは、惡むべきよりはむしろ憐れむべきものである。同情すべき社會の落伍者である。正しい道を一人歩きする力を缺いてゐたがために、足を踏み外してしまつた人だちである。刑務官として第一線に立つてゐる人々から見ると、時には憎々しいと思ふ場合もあらうけれど、しかしさうした場合でも、よくそこのところを考へて、廣い心を以てやさしくいたはつてやるやうに心がくるべきである。だが、苟も不都合のことがあれば、嚴しくこれを取締つて法律と秩序を重んずるの心を、その機會に植ゑ付けることに努力しなければならぬ。これがやがてはかれ等を眞に愛する所以である。佛心鬼手といふことがあるが、佛心といふも鬼手といふも、一つの愛の兩面にすぎない。この兩面の愛が、相互に働き、相互に助け合つて行くところに、始めて行刑上の眞の效果を望み得るのである。刑務官諸君として今後進まるゝ道は、正にこの道であると思ふ。右聊か今日の世態時勢に鑑み、平素所感の一端を述べて刑務官諸君の御參考に供したい次第である。

第二十四回刑務官練習所卒業式

第二十四回刑務官練習所卒業式は二月二十日午前十一時から刑務協會樓上に於て擧行、來賓として和仁大審院長、林檢事總長、皆川次官、長島民事局長、宇野地方裁判所長、宮城檢事正、佐々木秘書課長、坂野人事課長、秋山保護課長、高橋文之進、泉二、芥川、正木、岡、池田、東、大原、吉弘、松岡、仁科、井川、三宅、白土、伊藤、佐々木、高橋、鈴木、印南、有馬、香川の各講師及吉田、佐藤、岡部、椎名、河邊の各刑務所長、森口典獄補の諸氏列席、伊藤刑務協會主事の開會の挨拶につぎ、鹽野練習所長より、左記卒業生並に優等生に對し、卒業證書及賞品、賞狀を授與し、終つて次の訓示を爲した。

鹽野練習所長訓示

本日第二十四回刑務官練習生卒業式を玆に擧行いたしまることは、諸子と共に私の大に欣快とするところであります。過去五ケ月の間、諸子は或は講習に或は見學に、何れも熱心に且つ眞劍に精勵努力せられ、可なり重き負擔に堪えつつ、幸に一人の落伍者もなしに、しかも何れも相當の成績を以て、所定の課業を終了せられたことは、私の深く喜び且つ滿足とするところであります。

諸子は全國刑務所の數多き志望者の中から、成績優秀の故を以て特に選拔をうけて、當練習所に入所された人々であつて、行刑の實務にはすでに相當の理解も經驗も有つてゐらるゝのでありますが、當練習所に於て更に夫々立派な諸先生方から、懇切丁寧なる御講義を承つて、行刑の目的、本旨、延いては刑務官としての職務並に責任の何たるかといふことを一層明瞭に理解、体得された上に、一方には、行刑に關係ある法令、通牒等の適用、解釋等についても十分に納得されたところでありませうし、つまりこの講習に依つて、刑務官として一段のミガキをかけたことでありますから、將來有爲の刑務官として、我刑務界の爲に寄與貢獻すべき準備はすでに出來上つたわけであります。從つて、諸子がこれから各自の任地へ歸られてからの成績については、私共としても、深くも期待し且つ不斷に希望をかけてゐる次第であります。申すまでもなく、行刑上の成績の擧ると否とは、一に第一線に立つて、直接受刑者に接觸してゐる人々の人物如何　努力如何にかゝつてゐることでありまして、その點諸子としては、責任が大であると共に興味も亦深いものがあらうと思ふのであります。幸にして諸子は、從來在任中の成績が相當優秀であつた上に、當練習所

に於て、智識上にも、經驗上にも一段の進境を劃したことでありませうから、十分なる自信と抱負とを以て、その任務に從事せられ、いかなる場合にも、私共の期待と希望とを裏切るやうなことのないやうに、奮闘努力あらんことを御願ひいたすのであります。

もし諸子が、御歸任後に於て、私共の期待する如くに、立派な成績を擧げられたならば、諸子の前途は多望なものであります。將來、刑務界の中心人物たるべきことは勿論として、進んでは、監督者の地位を獲得することも決して難事ではないのであります。否、將來の監督者は必ずや諸子の中から出づるであらうことを、私共は信じて疑はないのであります。諸子としても又、必ずやそれを實現して見せるぞ、といふだけの覺悟と抱負を以て、その進路の開拓に向つて、勇往邁進すべきであらうと思ひます。さうした期待と希望とを荷つて、刑務官としての新な門出をせらるゝ諸子であることを念頭に置いて、私は、婆心ながら次の二三の事柄につき一言申述べて、諸子の參考にいたさうと思ふのであります。

諸子が今後刑務官の職務に當らるゝについて、先づ第一に深く戒むべきことは增長慢といふことであります。少し自分の立場がよい、となると、すぐ慢心をきざす、ともすれば陷りやすき人情の弱點であります。諸子はもとより優秀な人たちであるところへ、當練習所で更にミガキをかけたことでありますから、他の同僚たちと較べて何やら一足先に進んだやうにも思つて、そこに多少でも慢心をおこすやうなことがあつては、それは諸子にとつて一種の危險時代であるといふことをよく〳〵御勘考願ひたいのであります。繰返して申しますが諸子は將來刑務界の中心人物となるべき人々であるから、肚の中にはそれだけの意氣込と矜持を有つことも勿論必要であります、しかしそれを輕々しく表面に現して、すぐいゝ氣になるやうでは、たゞに同僚から嫌忌を受けて、何かのきつかけを作る危險があるばかりでなく、同時に自身の氣持にも弛みを生じて折角の勤勉努力の精神が、だん〳〵消失せて來るのであります。これは世間にはしば〳〵見る例でありまして、折角いゝスタートを切つておきながら、慢心のため遂には仕事の上にも不始末を來すやうになつて、果ては落伍者となつてしまふといふやうなことが隨分世間にはあるのであります。さうなつては、ひとり本人のために惜しむべきばかりではなく、延いては一般刑務界の成績にも關係することでありますから、その邊のところをよく〳〵考慮して、深く戒心あらんことを希望いたすのであります。

次には、諸子は折角當練習所に於て、學習研究のことに專念されたことでありますから、御歸任後も、餘暇ある毎にそれを繼續して、永くその良習慣をつけらるゝやうに希望いたすのであります。餘暇ある毎に、と申すよりも 日常の執務に當つて、常に法令、通牒の類を出して見て、これと照し合して、事務の正確を期するやうに心がくることが最も必要なことであります。不斷にその心がけを續けたならば、何事にも間違ひがなく自然職務上にも良好の成績を擧ぐることになるのであります。さういふことは一種の習慣でありまして、一つ等閑の癖がつけばそのまゝ等閑になつてしまふものでありますから、講習を終つて、油の乘つてゐるこの機會に、その良習慣を作り上げるやうに努力していたゞきたいのであります。

次に諸子に御記憶願ひたいことは、刑務職員たるものは、各自の擔任事務の如何に拘らず、行刑の本來の使命に向つて協力助成するの心がけを忘れてはならぬといふことであります。行刑の使命については、諸子もよく御承知のことであらうが、餘りにそれが分りきつた普通の觀念であるために、往々これを忘れてしまつて、自分の擔任する事務にのみ沒頭して、大局を誤るといふやうなことが、とかくに有り勝ちなものであります。自分の擔任する仕事に熱心に、忠實であることは勿論望ましいことではあるが、それと同時に、その仕事といふのも結局は、受刑者の改過遷善といふその共通の目的を達成せんがためであるといふことを深く念頭において、それに向つて協力一致するの精神を常にお忘れないやうに願ひたいのであります。

次には、刑務官として職責に顧み、日常とも各自の言行を愼まれたいことであります。これはいかにも些細なことのやうにも思はれますが、刑務官としては非常に大切なことであつて、良きにつけ、惡しきにつけ、殆んど不用意のうちに、それが相手方の心胸を左右することになるのであります。もし各自の私行が受刑者の信頼を裏切るやうなことにでもなれば、刑務官としての職責を完全に盡すことの出來ないことは、これは判り切つたことであります。反對に、各自の立派な言行が、自づからにして、受刑者に良き感化を與へ、かれ等の信頼をかち得るやうになれば、たゞに自分の職責を完全に果し得る喜びがあるばかりでなく、延いては、それが各自の出世榮達の道ともなるのであります。それには、何としても、日頃から、自己の人格の修養、向上に志すことが第一に必要であつて、かくしてこそ、諸子は刑務官としての諸子自身の志を伸ぶることを得るばかりでなく、同時に私共の期待にも副ひ得る所以であらうと思ひます。

かやうに諸子の前途は、頗る多望であつて、御歸任後は、それにふさはしく、十分なる自信と覺悟とを以て各自の職務に盡力されたいのでありますが、この際私が諸子に對し特に御注意申上げたいのは、各自が將來出世を計るためには、飽くまでも正道に由るべきであつて、決して權道を選んではならぬといふことであります。しかるに從來の例で見ますと、その反對に、往々にして權道に出でんとするものを見受くるのであります。即ち徒に上司に阿諛追從して、いはゆる御機嫌を取結ぶことにのみ專念沒頭し、それに依つて立身出世の道を辿らうとする人

があります。否、甚しきに至つては、密告等の手段に依つて他を排斥せんとする人さへもあるのであります。かうなると權道といふよりもむしろ邪道であつて、官吏としてばかりでなく、人間として實に卑怯極まることであります。勿論上司の思惑を考へるといふことは、或意味では上司に敬意を表するといふ所以であつて、適當な程度に於てならば、それ自身決して悪いことではありません。しかし上司は、各自が職務に忠實に、良好な成績を擧げてさへくれゝば、何にもましてそれを一番喜び、且つそれでこそ覺えが目出度いのであります。さうすることに依つて上司の氣に入るやうに努めることが、立身出世の正道であつて且つ捷徑なのであります。その正道に由ることをせずに、故に身分不相應な贈物をするとか、又は不必要なときに無暗と御機嫌伺ひをするとかして、自己の本分を忘れて權道によつて、不當な利得に有りつかうと試むるが如きは、結局は自他共に傷つく所以であつて、深く戒むべきことであります。しかも權道が更に邪道に陷つては前述のやうに、密告によつて他を排擠せんとするとか、又は匿名投書によつて、同僚を中傷するといふ如きに至つては、男子の恥といはなければならぬのであります。かやうな弊風は、元來裁判所側に於ても、檢事局側に於ても、苟も我司法部内では未だ曾て見ない現象でありますが、ひとり刑務界に於てのみ、往々にしてその事實を見受くることは、御同樣甚だ遺憾の次第であります。諸子は、將來我刑務界の中心人物となるべき人たちであるから、その點をよく考へて、任地へ歸へられたならば、同僚とも相謀つて一日も早くこの弊風を打破して、風紀の革正を圖ることに努力されたいのであります。聞けば、東京の四大刑務所では、この頃職員が相謀つて、風紀革正の申合せが出來たさうでありますが、それ等は、大に諸子の御參考になることゝ考へらるのであります。

最後に、現下の我國情は實に多事多難であつて、われ〳〵國民としては、非常なる決心と覺悟とを必要とする秋であります。即ち對外的には、國際聯盟といふ難關に直面して、しかも萬難を排してこれを突破して行かなければならぬ羽目にあるし、對内的には經濟國難あり、思想國難ありといふわけで、失業者は日に日に續出し、國民思想は動搖に動搖を加へつゝある實情であります。國民一般としても、寸時もヲカとしてはゐられない折柄でありますが、殊に直接國家の事務を取扱つてゐる官吏としては、從來にも幾層倍して、各自の職務に精勵することが最も必要であります。官吏として今日の非常時日本に處すべき道は、結局それ以外にはないのであります。しかも近時我行刑上の著しき現象として、全國の受刑者の數は、年々增加してまゐつてゐます。爲めに各刑務所とも、事務が非常に繁激になつてゐるのでありますが、多事多難の今日、國家財政の都合等もあつて官吏の人數を急にふやすわけにも行かず從つて限られた人數を以て、その繁多な事務を處理して行かねばならぬことであ

りますから、諸子の勞も並大抵のことではなからうと想像いたします。しかし何事も今日の場合故、よくその邊のところを勘考して、任地へ歸られたならば、同僚とも互に相謀り、相戒めて、一意專心各自の職務に出精勉强せられんことを希望いたすのであります。諸子の御卒業を祝し、右一言申し添へた次第であります。

次に佐々木秘書課長は、司法大臣代理として、左記司法大臣祝辭を朗讀された。

司法大臣祝辭

玆ニ第廿四回刑務官練習所修業式ヲ擧行スルニ際シ祝意ヲ表スルハ予ノ欣幸トスル所ナリ、刑務官ノ職責ハ適正ニ刑ヲ執行シ以テ受刑者ヲシテ改善ノ實ヲ擧ケシムルニ在リ適正ニ刑ヲ執行セントセハ法規ヲ勵行シ紀律ヲ肅正セサルヘカラス受刑者ヲ改善セシメントセハ之ヲ敎化スヘキ品性ト智能トヲ具備セサルヘカラス思フテ此ニ至レハ刑務官ノ職責ハ洵ニ重大ナリト謂ハサルヘカラス、當局ハ夙ニ此ニ鑑ミル所アリ練習所ヲ開設シ刑務官吏ヲ入所セシメ必須學科ハ勿論凡ソ刑務ノ運用ニ必要ナル科目ニ亙リ斯界ノ權威ヲ招聘シテ敎授ノ任ニ當ラシメ以テ年々優良ナル刑務官ヲ養成シ來レリ諸子ハ曩ニ其ノ選ニ當リテ入所シ規定ノ科目ヲ修メ今ヤ各其ノ任ニ歸リテ之ヲ實地ニ應用セントス　勉メテ已マサレハ必スヤ行刑ノ實ヲ擧ケ以テ刑務官本來ノ職責ヲ完フスルコトヲ得ヘシ　予ハ諸子ノ榮譽アル修業ヲ祝シ併セテ其ノ前途ノ光榮ヲ望ミ聊カ所感ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和八年二月二十日

司法大臣　小山松吉

更に和仁大審院長は、來賓を代表して左の祝辭を述べられた。

大審院長祝辭

諸君は、刑務官練習所に於て所定の課目を終了せられ、今日卒業證書を御受取りになりましたことは、誠に慶賀に堪えぬ次第であると同時に、諸君の如き優秀なる刑務官を得ましたことは、我司法部にとつても、深く喜びとするところであります。諸君は從來すでに實務の御經驗がありますし上に、練習所に於て更に日常の執務上に必要なる法令の御研究を盡され又實地の練習に精勵されたことでありますから、一層智見も廣まり、經驗も積んで、御歸任後それを實際に應用せらるるに當り、十分良好なる御成績を擧げらるべきことは、私共の深くも期待いたすところであります。私は、行刑のことにも、刑務所のことにも全くの素人でありまして　從つて諸君に對しても、彼此と差出がましく卑見を述べたり、御注文がましいことを申上ぐるのは、甚だ僭越なことでもありますが、一言御話しして見たいと存ずるのであります。

行刑上の制度は、學問の進歩、社會狀態の變遷等につれて、自ら變化もし、又改善もされなくてはならぬことゝ考へら

れますが、しかし行刑の主眼、根本精神といふものは畢竟受刑者の改過遷善といふことに在るので、一旦誤つて罪に陷つたものをよく戒飾し、指導して、國民としての更生復活の道を辿らせようといふことがその根本義となつてゐることは、今も昔も變らぬところであらうと存じます。從つて刑務所内の一切の施設、事務等も、すべてがこの目的に向つて集中せられ、例へば獄舍の建築監房の構造戒護作業保健敎誨等は皆この大方針に則つて考案され、施設され若くは改善、向上を策せらるべきであらうと考へらるゝのであります。而して刑務所がこの行刑の根本目的を達成せんがためには、累犯者の發生を減小若くは防止するといふことが當面の必要事となつてまゐるのでありまして、この方面の效果が十分でない間は行刑の事業も、遺憾ながらその力が未だ微弱なものと見なければならぬのであります。

しかるに統計の示すところに依りますと、近年累犯者の數は、行刑當局の不斷の御努力にも拘らず、年々に增加してまゐる傾向にありまして、これは御同樣甚だ遺憾なことに存じますが、事實は事實として如何ともすることが出來ないのであります。勿論これにつきましては、近時世態の急迫と人心の動搖に伴つて社會的と認められるべき犯罪原因の非常に多くなりましたことも否定し得ない事實であります。累犯者が多いからとて、必ずしもそれを以て行刑の效果を云爲すべきではありませんが、しかし一方からいへば、それだけに又、刑務所としてはその責任の重大さを加重して來るものでありまして、旁々幾重にも愼重なる考慮、省察を必要とする次第であらうと存ぜられます。勿論累犯を減少し又は防止するといふことは、ひとり刑務所の力にのみよるべきではなく、保護事業家乃至は社會敎育家、宗敎家といつた人々の努力に待つところも非常に多く、延いては一般國民のこれに對する理解、同情といふことが第一に必要となつてまゐりますし、その他にも爲すべきことは多々あるのでございまして、申さばこれは一つの大きな社會的事業でありまして、從つてこれに對しては、社會全體がその共同の責任を荷つてゐると見るのがむしろ當然であつて、刑務所のみにその難きを責むるのはいふまでもなく間違ひであります。それがためには、今後とも行刑法規や刑罰法規の改正も必要でありませうし、釋放者保護事業の充實といふことも必要となつてまゐるでありませうが、しかし犯罪といふことが結局のところ心の問題であつて形式に依り人心を正しくすることは一つの敎化の方法でありますが眞に犯人の心を動かすものは人の心の感化力であります。

惡いことゝは知りつゝ、何故罪を重ぬるに至つたか、といふその動機に遡つて細かく觀察しますれば、種々に複雜した關係もありませうし、又それ等の關係をいろ〳〵研究して、これが對症療法的施設を施し、方法を立てるといふことも、勿論國家としての義務でありますが、しかし大觀すれば、犯罪の原因は、心の缺陷

即ち物慾のために良心を見失つた、といふことに歸着することゝ思ひます。佛家のいはゆる貪、瞋、痴、これが如何なる犯罪にも共通した根本原因となつてゐるのであります。ですから、累犯の減少若くは防止を計るといふことも、つゞまるところは、この心の立直しをしてやるといふことに外ならぬのであります。それがためには、いはゆる行刑といつた種々の形式を以てこれに臨むことも勿論大切なことでありますが、如何なる場合にも決して忘れてはならぬ根本義は、心を以て心を制すること、即ち敎へる人、導く人の心の感化に依つて、罪に落ちた相手方の良心を呼び醒してやる、といふその心がけであらうと考へられるのであります。

人が人を感化しようとするに當つては先づ自ら正しうしなければならぬことはこれは今更申すまでもないことであります。千萬の言葉よりも一つの實行であります。刑務官諸君の人格が立派で、言行に申分がなければ、その感化、影響は自づからにして在監者にも及んで、行刑の仕事は、こゝに立派な效果を擧げることが出來るのであります。

近來は、敎育といふものが一般に、器械的、大量生產的になつて來て、人物を養成するためには、今日の學校制度よりも、昔時の寺小屋制度の方がよい、といふやうな說をもしば〳〵耳にするのであります。成程それも一理あることで、寺小屋ならば、敎へる人、導く人の人格の力が、直接に、又最も力强く相手方の心の感化、影響も大きいのでありますので、それ等の點についても亦同樣に考へられます。形の上では實行し難いとしましても、しかし行刑の精神はそこに存するのでありますから、刑務官諸君が、一同氣を揃へてその心を以て職務に從事され、在監者に接觸されたならば、我國の行刑成績は今後刮目して見るべきものがあらうかと存ぜらるゝのであります。

私はかつて、短期間、檢事の事務を執つてゐたことがありまして、その折機會を得て刑務所を巡視したことがありましたが、或る刑務所では、そこの典獄がさも誇らしげに、この刑務所には懲罰事件といふものは殆んどありません、といふやうなことを言はれました。私は當時それを聞いて、刑務所内に懲罰に附すべき事件が一つもないといふわけはあるまい、これはさういふ事件はあつても、故に懲罰を課せないのであらうと想像いたしましたが、それから更に他の刑務所へ參りますと、今度は前とは反對に、私の所では規則を嚴守させる主義で、苟も規則に違反したものは容赦なくこれに懲罰を課してをります。現にこれ〳〵の事件がありますといつてその裏まで見せられた次第でありました。同じ刑務所でありな

がら丸で正反對の話を聞かされまして私も一寸異な思ひをいたしましたが、しかしよく考へて見れば、何れも一理あることであります。申すまでもなく刑務所には内部の秩序と統一とを保つために、夫々の規則があつて、在監者はよくこれを遵守しなければなりません。かやうに規則を勵行するといふことは勿論結構なことでありますが、それだからといつて懲罰件數の多い刑務所が果して良い成績を擧げてゐると言へるのであらうかどうかといふことになりますと、私共素人には聊か疑ひがあるのであります。元來刑務所に入れられてゐるといふことそのことがすでに嚴たる懲罰であるのに、その上更に懲罰を加へるといふのは、勿論場合によりけりのことで、一概には申されませぬが、私共には何やら氣の毒なやうにも思はるゝのであります。規則勵行はいいが、餘りに嚴に失しては、果していかなる結果を生ずるでありませうか、寬に失するのも勿論弊害はありませうが、嚴に失するのは更に大きい弊害を伴ふのではないでせうか。權力を以て臨むといふことは、決して人を心服させる所以ではないのであります。否、ひとり心服させ得ないのみならず、時としては、却つて反感を挑發して、飛んでもない結果を招くともなくはないのであります。かりにその反感が行動に現はれないとしても、それはかれ等に對して、唯表面のみを裝ふ僞善的行爲を强ゆるやうな結果にもなるのでありまして、何れにしても、改過遷善の本旨には副はないのであります。

尤もかく申せばとて、如何な場合にも權力を用ゐるな、ではありませぬ。權力を以て人を制しなければならぬ場合も勿論ありますが、それを以て能事終る、とするやうな思想は、隨分考へ物であらうと思はるゝのであります。刑務官としての心と手は、何處までも、秋霜の嚴しさよりも、むしろ春光の溫かさを有つてゐるところこそ最も願はしいことであらうと私は考へて居ります。

私はかつて、或る書物で越後の良寬上人の逸話を讀んで、尠らず感激に打たれたことがあります。このエピソードは多分諸君も御承知のことかと思ひますが、上人の實家は越後の出雲崎に在つて、そこには上人の弟夫婦が世帶を持つてゐたのであります。ところがその弟夫婦の息子が道樂者で、弟夫婦もたいさう心配して、上人に意見方を依頼したのであります。そこで上人は實家を訪ねて、その極道息子にも會つたのでありましたが、二三日間滯在してゐる間、上人は一言の意見らしい言葉をも發しなかつたのであります。それを見て、さすがの極道息子もある大きな力に打たれたやうに、深くも自分の良心を呼び起して、爾來ふつつりと道樂をやめたといふことが傳へられてゐるのであります。果して事實であるか、それとも作り話であるか、その邊は私には分りませぬが、しかしその時の上人の數行の涙こそは、千萬言の敎訓にもまさつて、有難くも又力强いものであつたのであります。權力や言葉には容易に服從しない頑な心でも、人の眞心には動かされるのであります。良寬上人の場合などその良い一例であらうと存じますが、私は行刑の仕事も、結局はこゝのところではないかと考へてゐるのであります。私は刑務官諸君が、刑務所内に在つて御めい〳〵の仕事に從事せらるゝについても、常に良寬上人の心を心として在監者に接觸せらるゝことをお忘れなかつたならば、この精神的事業の眞價が、いやが上にも發揮されるであらうことを信じて疑はないのであります。

前にも申す如く、私は行刑のことには全くの門外漢でありまして、從つて玄人の諸君に對して、差出がましく御話しいたすやうな資格も材料もないのでありますが、御卒業に對しお喜びの言葉を申上ぐると共に、婆心ながら右一言所感の一端を申述べた次第であります。多少なりとも諸君の御參考ともなりますれば、幸甚と存じます。

終つて、卒業生内藤數一氏は、卒業生を代表して左の答辭を述べた。

卒業生總代答辭

木日玆ニ第二十四回ノ刑務官練習所卒業式ヲ擧行セラルゝニ當リマシテ閣下並ニ諸先生ノ御臨場ヲ忝フシ所長閣下始メ各御高位ノ御懇篤ナル御訓諭ヲ賜リ生等一同無上ノ光榮トシテ感激措ク能ハザル所デアリマス顧ミマスレバ昨年十月一日入所以來諸先生ノ御薰陶ニ依リマシテ生等之迄ノ惰勞的ナ監獄常識ノ荒蕪地ハ遺憾ナク開拓サレ時代的ナ行刑意識ノ下ニ其第一線ニ活躍スベキ素養ヲ與ヘラレマシタ生等ハ今コノ榮アル卒業式ニ列席スル歡喜ノ一面ニハ又大ナル責任ヲ痛感スルノデアリマスマコトニ刑罰上ノ觀念ニ付キイカニ論爭サレ如何ナル變遷ヲ來サウト生等刑務官ノ使命ガ犯罪者ニ對スル敎化的作用デアラネバナラヌ事ハ不變ノ眞理デアルト信ジマスコノ信念ノ下ニ於ケル行刑モ種々難多ナ性格智識犯罪態樣ノ異ナル者ニ對シテハ時ニ殆ンド絶望的ナ難關ニ遭遇スル場合モアリマセウケレドモ敎育刑ノ眞ノ效果ヲ發揮スルハ唯吾々ノ熱ト力デアリソノ根原ヲ培フハ眞摯ナル行刑上ノ智識慾デアルト思ヒマスコノ五ケ月間ニ學ビマシタ色々ノ智識ヲ基礎トシテ尙多クヲ學ビ多クヲ知リソレヲ實際化スベク努ムルコトコソ即チ此處ニ貴重ナル月日ト多大ノ費用トヲ以テ生等ヲ訓練サレマシタ當局ノ御意向デアルカト存ジマス練習所長閣下並ニ諸先生ノ御懇篤ナル御薰陶ニ深謝致シマスト共ニコレヲ行刑實務上ノ羅針盤トシテ誓ツテ怠ラズ名實共ニ東京刑務官練習所卒業生タルベク努ムル決心デアリマス卒業生一同ニカハリ卿藁辭ヲ述ベテ答辭ト致シマス

昭和八年二月二十日

第二十四回刑務官練習所
卒業生總代

朝鮮總督府平壤刑務所看守
内藤數一

右終つて、伊藤主事の挨拶にて閉式し、一同恒例に依り、本省玄關前にて記念撮影をなし、午餐を共にして、和氣靄々裡に散會した。尙ほ卒業生及優等生の姓名は次の通りである。

卒業生氏名

平壤	内藤數一	横濱
木浦	津末政雄	〃
佐賀支	今村初次	千葉
豐多摩	岩淵稔	水戸
巢鴨	田中幸信	甲府
（以上優等生）		
小菅	梅岡秀雄	〃
〃	山内廣治	新潟
〃	鎌田玉藏	大阪
市谷	山崎三郎	〃
豐多摩	高橋勝藏	奈良
	吉岡友男	〃
	卯田新造	滋賀
	岡本恒秀	名古屋
	藤咲利衞門	三重
	村松榮造	金澤
	白石文章	岡山（高梁支）
	鈴木由藏	岡山
	櫻井政寬	長崎
	鷲見孝義	長崎
	藤井秀一	〃
	高橋忠夫	福岡
	田北達（イクル）	〃
	桑原辰雄	〃
	木村樹（ヒサシ）	熊本
	西井庄三郎	秋田（山形支）
	宮崎一章	函館
	高森和太郎	北海少年
	相賀好章	西大門
	川波和夫	〃
		〃
		春川
		元山
		平壤
		大邱
		金泉少年
		臺中
		臺南
		新竹少年
		中尾芳男
		崎田國松
		糀慶治
		花田音助
		瀧石緣
		添島保
		佐山正義
		小島貞
		河上政重
		坂田勝
		朴鳳翊
		森鼎
		柳原盛次
		山村勇
		貞方傳吉
		荒川睦馬
		兒玉憲三
		高島忠男
		三淵增太郎
		高木誠

◎小田原少年刑務所に於ける教練査閲

一月二十八日當地小田原中學校に教練査閲の爲め甲府第四十九聯隊長小見山大佐が來原されたので其の序を以て當所教練査閲方を依頼し同日午後四時より教練實施に移り査閲後有益な講評があつた。其の狀況は大要左の通りである

一、査閲教練の課目

執銃各個教練（擔銃、立銃、捧銃、立射、膝射、伏射、速歩行進）及閲兵竝に分列式

二、出場人員

二百五十三名

三、査察官の官氏名

歩兵第四十九聯隊長
陸軍歩兵大佐　小見山恭造

四、講評の概要

教練の實況を見るに姿勢、禮式、執銃、操法、射撃竝に部隊の行動等總てが査閲を受くると言ふ緊張したる氣分が含まれて居り其の成績は優秀である只諸動作の終りたる以後に於ける姿勢に變化を生ずる傾向がある然し乍ら是迄の成ことは遺憾であることは遺憾である然し乍ら是迄の成績を收め得た諸君の眞面目と各先生方の適切熱心なる指導に對しては感謝の外はない凡そ教練は教へられたことを正しく強く行ふことそれは獨り教練にのみ止まるにあらずして畢竟日常動作の上の修養にも資する譯であるから一擧一動常に之れを活用し益々奮勵し緊張を解放後は其の教練に依て得たる精神を以て國家有用の人たらんことを希望す云々

場内は嚴肅な空氣が漲り整列せる少年達の面貌も一層緊張の紅潮をました、直立不動の姿勢をとつた少年達の心にはもはや雜念は消え失せ千萬人と雖もわれ行かんといふ氣魄の漂ふのが察せられた。

閲兵、執銃各個教練、分列行進等が元氣一杯に行はれ、査閲官小見山大佐からその成績優秀との講評を受けた僅かの期間の教練で、斯く立派に爲し終へたのも全く日頃の努力と査閲を受けるといふ緊張の結果である、特に昨今の如く内外多事の非常時に際して皇國の軍人精神を涵養する上に於て　この査閲の際に示された個人的、團体的諸動作の緊張味と眞劍味とはわれわれに心強い頼もしさを與へた。更に修練途上にある少年達にとつても亦有意義の試練であつたに違ひない。少年達もこの日の緊張振を失はず、居房に於ても工場に於ても或は社會に於ても活用したならば、斷じて人後に落ちる筈はないことを感得したことであらう。

三月恒例茶話會

三月十八日午後一時より刑務協會にて恒例茶話會開催、經濟學博士太田正孝氏の『經濟封鎖について』と題する講演ありたる後筑紫家九官鳥事內田一元氏の手に入つた動物鳴聲物眞似に喝采を博し、三時半散會當日の出席者は左の諸氏。

（順序不同）

山本銓吉　齋藤茂三郎　野口一成　大澤照次郎
加藤周造　鈴木與一　辻多七　浦井策
關山禎三郎　金田榮三郎　二場寶俊　無盡馨
佐藤乙二　菊地菅雄　佐藤備六郎　西田男
岡村保容　光森敏雄　布施寬三　一戸正義
鈴木猪四郎　西坂良吉　森元桃隆　原卓一
守田千松　岡村和市　玉井策郎　志村靜
井上惣三郎　金子一藏　今里末作　倉橋美紀
武內賴雄　森原國法　內野惣重郎　福山福太郎
島津國丸　苅屋公正　古田円正　高橋清
齋藤四郎治　妙円薗弘吉　山口功次郎　野原達二
藤谷立雄　飯島藤作　宍倉積　渡邊東一
板倉俊一　森口藤松　伍井解司
清庸三　北畠顯夫　神酒澤孝四郎
杉藤豐治　小川太郎　清水三朗
久保田眞太郎　富永宗純　河西武夫
藤井惠照　神宮包芳　小室華雲
鹽見市郎　山下久雄　稻葉有信
須藤善一郎　岩花辰次　內田勘治
平田稻穗　鈴木光造　香椎豐次郎
安東荒喜　浦井策　安藤定美
本田厚太郎　大澤照次郎　鈴木半六
島田幸治　無盡馨　玉川久
印南眞一　西田男　新井清次郎
武本宣正　一戸正義　三宅中二
柳澤惣太郎　志村靜　平方義孝
石井文太郎　倉橋美紀　野口金太郎
杉山憲太郎　福山福太郎　笠川與助
竹內重雄　高橋清　栗田紀道
板橋燁平　野原達二　中村勘次
鈴木光造　渡邊東一　箕浦良緣
伍井解司　高原長治
神酒澤孝四郎　今西由敎
清水三朗　濱田稔
河西武夫　松下民衛
小室華雲　野中市太郎
稻葉有信　東山惠離
香椎豐次郎　關川重雄
內田勘治
安藤定美
鈴木半六
玉川久
新井清次郎
三宅中二
平方義孝
野口金太郎
笠川與助
栗田紀道
中村勘次
箕浦良緣
高原長治
今西由敎
濱田稔
松下民衛
野中市太郎
東山惠離
關川重雄

練習所見學記

東京朝日新聞社見學記

滋賀　桑原辰雄

試驗期も迫り、もう見學は無いものと諦めて居たのに一月廿八日の午後突然と東朝社見學と大森樣から言はれた時は、手を打つて喜こんだ。練習所で何が樂しいと言つても見學程樂しいものはない。勇み立つて數寄屋橋畔鐵骨鐵筋コンクリート八階建、延四三〇〇坪　從業員一六〇〇と言ふ大東朝社を訪れた。

新聞社と言へば、あれだけ種々雜多な記事を一秒時を競つて世に報導する仕事なのだから、新聞社の內部は恰も火事場の如く沸きかへる樣な大騷ぎが演ぜられて居るものと想像して來たのに、玄關へ入つた時の靜けさに先づ豫想を裏切られた待つこと久しくして、應て案內專門の御方らしい人に先導されて、一行が先づ第一に入つたのは發送室である。地階の輸轉機で印刷された新聞は、チャンと機械が行儀よく折疊んで、此の室へキャーリーで上つて來る、丁度百足の走つて居る樣に。此の室には新聞を纏めて包裝荷造する僅かの人が居られるのみだし其の荷造りの鮮かなこと、見て居ると、お可笑しくなる程早い。天才は先天的で無く、熟練の結晶であると言ふことを地で吾々に示されて居らるのだ。

荷造られた新聞は三輪車で運ばれるだらうと、誰でも想像するが、實は三輪車も又運ぶ人も居ない、皆機械がしてくれるのだ。荷造られた新聞を乘せて階下に待つ受けて居るトラックの所まで落し込まれる水平のコンベヤーが即ち之れだ、僕の樣な田舍者には、之れが又面白くて、抱えて居る鞄をソツとコンベヤーの上に乘せて見た。ところが、のろい動きだと思つて居たベルトが存外早やかつたのでノート入の大事な〳〵鞄がトラックの方へ運ばれさうなので狼てゝ鞄の後を追ひかけて、よう〳〵胸を撫で下ろした。もうこんな惡戲は決してするものではない。

斯くしてトラックに積まれた新聞は市內の配達所へ、地方は驛へと急行し五千の販賣所から配達員に依て吾々の手元へ届くのださうだ。

次は印刷工場即ち輪轉機の、おはします地階だ、此所には少くとも五六十名の人が忙がしく働らいて居られる筈だと、場內を窺ふと今夕刊を刷つて居る輪轉機殿の咆哮の外には、僅か十名余の人が、總てを輪轉機に委ねて、唯新聞の刷れ工合を檢査して居られるのみだ、僕は此所に至つて、愈々機械文明の恐ろしさを感じた。『機械が人間の仕事を奪ふ！』とても大きな社會問題でなくて何んであらう？　此所に在る朝日式電光輪轉機は十五台で、印刷の全能力は勿驚一時間百四十

萬枚！げに人力の余りにも及ばざる事よ。次から次へと見せられるドライマット、鉛板の鑄造・活字の鑄造・寫眞製版・修正・電送寫眞機どれ一つとして、田舎者の僕の膽を冷さないものはない。殊に活字は印刷の鮮明を期する爲め唯の一回しか使用されず、濟めば直ちに大釜で熔かされて終ふのださうだ。

同社の會議室に吾等一同を集められて、『千六百人の從業員の大部分は外で働らいて居ます』との說明を係長らしい人から聽かされて初めて成る程と肯かれた。僕達の此の日參觀したのは主として新聞の出來上る一番最後の極めて小部分をのみ觀て居たのだ、新聞が出來るまでは、飛行機・傳書鳩・電信電話・電送寫眞等の有ゆる交通連絡機關に依つて、全國に派遣されて在る千人の通信員・海外の五十人の特派員・本社直屬の記者殿の汗と脂で書かれた原稿が編輯局の一部である整理部に到着して、此所で取捨選擇され文撰植字係が之れを小組のゲラ刷とし校閲部に廻し、次に紙型となり鉛板が鑄造され初めて輪轉機に行くのださうだ。社内を見た時文撰・植字係の部屋のみは豫想外多數の方が忙がしく働らいて居られた。此所のみは機械が余り手傳つてくれないと見える。

此れだけの種々な段階を經なければ新聞は出來ないとすると、此の間の連絡統制が余程巧みに行はれなければならぬであらう。僕の見た所、從業員の御方は皆元氣で朗らかで和氣藹々裡に仕事をして居られたので、實に羨ましく感ぜられた。全從業員の一人々々が日本一の否世界一の新聞を造ることを目標として、其目的の外には何等の思念無く、文字通り獻身的で、心を一つにして働かれてこそ世界に誇る大東社と謳はれるのであらう。

行刑の仕事も此樣に、敎化も戒護も作業も、心を一つにして、朗らかな氣分で協調連絡を計るならば世界に誇り得る大東朝社の樣に、世界に誇り得る刑務所と謳はれるであらう。

此の日多くを敎へられて、屋上で紀念撮影をして、聽て來るべき試驗の準備の爲め各自の机を目指して、同社に別れを告げた。

横濱刑務所演武場落成記念武道會

横濱刑務所に於ては演武場『齊信館』の落成記念として二月五日（日曜）武道大會を開催した。相集るもの、小菅、巢鴨、豐多摩、市谷、小田原の五刑務所。その結果、柔道は横濱、劍道は豐多摩の優勝する所となり、特に行刑局長寄贈の優勝旗を授與された。



⊙看守の自負と不平

宮城　くれなゐ生

如何なる形態の行刑が出現しても第一に論議されるは吾々看守の素質である。吾々の素質が行刑に及ぼす影響は恰も船に於ける帆の如く常に密接不離の關係にあり、敎育刑の是認せられた今日の行刑思潮に於ては殊更に此の感が深いのである。最近の行刑界を論駁する二三の學者は吾々の素質を證左として敎化主義を誹謗して居るではないか。

言ふまでもなく第一線に起つ吾々を度外視しては如何なる行刑施設と雖も成就することと難く吾々が熱誠以て職に奉ずることを前提としてのみその好果が期待されるのである。行刑に關する限りは吾々のみが擔ふ光榮でなければならない。正に吾々なくして行刑界如何にせん哉である。

如斯重大なる任務を持つ吾々の職能ではあるが、各人の見解如何により非常に單調で無味乾燥であるかの如く考へられる。重大なる任務を有する職能が單調であらう筈はなく況や倦厭を覺え不平不滿を感ずる如きは絶對に無い筈である。しかも行刑は團結の力を必要とする。行刑を構成する各分子は所長を中樞として協力一致至難なる社會改造の大事業に參與して居るのである。徒に不平不滿に身を窶す輩が一些事以て大事業の根柢を搖がすものと言はなければならない。然るに希望に輝く若人の胸に流るゝ鬱勃たる血潮は動ともすれば不平不滿へと誘ふ。太鼓たゝかず笛吹かず後足となるの境地は吾々の理想とするところではあらうが、併しそれをどれだけの人々に期待することが出來るだらう。正義を愛する神州男子が滿たされざる心の慾望に打負かされた姿が不平不滿の姿である。

然らば吾々は如何にして此の不平不滿を處理せんとする乎。曰く不平不滿の善用である。即ちそれ等に多分に潛在するエネルギーを善きに利用することである。何糞の一念が素晴しい働きすることは古來その例に乏しくはない。彼の肥後の駒下駄の如きは典型的なものであらう。日々に努むる人は不平不滿を顏に現す如きは絶對にない。それ等の凡てを絶えざる己の心の拍車として向上の一路を辿るからであらう。

世は正に非常時である。正義に燃ゆる我大和民族は滿たされぬ憤懣遣瀨なさを覺えること久しいものがあつたがその善用宜しきを得て今や六十年來の外交に新紀元を畫し自主獨往全くの白紙に還り緊褌一番東洋の君子國としての基礎を確保せんとするの秋である。敢て諸兄の奮起を希ふ所以である。

⊙偶感

はるを

行刑の目的が「受刑者ヲ改過遷善シ以テ釋放後社會ニ復歸セシメ、合法的生活ヲ爲シムル」にある事は吾人等若輩の今更喋々たるに不及とも明白なる事實にして、確固不拔の行刑の根本精神である。

受刑者の敎化は行刑の重且つ大なる問題であり、あらねばならない。今日進化向上せる敎化方法として、敎誨、作業制度、看讀書籍、映畫觀賞等あり、至れり盡せりの觀あり。以て彼等の異常なる精神即ち彼等大部分の共通點たる德性の缺陷を補遺涵養し、釋放後合法的生活を爲さしむる目的の下に社會生活に對する彼等の適應性を保持せしめなければならない。

吾人は今玆に敎化方法としての看讀書籍のみに就て聊か愚見要望をものせむとする者である。

彼等受刑者が作業の疲勞を慰ふ休憩時間に或は罷業後一日の勞苦の慰安と修養とを兼ね、最も效果的なる敎化方法は官本の看讀である。

官本として設備しある此等書籍中の片言一句と雖も、それが修養に關すると娛樂に關すると理化に關すると其の他種々の方面に關するも、それに關すると、將又實業のと雖も彼等にとりては砂漠に於けるオアシスの如く、航海に於ける羅針盤の如く意味深長にして、一語千金の價値あるものである。

然るに或る一官本の到る處に臆印の濫捺しあるを或る機會に於て發見せり。

此の濫捺しある臆印が如何に彼等の心境を——讀書の敎化效果——を破壞せしむるかは贅言をものするまでもなく諒然たるものあり。

此の臆印濫捺の爲め敎化方法としての看讀書籍の價値を半減せしめ、若しはく嫌惡の情を抱懷せしめ、延いてより以上に價値なきものとなす時は、行刑敎化問題として實に由々しき問題であらねばならない。

由て吾人は臆印の看讀書籍に關する限り、行刑敎化問題よりして、その濫捺の勞力を最小限度に省略せられむ事を要望する者である。

⊙所感

行刑局　山堂生

◇「協會」への希望

一つは「彙報欄」の復活である。大正三・四年頃の「刑政」には各所に起つた所謂刑務事故の概要と原因、顚末などを揭載して、刑務職員執務上の參考資料とされてゐるのを見て實に有意義だと考へた次第である。

是非わたくし達、經驗淺きものが刮目すべきペーヂだと信ずる。

いま一つは「法規類纂」を加除自在的に改めていただきたい。

最近刊行のものが、わたくし達の手に入つてからモハヤ四・五年になる。時代の進化に伴ひ當局の指針にも必然法規の改廢が行はるる。わたくし達はこれを全部腦裡にいれ自在的活用をなすべきである。がしかし、或程度まで法規の明文を好侶伴として萬遺算なきを期したいものである。

そこで例へば警眼社發行の「帝國行政區劃便覽」の如き制度と方法を以て定期的に各所へ配布し各所はこれを加除して所期の目的を達したい。

◇刑務官の功罪錄

われわれ、行刑に與はるものが行刑の上に最も重點を置かねばならぬ問題は、囚人敎化の目的を如何に達成し得たか、どうかといふことでなければならね。

嘗て正木司法書記官が保護時報に行刑思潮と保護思潮と題し講述せられた「一人々々主義」は釋放者についての事柄であるが、とりもなほさず、囚人敎化の上にも其のまゝ應用の出來る金科玉條である。

刑務官たるものは、當初より退官まで自己の取扱ひたる囚人の一人々々につき其の釋放後の經過を時々調査し、年表の如き統計圖を作成しわれわれの功罪錄としても題し一面責任感を明かにすると共に他面斯界に捧げたる微力如何を銘記して終生のたのしみとしようではないか。

殊に昨年行刑局長通牒により、釋放者再入調査簿が制定せられたのだから、本調査の好資料となるわけである。

◇敎化方法の考へ方

わたくし達は常にこの大帝國に生を享けたことを深く感謝して居るものである。

どんな不德漢でも、平素は能く君國のありがたさを辨へて居る。然るに一たび紅燈の巷に於て亂痴き騷を目のあたり見たるとき、思慮淺きものは、突如邪念の涌出により、平素の感恩的思念を一時忘却したゞ單に遊興の資を獲んとして一瀉犯罪に陷るの例多々あることを聞知するが實に慨かわしいことである。

わたくしは、國民敎育の上にも、公民敎育の上にも就中囚人敎育の上に此の邊が狙ひ所だと考へる。

高遠なる理想の解說も結構ではあるが即座に役立つ雜誌「人」その中でも職業講座の如き、げに、效果百パーセントだと信ずる。

要は、かの小學讀本卷の二にある「枝上十羽の雀を鐵砲にて擊ち三羽射止めたりとせば後に何羽のこるや」の質問に對し「そこにのこりし雀なし」と即答し得るが如き認識の明確さと厚重さが欲しいものである。

⊙不定期刑實現を要望す

滋賀　黑田巖

明日の釋放は〇〇番の×某だ。うん到

頭あれも釋放か、でもどうせ永くは娑婆に居るまい。との言葉が往々戒護職員の間に交はされる。

ところが幸か不幸か、斯うした推測が適中して、半年經たぬ間に再び舞戻つて來るものも在れば、又他刑務所へ出張の土産話に、目下其處で受刑中だとの事を度々聞かされる。

筆者は斯る事實を見聞する度毎に惟ふ累犯者撲滅を期して、爲されつつある敎化行刑の今日、なんとあまりにも皮肉な現象ではあるまいかと。そして彼等の前途に對して、充分なる安心を保ち得ずして、釋放しなければならぬ今日の行刑制度、即ち定期刑の不滿を痛感する。

何故ならば定期刑は、其最も主眼とする處である彼等の改悛の情の有無に就ては、何等關係する事なく、刑期さえ滿つれば否應なく釋放させねばならぬし、彼等とても大手を振つて、加之甚敷は後足で砂を蹴りかけて出て行くからである。

刑務所で勤務することは只だ生活の方便とのみ考へる人は、或は之に就いては疑はない。

不定期刑に就いては、斯界の學者は勿論、苟も行刑に身を捧ぐる人の汎く其效果を認められる處であつて、何も筆者が事新しげに云々する要は無いのであるが行刑の實際に就いて居る一員として、行刑は一日たりとも等閑にすべきでなく、若し一日改善が遲れたならば、それだけ國家、社會の享ける不利益の大なる事を考へて、速かに之れが實現を希ひ、我々が安心裡に行刑の主眼とする處に邁進させて頂き度いと望むものである。

昭八・三・一二・夜

⊙希望に生きよ

柳町支所　巖　鐵　生

吾々は官位榮達を以て人生究極の目的なりとするものでは斷じてない、吾々自己の生活内容を豐にせんとするところに人生努力の意義を見出すものである。而して吾々が人生の意義を現實に自己に具體化し實現せしむる爲には一に内生活を

程の關心を持たぬであらうが、眞劍に刑務官の使命を考へ、敎化行刑を慮る人は必ずや自分の手から、未完成な人間を社會に送り出す事に、大きな不安と尠らぬ責任を感じられるに違ひない、と筆者は敢えて思ふのである。

累犯の原因に就いては、或は社會の缺陷に據る處もあらう、又本人自身に歸因するところもあらう、果又行刑の適否にもあらう。けれど筆者は今之れに就いて言及したくない。只だ我々刑務官が全力を傾注して敎化に當り、漸く之れならば社會に出しても善支え無いとの自信を得る迄、手許に置かせて欲しい、換言すれば、所謂不定期なる刑を設けられたいと念ずるものである。

定期刑は動々ともすれば彼等に一種の安心を與へる、即ち日さえ經てばよい。との觀念を抱かしめる、この心持ちは敎化行刑を阻む最も大きな原因ではあるまいか。之れに反して不期定刑は彼等に自發的敎養心を誘導するであらう事を筆者

豐富にすることに心懸けねばならぬことは論ずるまでもなくそこに吾々の努力・精進の意義が嚇々と輝くものである。

かゝるが故に私は少くも吾々刑務官吏も斯の如き修養否常識を養ふことに心懸けねばならぬと思ふのである。とはあれ總てが皆さう心懸けねばならぬとは斷じ難いが、大部分のものは沒常識であることは否めないやうである。然しながら私は今吾々刑務官吏も法學士又は辯護士たれと望むものではない只要は一刑務官吏として、國家の儀表たる一官吏として今少し御互が希望に生きなければならぬと思ふのである。

吾々人類の行路に吾々を導く希望と光明がないとき吾々の生涯は甚だ不安なものであり意義ないものである。即ち地球が太陽を中心として廻轉する如く人間は常に至大なる理想と意義に導かれ輝く希望に生きなければならぬものである。何んとなれば家の中に植木を入れて置くと總て光の方へと向く、又山の植物或は庭園の植木を見ても陽あたりの良い方がよく繁げるではないか、然り而して光明に向くその心皆生あるもの共通の心であるからである。

私は思ふ、徒らに貴重なる時を空費し刹那的の快樂を貪つたり社會を僞瞞して姿りつゝある人々は恰も根のない木の如く一時はその茂りを見又は花が咲くけれども永く持續することは不可能でかゝる人の最後は滅亡であり自暴自棄であり、厭世があるのみにして人生高遠なる理想も希望もなく、只朝起きて夜寢るといふ風に、しかも一度前途の岩壁に遭遇するとき直に挫折す、徒らに何物かに繩らうと焦る。而してそれが焦れば焦る程益々谷底深く落ち行くものでそこに醜い鬪爭が行はれるのみ何物もなくなるものである。故に吾々はこの高遠なる希望に生きるといふことそれ自體が吾々の生活を意義あらしめ、しかも力強いものとする唯一の秘訣であると思ふのである。

例へば今此處に一人の病者があると假定してその病者が最初から自分が不治の病として絶望したならどうであらうか、如何に高價な藥を與へ如何に權威ある名醫に診斷を依賴しても到底全快不可能であるはいふまでもなく、全快といふ一の希望の下に養生するからして苦痛に呻吟く病者でも全快するものである。而してこの高遠なる希望、美なる希望を目標として進む人々こそ日々高く美しくなると同時に心靈にも缺くべからざる平和と歡喜とが與へられるのである。

この意味に於て私は一九三三年の新春を迎へるとともにこの至大であり、至高である理想即ち希望に向つて勇往邁進す。不完全なる疲弊し切つた現實の社會にも失望落膽することなく深い曙眠より醒め醜き夢を去り而して淀める暗の氣を淸算す、安逸の床を蹴立ちて常に輝かしい彼岸の光明を見つめて强健確實の心で進むべきではあるまいかと思ふものである。

⊙恩に就て

青　木　寬　直

矯正図書館

吾人が斯うして、社會生活をして行くには父母、君主をはじめ兄弟師友の方々から隨分恩を受けて居る。其他衣食を營むに於ても、通信 運搬等種々なる事のため見ず知らずの人々から受けて居る恩も決して少くない。

佛敎では此の恩を(1)天地の恩(2)君主の恩(3)父母の恩(4)衆生の恩と敎へて居る。故に人々は自活能力を營む期に至らば、萬一にも不德な言動をなさず謝恩報恩して自己の分限を守らねばならぬ。

然るに被敎育者として刑務所に强制治療を施す可く現在日本全國に收容せらるる約五萬人の者を大觀するに、殆んどが父母の恩に背き衆生の恩を忘却したる結果、財産に關する犯罪が最も多數字を示して居る。次は君主の恩に背く犯罪が近年著しく世人の耳目を惹いた。その原因として忘れざる事實は世界大戰亂に基く歐米各國に於ける社會狀態の變革動搖は我が國にも其の餘波を及ぼし、農民運動勞働運動等の社會運動が一時に勃興すると共に其の反動運動も熾烈となつたが最近に至り、遂に我國體の變革、私有財産制度の否認を目的とする結社があらはれた。世態の複雜に伴うて種々な思想の發生する事は洵に已むを得ない現象であるが、外國の運動に刺戟されて金甌無缺なる我が國體の變革を圖るに至つては、彼我の國體異動を辨別せずして我が建國の精神を沒却せんとする暴擧であり、斷々乎としてこれは禁壓せねばならぬ。

要するに是等の不德行爲や思想の淨化をはかるには四恩を咀嚼したなれば決して背德行爲は出來ざるものである。空飛ぶ鳥でさへ「反哺の孝」があるといはれてゐる。まして萬物の靈長たる人間に生を享けたる者がどうして受けた恩を返さずに居られようや。刑務官たる吾人も斯かる點に着眼して日々の職務に邁進したなれば、より以上の行刑效果を擧ぐるに左程至難な事業ではあるまい。

⊙非常時と刑務官

岡山K生

非常時日本！ 非常時日本とは何を指示するであらうか？ 即ち內にしては經濟國難、思想界の激變等々、數へ來れば枚擧に遑がないのである。外にしては滿洲問題、熱河問題を中心として、日本對聯盟の對立となり、吾が帝國全權の奮鬪も空しく和協は遂に失敗に期し四十二對一の差を以つて勸告案を採擇し、日本をして孤立無援の狀態に落し入れ敢然として聯盟脫退の止むなきに至らしめた。而して東洋對歐洲の風雲は急を告げ險惡の雰圍氣は、いやが上にも濃厚となり、大和民族の血潮を躍動せしめ、全國民は翕然として興國の思想に輝き報國の氣慨は老幼男女の別なく潮の如く湧き起つたのである。

然らば斯の如き一大國難に處して所謂非常時日本に直面して、吾人は如何に是に善處し如何に是を打開すべきであらうか、そは謂ふまでもなく悠久三千年の光輝ある國史を回顧し純情たる大和民族の精神、即ち建國精神に立脚し各自與へられたる本分に對しては報國の氣慨と緊張

の精神を打込み赤誠忠實以つて從來に倍加するの努力を傾到する事に依り、斯る非常時日本を打開し善處し邁進するの決心と覺悟の肝要なる事を痛感するの所以である。

斯の如き非常時に遭遇したる吾人の職責如何を想起せざるを得ないのである。即ち經濟的見地より考察する時刑務所經營の自給自足主義の實現、矯激思想より繁出する確信犯人の敎化の徹底、加ふるに作業合理化等々、行刑も亦非常時に直面してゐるのである。而して吾人は斯る國家の重大なる難局に處すると共に、行刑非常時をも打開すべき責任を負ふべきは勿論である。吾人刑務官たるものは堅實中正の精神と生活は行刑史上に貢獻し常に人格陶冶に務め以つて行刑の本旨に則り、確固不動の精神を涵養し吾帝國が滿洲國に對する國策を終始一貫したるが如き意氣と努力を持つて、刑務界刷新に邁進すべき時機に到達してゐるやの感を吾人の腦裡に暗示せしめざるを得ないのである。

⊙保護と農業刑務所に就て

尾道川口生

我々刑務に職を奉ずる者の常に念頭におく可きは、拘禁終局の目的たる社會復歸性の扶植にして其の扶植が今日の行刑である事は何人も否めない事實である。然るに現下の復歸狀態を觀察する時、其の性能の乏しきに一驚せざるを得ないのである。今や我が國の收容者は五萬二千に昇り、中にも累犯者の多きには益々不安の度を深くするのである。此の數字且又は累犯者激增の我が行刑界を眺むる時、只徒に平々凡々として刑務に携はるは餘りに無意義にあらざるかの感がある。時勢の進運は我が刑務界にも一脈の曙光を送り、今や拘禁制度は長足の進步を來したのである。然るに刑務界の暗雲は盛々濃厚にして制止する處を知らず。是れ刑務運用上檢討探究す可きものではないか。抑々今日の拘禁は只報復的執行にあらずして、社會生活に其の目的を求めしに、只刑務界に於てのみ社會復歸性を是認し、解放後の社會生活には何等考慮を拂はず、相對施設の保護に委ね居るに止つてゐる。之を目的論より批判すれば彼等の法的訓練は終了せりと謂も、未だ其の目的に到達してゐない。故に國家は絕對的施設として、相當なる社會生活の試練期間を附與す可きは當然の義務なりと謂はねばならない。例ば壹厘の不足ありて壹錢を數へる事は不可能の如く、最終の壹厘は其の成否を左右するものなれば、玆に國家の法的施設たる絕對的保護の出現は刻下の急務ではないかと信ぜられる。然れ共國家經濟上斯の如き施設の出現は至難なる事は論を俟たない。故に私は目下司法當局にて計畫中との北海道及び滿洲に於ける農業刑務所の出現により幾分なりとも今までの社會復歸の弊害を除去する事が容易ならざるかと思惟し、玆に其の容易なる諸點を列擧し諸賢の批判に訴へるのである。

一、拘禁生活中、地理氣候風土事業及び

其の他一般の情況に精通し得ること。

二、人口稀薄にして生存競爭激甚ならず故に生活は容易なること。

三、內地に於ける刑餘者の自暴自棄の素たる排斥の懸念なきこと。

四、彼の地には政府の補助の特典のもとに移民を奬勵するものなれば、政府の移民政策に合致したる最良策なりと謂はざる可らず。

刑餘者には特に保護の意味に於て國庫補助の增額は容易ならざるかと思はれる。

前述の項は只愚考を披瀝したに止り、未だ外に特筆す可きは多々ある事と信ずる。然し此の四項により見ても一般の人より勝れるを知り得るのである。

第一項の拘禁生活中に於ける移民教育の終了なり。

第二、三、項の內地に於ける生活より容易なる事が察せられる。

第四項の政府の補助增額の曉は、一般移民者より勝れるを知り得る。

斯の如く比較してみれば刑餘者の勝れる處ありとも少しも劣れる處なきに農業刑務所の特長を見出し得るのである。

農業刑務所の第一の主眼としては、移民政策の主旨に違背する事なく釋放と同時に彼等を永住せしむ可くなす事が緊要である。然れ共釋放後は彼等に對する支配の權利喪失する以上、玆に國家は移民政策上相當の便宜を附與せざる可らず。然らば彼等も此の樂天地たる廣漠なる原野に止つて、帝國の爲活躍なす時、國家の要求する人口、食糧の大問題も解決を告げ、やがては大日本の基礎を鞏固ならしむるにあらずや。一日も早く實現の域に達せん事を祈るのみ。

◇

我々が、自分の子供達に、「正直は最善の政策だ」と正直に言つて聞かせる前に、先づ第一に、世の中を正直にしてかゝらなければならないのかもしれない。

デオーヂ・バーナード・ショウ

◇

我々の立派な金のかゝつた教育制度は、我が國民の性格を陶冶するために何物をも、眞に何物をも爲さなかつたのである。

シンシン・プリズン所長
リユウイズ・イー・ロース



海外異聞錄

◇ホテルの樣な監獄

米國ペンシルヴアニア州ルイスベリーに最近建設された刑務所は、贅澤限りなきものとして、世間で一名『囚人ホテル』と呼びなしてゐる程で外觀は一見宮殿の如く、建築費に總計七百萬圓の巨額が費消されたものだ。內部構造も囚徒待遇改善に意を拂はれて作られてゐるが、各室の如きはホテルの一室の如く氣が利いてゐること此上ない、ベットの傍には電氣スタンド、白塗の洋便箪笥、シヤワーまでも設備されてゐる。しかも立派な大講堂にはトーキー映寫機までが設置され、週末に囚徒は愉快に面白い活動を樂しむことが出來るその他讀書室圖書室、グラウンド、雨天體操場等あらゆる文化設備が施されてゐると。

◇變つた刑務所入りの志願

デトロイトのオブライアンと云ふ料理人は、或る百貨店からオーヴアーコートを掻ッ拂つて捕へられた。ところで裁判官の前に引き出されての彼の申立ては斯うであつた。

『私の刑はどうか六ケ月といふことにしていたゞきたいものです。といふ譯は私の主人は私の料理がひどくお氣に入りで、お前のやうな料理人はまだ遭つたことがない。お前がゐなくつては、うまい料理も食へなくなる、と言ふのです。そこまで信用されては私としても是非御恩に報いなければならない。半年經つたら必ず歸つて參りますからとかたく約束したのです』併し彼の願ひ通りにもならなかつた。裁判官は彼に六十日の刑を申渡した。

◇彈丸除けに胃袋を空にしてゐるギヤング

最近シカゴの法廷でフランク・ニツチと呼ぶギヤングの親分が警官に射撃され重傷を負つた事件につき取調べがあつた時、警部長エドワード・デンマーク氏は『ギヤングは危險に備へる時はいつも腹を減らしてゐる』と言明して、一般の注意を喚起した。即ち胃袋が空つぽである時は、ピストルの彈丸にあたつても劇合に打撃が少く、且つ直ぐ醫者へ行つて手術を受ける事が出來るといふことを、シカゴのギヤングはちやんと心得てゐるといふのである。問題のニツチは非常な重傷で、普通ならば一も二もなく參つてしまふ所だが、胃袋が空つぽであつた事と、身體の丈夫なことで、多分命拾ひをするだらうといはれてゐた。デンマーク警部の話は次の通りである

『私は今までギヤングどもが年中ピストルの下を潛つて度々重傷を負ひながら、奇妙に傷に耐へて命だけは取り返すのを不思議に思ひ色々調べたギヤングどもはいづれも口を揃へて彼等が强盜や喧嘩に出かける時は必ず飯を食はないで腹を減らして出かけるといふ事を申し立てました。それで知り合ひの醫師に尋ねて見ましたところ、たしかに腹の中に物のない時は手術もし易く、且つ傷もこたへないといふことを裏書しました』シカゴのギヤングは自分達の雇つ

た醫師からちやんとその智識を得てゐて、例外なくそれを實行してゐるのである。

◇リンデイ第二子又復狙はる

愛兒オーガストが誘拐慘殺されて未だ一年も經ためチヤールス・リンドバーグ大佐家に對し、生後七ケ月の第二子をも誘拐するぞと脅し、五萬ドルをせしめようとした事件が起り流石ギヤング橫行の米國にも異常な衝動を與へた。脅迫狀が舞込むと同時にリンバーグ大佐家では直に警察に届出で、警察では脅迫狀の文言通り五萬ドルの小切手を指定の切株の上に置き監視を續けてゐた結果、ロアンオーク警察はジョー・ブライアント（一九）及びノーマン・ハーヴエー（二六）の兩人を脅迫事件の有力な嫌疑者として捕縛した。兩人はブライアントが警察側の監視に氣づかず大膽にも例の小切手の內一萬七千ドルを銀行で現金に替へんとする現場で捕へられたものであるが、彼等は脅迫狀その他證據品を突きつけられたにも拘らず、一切無關係だと頑强に否定した。

◇盜賊ビックリ腰を拔かす

これはあまりにグロだがしかし有り得べき奇蹟である。ハンガリーの首都ブダペストに近い農村で、村一番の金持の內儀さんが死亡したが、地方の習慣として生前婦人の身につけた貴重な寶石その他の裝飾品と、死体と一緒に埋葬することになつたので、それを當て込んだ盜賊三人、內儀さんの葬儀が行はれたその夜墓地に忍び込んで死体の身につけてある貴重品を盜み去らうとした。そして棺の蓋を開けた刹那『誰だい?』と亡者の聲、一人の盜賊はビツクリして腰を拔かし氣絶してしまつたが、他の二人はスタコラ逃げ去つた。その後內儀さんは癲癇の一時的發作と判明病院に入院して一命を取止めた。

◇手を出したのはどちらが先か

米國ロスアンゼルスのネルソン夫人は、自分の最愛の夫の愛を盜んだといふ理由でアンルー夫人を相手取り二十萬圓の賠償訴訟を提起したところ、今度は相手のアンルー夫人の夫が、ネルソン夫人の夫ネルソン君を相手どり五萬圓の愛情窃盜訴訟を提起したので、結局裁判所でどちらが先に手を出したかといふことが問題になりゴタ〳〵してゐるとは、米國らしい。

◇理髮店へギヤング侵入

最近シカゴ市內の或る理髮店で二人の客が髯を剃らせてゐた。外に二人の客が順番を待つてゐたが、突然二人連のギヤングが入つて來てピストルを突きつけ『髯を剃つてゐる奴はぢつとしてゐろ、動くとのすぞ』と嚇した後、理髮師と待つてゐた二人の客を奥の間につれ込み、理髮師から百ドルを奪つたが、待つてゐた客は二人合せて二ドル二十五セントしか持つてゐなかつた。そのまゝギヤングが引揚げた後、石鹼の泡をつけたまま放り出されてゐた椅子の上の二人がホツとして語り合ふ所を聞けば、一人は五十ドル一人は百ドルを持つてゐた。

◎ 選句所感

今月も採れなかつた句の個々について言ふことにする。

うぐひすに峠の道の足かるく
うぐひすに心うばはるゝ讀書哉

鶯をきゝながらの峠路は足も輕く登れるまた鶯に心を奪はれて讀書も身に入らないといふ、作者の詠はむとするところはいかにも文字の上に現はされてゐる。しかも、これが何故採れないかと云ふと、季題の說明に過ぎないからである。その氣持をあまりに鶯に引きつけ過ぎてしまつたから、結局說明の役を勤めるの余儀なきになつてしまつたのである。「足かるく」「心うばはる」はむしろ余情とすべきもので、これを表面に出しては反つて無味になるのである。

薮にのみ殘れる雪の山路かな

此の句は、また木の薮にも光の薮にもといふ鹽梅に、あらゆる薮に殘ることを云ひたかつたのであらうが、それが惡いのである。つまり慾が多過ぎる。それよりも、あ

毎月募集
刑政俳壇
題 當季隨意
〆切 毎月十五日限
用紙 官私製葉書
編輯部選

天
春寒や菰皆着せて市の牛　京城　雄心
地
春寒く聞くや夜汐の返す音　姫路　松月
人
一人して打つ山畑や烏來る　姫路　英子
秀　逸
放たれて草食む牛や春の雷　岩國　養山
春の山ねころんで見る二階かな　甲府　夕雨
寒釣の小舟火鉢を置きにけり　大曲　綠路
鶯や朝靄ふかき裏の山　福岡　楳城
藻屑燒く島の乙女や舟かすむ　松本　長田
作
河に沿ふ土手の長さや蕗の薹　秋田　一風
山の溫泉やおぼろの中に灯のともる　市谷　峨房

る特殊な一個所に着眼して、そこの殘雪のさまを詠へば境地が明瞭になり、句が印象的になつて生きて來るのである。ところで斯ういふものもある。

北側の屋根のみ殘る春の雪

これは今言ふが如く、一個所の雪に着想したのだが、尚採れないのである。それは着想があまりに平凡に過ぎ、常識的に過ぎるからだ。

花の事犯せば眞理責めて來る

花咲くにして世を果敢なくおもひしや

花咲けば天に心をせかせます

主觀的であつても、それが讀者に通じるものならよい。併しこれらの句は恐らく作者外に誰にも解らぬだらう。主觀句の警戒すべき點は即ちこゝである。獨り合點では何にもならない。

痩馬や荷重く歩む春の泥

春の泥のいかに深きかを强調するために「痩馬」でしかも「荷重く」である。痩馬とまでは云はなくても濟むし、荷重くはそれに加へる說明に過ぎぬ。要するにこれも云ひ過ぎだ。

殘雪の山風町を吹きにけり　飯田有一
まゝごとの店一ぱいや落椿　千葉泰山
溫泉の宿の早き灯や春の雨　名古屋梅重
緣の上に土のまゝなる蕗の臺　甲府一水
春風や橋の上行くチンドン屋　岩國錦江
草渡る風柔かし啼く雲雀　橘通靈雪
鷄の砂浴びてゐる長閑かな　水戸麥村
鷄小屋にほひかゝるや桃の花　豐多摩晴風
落椿鳥立ち去りし後靜か　水戸麗月
夕霞山にかゝれり門を掃く　大阪周匝
春雪の明るく松をくづれけり　金澤瑤聲
朧夜の水にうるみし灯影かな　小田原一川
石段に踏み惜しみけり落椿　千葉古山
大利根の蛇籠に生えし土筆かな　豐多摩羽黒山
轉の森から溪にうつりけり　飯田巖
水暖れし田の落尻や蛙の子　大曲大鵬
磯山に上る煙や春の島　同雲峰
山裾にかたまる村や初霞　名古屋喜樂
大雪や遠くなりたる汽車の音　大曲刀羅象
口笛に犬かけり來る枯野かな　同青水
麗かさ松の影濃き椽障子　飯田定男
春の雪土に落ちつゝ消えにけり　西大門龍門

轉りや制札のある宮林

何の制札だか分らないが、お宮の林といふから禁獵のつもりであらう。そこで、斯うした場所であるから鳥も安心して轉つてゐるに違ひないが、斯う思考をめぐらさなくてはならぬのは、句の根本が理窟に立脚してゐるのであつて、詩の領域からは離れてゐるのである。直感といふことは詩の重要素だ。感じを離れて詩は無い。

軍刀や卒業式の賜ひもの
銀時計卒業式に貰ひけり

これらにも、その感じといふものは少しもない。

我に句はなくも此花此月夜

口調のよいところは流るゝ如くであるがあまりに古きに過ぎ、風流に過ぎる。實感の力强さが反つて無くなつてしまう。

長閑さや綿の人となる筏さし

「綿の人となる」はさながら畫中の人の意であらうが、それにも拘らず少しも筏さしのさまが讀者には解せない。抽象的に言はずに、筏さしの有樣を描き出すべきである。

仁王門出て來る春の日傘かな　宮崎ひろし
長閑さや牛眠りゐる川堤　同梅月
春雪や薄日洩れ來る寺の門　群山苔洲
陽炎の燃え立つ中の草家かな　飯田中洲
春祭晝風呂立てゝ入りにけり　同榮一
鶯に出て齒を磨く朝の庭　水戸獨想庵
春雷や底に沈みし池の鯉　大曲蓮村
春眠の覺めて儚き思ひかな　大曲華白
校風に髮結ひかへて入學す　豐多摩駒生
春雨やネオンサインの夜の街　新義州青塵
春風や小波に浮く魚の影　宇治山田象堂
紅梅の枝移りゐる小鳥何　水戸芳柳
せがまれて凧上げに出し日永かな　飯田史山
火事の火の見え初めて又走りけり　横手晴遊
春雪の庭に對ひて朝餉かな　新義州不望
雪解靄山に罩めたる淺夜かな　高山孤影
光りつゝ渦卷く泡や春の川　大曲呑洋
晴れ渡る空のうるみや春の星　大曲月舟
普請場の餘寒に焚くや鉋屑　金泉梅雪
鶯あそぶ藁屋の庭や梅白し　名古屋黃村
水溫む池の小魚や泡に寄る　大曲船風
　　福岡琴松

刑政第46巻第4号
矯正図書館



家庭の頁

近代人の常識として 西洋料理の作法

知つて置くこと

外側のものから順に使つてゆくとして、場合に依り前菜（オールドウーヴル）用のものが皿の向う側に組み合せておかれることもあります、前菜は食慾を増すためのもので、普通にはレモンで香味をつけた鰯料理、鰯（オイスター）豚鹽漬などですが凝つたのになると千鳥の卵などが出ます。

◆●…右側にある一番大きな匙でスープを吸ひます。匙は向側へ掬ひ、左の人さし指と親指とを皿の縁にかけ、皿を傾けて掬ひ取るのは、打ち解けた間柄に限ります。

◆●…スープの後で自分の左にあるパンを食べ初めるのですが、ナイフを使はず手で割きます、胡椒、ソースその他の薬味は正式の宴會ではたとひ卓上におかれても使はぬもの、むやみにソースをぶつかけたりするのは、「この料理は自分の口に合はぬ」といふ意味に取られ失禮に當ります。

◆●…酒類はほしくもなければグラス（洋杯）を伏せておきます。但しお祝の時の三鞭酒又は代用のブドウ酒は受けるのが禮儀です、さて、スープの次にフライが出て次に數々の料理が運ばれ、ロースト（あぶり肉）の出た時、トーストが行はれます。

◆●…祝酒のグラスを持つて高くさし上げ、お互の健康を祝す儀禮で、右手でグラスの脚を持つのが正式です

徃々緣に指をかける人がありますが、御婦人などは優美でありません。

◆●…すべて料理は左から運ばれます。大皿に盛つて給仕が持ち廻る時には皿につけてあるスプーンを右に、フォークを左に持つて料理を好みだけ自分の皿に移すのですが、給仕人に命じて皿に移させてもいゝのです。

◆●…ロストの皿が引かれると、最後の野菜料理が出るか、または略式ではそのまゝデザートコースに入ります、これは茶菓果物の供される時で、卓上演說が初りますが、スピーチは輕くユーモアに富んだ短いものに限ります。

◆●…野菜料理の一種として、アスパラガスが出ることがあります。これは指でつまんで、先の軟い部分だけ食べます。果物は林檎柿の類は竪にいくつかに切り、一つ宛皮をむきます。バナナはナイフで（果物用ナイフは皿の向側に小型のものがある）略に切

日を切り、横に七八分づゝ切ると、皮が一つ一つ手際よく取れます。

鹽鮭はかうして

……×——×——×……

燒いて食べる許りが能ではない

贈答用品として鹽鮭はあまりに一般的なので時には同じサケが方々を廻つてまた戻つて來たり、同じサケが取りかはされたりする滑稽を演ずることもある。こんな時餘分に頂いたサケをいろいろ形をかへて適當に料理する方法を知つてをれば持てあまさずにすむでせう。日本人は元來鹽物を食べることがすこぶる下手でどんなに鹽からいものでもそのまゝ燒いて食べるのが普通だが、外にいろいろ料理の手はあるものです。もちろん新巻鮭はそのまゝ切身として燒いて食べる所にサケの本當の美味があるだらうが鹽物は水にひたしておくと鹽が拔けて來るから料理の品により適當に鹽拔して使へばよい。

◎……◎
◎…鹽抜き法…◎
◎……◎

鹽抜きの方法は色々あつて非常に鹽からいものなら水の中に呼び鹽といつて少し鹽を加へて置くと割合に早く鹽が拔ける。ある程度まで拔けたら水を何度も取り換へる。また水の中に柿の葉や柿のヘタをいれると早く拔ける。また米の磨ぎ汁に酢を加へた中に浸けると早く鹽出しが出來る。鹽物に少し臭氣のあるものは鹽拔きの水に消炭をいれておくと臭が消える。かうすればどんな鹽からいものでも生と變らなくなり生同樣の料理が出來、鹽拔きの加減と料理の如何で生の材料を使つたより美味しい料理も出來ます。

鹽サケの荒の三平汁は、生よりも淡白で結構だし、また鹽抜きしたものを小さな甕の目に切りちよつと湯煮してから椀にもり煮出汁を味加減して酢と大根のしぼり汁を二、三滴落すと風味のよいお吸ひ物にもなる。煮物ではあんかけも美味しく寄せものもよい。更に酢にもよく合ひ美味しく色澤もよい。また鹽抜きにしたものを切身にして粕につけてもよい。二十日ばかりすると美味しく食べられる。

どこにもある 春の野の藥草

樂しい摘み草の知識

春の野山に摘草を樂しむ方へ——ヨメナ、ツクシ、タンポポ、セリ等食用になるものは既に皆樣御承知のやうですが、外に藥用になるものがどこにもありますから、これ等の採集も心がけてよいでせう

△**よもぎ** 草餅にする餅草ですが、これはかはかして煎じて用ひるとたんを切る藥になります。

△**はこべ** 鷄の餌にするあのはこべですが、これも盲腸炎の豫防になり、味噌汁の實として、なか〳〵おいしいものです、生のまゝおひたしにも出來ます。かげ干にしておいて、番茶の代りに常用すれば乳の出をよく

する催乳剤にもなります。

△**わすれな草**　花は煎じて解熱剤になります。

△**ぎくだみ**　これも煎じて飲めば婦人病にもきゝ、强壯剤にも浄血剤にもなります。梅毒にきく事は昔から定評があります。にほひが悪いので皆様にきらはれてゐますがかげ干にしておけばすぐ悪臭は消えます。

△**あかざ**　毒虫にさゝれた時この葉をもんでつけるといゝと昔からいひます、畑のかたはら等にいくらでもある草です。

△**ぼうふう**　中風の豫防に卓効があり——防風といふ名の示す通り——高血壓の人は是非常用すること、根、莖、葉全體を煎じて用ひるのです、根には香氣があつて常用者にはなつかしいものになるさうです。

これからかゝり易い
食物による中毒
——食器類にも御注意——

汐干、お花見、ピクニックと春の行樂期節には毎年中毒事件が激增いたします。中毒の原因はいろ〳〵ございますが、食品による中毒が最も多く殊に春先から夏、秋へかけてはそれが目立つて多くなります。で食品の中毒は如何にして起るかといふに、第一は有毒植物、魚類、茸類を食べた時、例へば植物や魚類や茸類が本來有毒成分を含んでゐる場合、即ち毒セリ、フグ、毒茸等がその例でありますがなほ食品が時として有毒の成分を含んでゐることもあります。例へば發芽したジヤガ芋とか夏期のアサリ、ハマグリ等がそれです。第二は有毒物が混じたり又は溶けこんだ食物を食べた時には中毒いたします。これは鍍錫銅器から溶けて來た鉛が混じてゐたり、銅器の磨きが惡いために綠青が出たり、或は陶器から溶けて來る鉛やアンチモニ等の混入、有毒な着色素が使用された時、たとへば飲食物の色付け用の有毒色素、菓子鉢等の有害顏料等の混入、それから飲食物に防腐劑が使用されてゐる時、野菜や果實にニコチン、硫酸、銅、砒酸鉛等の農藝用殺虫劑が附着してゐる時食品の包紙、口金サイホン等の不良（たとへば錫箔や口金に含んだ鉛等）である時原料の工藝藥品が不純である時、たとへば砒素を含んだ工業硫酸などを使用した場合等非常に多いのであります。第三は食品が腐敗しバクテリヤその他の微生物が發生した場合、その食品を食べると中毒を起します。第四は食品に對する感受性によつて起る場合があり、或る種の蛋白性食品を食べると往々起ることがあるのです。

そこで食品の中毒は如何にして防ぐかといふに、第一は食品の衞生と臺所の衞生とを完全にすること、それには原料食品の良否鑑識眼を持つことが必要であると共に、食品の貯藏に注意し、調理した食品は腐敗したり蠅などたからぬやうにする、食器や布巾類を消毒すること、野菜などの生のまゝを食べる際は消毒をすることです。第二は食物を調理する人は衣服や手を常に清潔にすることが必要で、生食する食品は決して汚れた手で取扱はぬやうにしなければいけません、なほ消毒も食品中毒の豫防上非常に大切なことで、まづ手の消毒、即ち調理に取かゝる際は石鹼（消毒用の石鹼ならば一層よい）で洗ふとか、アルコールで拭きます、昇汞水は石鹼で洗つてからでないと效果が少いのですから御注意を要します。

敍任及辭令

死亡

看守長　山下兼三郎（名古屋）（二月十七日）

長崎所長　所長　典獄　吉川三雄司（廣島）

免本職長崎勤務　所長　典獄　小橋川昭慶（長崎）（二月二十四日）

願免　保健技師　三好高彥（市谷）（二月二十五日）

願免　看守長　深澤林作（小菅）

高等官四等　所長　典獄　高野直四郎（金澤）

高等官五等　所長　典獄　江村繁太郎（德島）（三月一日）

神戸　看守長　岡本幸次（高知）

高知　仝　柳地卯平（福岡）

福岡　仝　大木清市（佐賀支）

佐賀支　仝　湯淺芳治（久留米）

久留米　仝　牧野　料（長崎）

長崎　仝　船津　敏（神戸）

福岡　仝　清永德太郎（熊本）

免本職　支所長　坂口喜曾市（高梁）

熊本　仝　田口房治（福岡）（各通）

高梁支所長　仝　田口　敬信（小菅）

岡山雜務　仝　關　敬信（豐多摩）

松江　仝　工東寅信（巢鴨）

岡山　仝　岸野春一（川越）

名古屋　仝　樋上武策（岡山）

牟田初太郎（松江）　廣島所長（一級）

田中松造（岩國少）　所長　典獄　椎名通藏（豐多摩）

秦野園平（鹿兒島）　豐多摩所長（一級）

城元米吉（宇都宮）　仝　吉田　律（小菅）

角尾外茂雄（北海少）　小菅所長　仝　谷內庄太郎（札幌雜北海少）

渡邊末太郎（水戸）　札幌雜北海　仝　江藤惣六（名古屋）

神　少年所長　俊三（豐多摩）

水戸（五級）　仝　名古屋所長（四級）　仝　河邊滿然（橫濱）

大阪　作業技師　神崎　優（豐多摩）　橫濱所長　仝　渡部新平（千葉）

豐多摩　仝　工東寅信（巢鴨）　千葉所長（三級）　仝　長山又四郎（三重）

巢鴨　仝　根田雄治（小菅）　三重所長　仝　安東福男（鹿兒島）

死亡　看守長　三留常盤（札幌）　鹿兒島所長　仝　里　誠一（山口）

山口所長　支所長　典獄補　上田茂登治（浦和）

浦和支所長　仝　鐵山　俊治（大分）

刑務所作業ニ關スル事務ヲ囑託ス　作業技師　神崎　優（大阪）

仝　關　敬信（小菅）

仝　工東寅信（豐多摩）

仝　岸野春一（川越）

仝　椎名通藏（豐多摩）

仝　吉田　律（小菅）

仝　谷內庄太郎（札幌雜北海少）

仝　江藤惣六（名古屋）

刑務所作業企畫調査ニ關スル事務囑託ヲ解ク

大分支所長　典獄補　鷲津愛十郎(大阪)
免本職大阪　支所長　松岡武四郎(富山)
　典獄補
免兼官富山支所長
　看守長兼　司法属　山本作藏(豊多摩行刑局)
（三月十日）
願免　保健技師　辻山義光(横濱)
（各通）　所長　森爲吉(宮崎)
　典獄　淺間德三郎(高松)
作業技師(小菅・十一級)
　作業技手　柴山重俊(小菅)
（三月十四日）
檢事(大審院檢事、二等三級、退職)
　所長　吉川三雄司(長崎)
　典獄
長崎所長(五級)
　典獄　小橋川昭慶(長崎)
（三月十五日）
典獄(名古屋、五等六級、願免)
　典獄補　花村清市(名古屋)
典獄(宮城　六等六級、願免)
　峰岸　邊(宮城)
典獄(札幌、五等五級、願免)
　支所長　戸田喜太郎(旭川)
　典獄補
（三月十八日）
教誨師(川越少年、八級)
　乙坂佳性
（大阪、十級）
教誨師　光弘靈雄(金澤)
（三月二十日）
願免　支所長　津久井作司(松本)
　看守長
免兼官松本支所長
　看守長兼　屬　宇田象三(行刑局)
宮城(三級)　看守長　宮古友次(巢鴨)
高崎支所長　仝　鈴木亦吉(宇都宮)
前橋兼務
典獄(宮崎所長、六等六級)
　支所長　山内末吉(和歌山)
　典獄補
典獄(青森所長、七等九級)
　典獄補　泉　顯彰(巢鴨)
典獄補(福岡、六等六級)　高橋松之助
典獄補(旭川支所長、七等七級)
　看守長　高橋　健(前橋)
典獄補(名古屋、七等七級)
　司法技手兼屬　仁科正次(行刑局)
典獄補(巢鴨、七等九級)
　司法屬　中尾文策(行刑局)
高松所長　所長
　典獄　渡邊播太郎(長野)
長野所長　仝　齊藤　弘(青森)

和歌山支所長
　典獄補　荒卷正修(福岡)
作業技師(廣島、十一級)
　津久井作司
福岡　作業技師　齋藤信一(廣島)
願免　仝　高橋松之助(福岡)
（三月二十三日）
司法屬(行刑局、六級)
　看守長　安東荒喜(豊多摩)
仝　仝　野崎重雄(巢鴨)
仝(七十圓)　仝　松山憲太郎(市谷)
市谷　仝　山根信松(小菅)
小菅　仝　平方義孝(豊多摩)
豊多摩　仝　佐久間勝治(姫路少)
免本職　支所長　岡井定男(五條支兼奈良)
姫路少年
五條支所長兼奈良兼務　仝　田畑明昭(奈良)
奈良　仝　楠本順作(横濱)
　看守　渡邊勝己(巢鴨)
看守長(横濱、六十圓)
宇都宮　看守長　白倉通雄(市谷)
免本職　支所長　喜多義一(下關支)
市谷　仝
下關支所長　支所長　宮　喜一郎(宮津支)
宮津支所長　仝　公文　勇(京都)
免本職京都　支所長　葛原勇一郎(豊岡支)
豊岡支所長兼神戸兼務　仝　宮本秀夫(神戸)
豊多摩　仝　長谷川幹雄(川越少)
川越少年　仝　在木武喜(松江)
松江　仝　來間義一(小田原少)
巢鴨　仝　平田均一(水戸)
水戸　仝　中野五平(青森)
看守長(青森、四十三圓)
　看守
札幌　看守長　稻葉　孝(新潟)
免本職　支所長　後藤兵之助(青森)
青森　仝　小鮒房吉(飯田支)
飯田支所長　仝　玉木泰作(長野)
免本職　支所長　岡田峯吉(沼津支)
長野　仝
沼津支所長　仝　古田圓正(巢鴨)
看守長(巢鴨、七級)
　囑託　中原哲章(豊多摩)
免本職　支所長　黒川　武(吳支兼廣島)
廣島專務　仝
看守長(吳支所長、九級)
　看守　英保初生(姫路少)
仝(巢鴨、七級)　仝　寺光　忠(小菅)
仝(豊多摩、七級)　仝　緒方政德(仝)
仝(小菅、七級)　仝　野原達二(仝)
（三月二十四日）

叙位叙勳

十一月十五日
朝鮮總督府典獄　金子義亮(金州)
叙正七位
十二月十五日
朝鮮總督府
看守長　新井庄吾(大邱)
叙正八位
十二月二十三日
朝鮮總督府
敎誨師　古澤慧誠(大田)
叙正六位
十二月二十八日
朝鮮總督府
典獄補　古賀大藏(開城)
陞叙高等官六等

叙任辭令

十二月十日
朝鮮總督府
敎誨師　古澤慧誠（大田）

三級俸下賜

十二月二十四日
朝鮮總督府
敎誨師　古澤慧誠（大田）

願ニ依リ本職ヲ免ス

十二月二十八日
朝鮮總督府
敎誨師　平野護（公州）

大田刑務所在勤務ヲ命ス

十二月三十一日
朝鮮總督府
各　典獄　鈴木礎一（公州）
通　仝　山下良右衛門（釜山）

六級俸下賜

朝鮮總督府
看守長　長谷場芳介（馬山）

給四級俸

朝鮮總督府
各通　看守長　山本彌三次（大邱）
仝　塚原豐二郎（新義州）

仝　遠藤讓也（京城）
仝　本山庄一（開城）

給五級俸

朝鮮總督府
各通　看守長　角田林二（木浦）

給月俸六十圓

仝　屬　小見門卯七（法務局）
兼看守長　仝田淵房吉（〃）

給六級俸

朝鮮總督府
各通　看守長　杉山季治（新義州）

給七級俸

朝鮮總督府通譯生
兼看守長　李容九（馬山）

給十級俸

仝　看守長　和田義一（西大門）
仝　通譯生
兼看守長　金星庚（晋州）

〃　看守長　日高繁（晋州）
〃　〃　椿井三郎（京城）
〃　〃　松浦秀雄（清津）
〃　〃　鹿田實（西大）

給月俸六十圓

朝鮮總督府
看守長　倉原門次（公州）
〃　先本恒輔（新義州）
〃　眞田常雄（清州）

給八級俸

朝鮮總督府
看守長　日淺嘉見（大田）
〃　通譯生
兼看守長　文致然（西大門）
〃　〃　安炳訥（海州）
〃　看守長　奥庚子生（釜山）

給九級俸

朝鮮總督府
看守長　平賀一郎（木浦）
〃　江口松夫（公州）

訓令通牒

□衛生材料取扱規則別表中改正ノ件

（司法省行刑局行甲第四二號　昭和八年一月二十日）

衛生材料取扱規則別表中左ノ通改ム

司法大臣　小山松吉

（別表）

衛生材料

一、器械

（一）保健衛生器械ニ

「蒸汽消毒器」ヲ加フ

（二）檢査器械ニ

「ランセット」「水流ポンプ」
「冷藏庫」「採便器」ヲ加フ

（三）診療器械中

診察用具ニ

「骨盤計」「醫師用廻轉椅子」
「保溫手洗裝置」ヲ加ヘ

內科用具ニ

「靜脈壓張器」「鼻道給養カテール」ヲ加ヘ

外科用具ニ

「湯沸器」「汚物投入器」
「手術用電燈」「ガーゼ鉗子」ヲ加ヘ

耳鼻咽喉科用具ニ

「上竇波滌管」ヲ加ヘ

產婦人科用具ニ

「子宮腐蝕用消息子及鞘」ヲ加ヘ
「頭顱計」「亂切刀」
「挾綿子」ヲ除キ

齒科用具ニ

「煮沸消毒器」「齒齦切除用鉗子」
「齒齦鋏子」「齒科用銳匙」
「キヤナルリーマ」「ブローチリーマ」
「バースタンド」「旋盤用保軸子」
「金冠破壞鉗子」「鑿子」
「齒科器械戶棚」「アーカンキス砥石」
「カーボランダムホキル」「カーボランダムポイント」ヲ加フ

（四）調劑器械ニ

「調劑衣」「石油コンロ」ヲ加フ

二、藥物

（一）保健衛生藥品中

「假性石灰」ヲ「生石灰」ニ
「クロール石灰」ヲ「晒粉」ニ
「フオリマリン」ヲ「ホルマリン」ニ夫々名稱ヲ改メ
「石油乳劑」ヲ除キ
「スクレジン」「石油」ヲ加フ

（二）檢査藥品中

「ベンチヂン」ヲ「ベンジヂン」ニ
「ヂフエニールアミン」ヲ「ヂフエニルアミン」ニ
「黃色血滷鹽」ヲ「黃血鹽」ニ
「沃土」ヲ「ヨード」ニ
「ヨード汞」ヲ「黃色ヨード汞」ニ
「ヨードカリウム」ヲ「ヨードカリ」ニ
「炭酸ナトリウム」ヲ「炭酸ソーダ」ニ
「炭酸カリウム」ヲ「炭酸カリ」ニ
「ラクムス」ヲ「リトマス」ニ
「クロール石灰」ヲ「晒粉」ニ
「過マンガン酸カリウム」ヲ「過マンガン酸カリ」ニ
「クロールナトリウム」ヲ「食鹽」ニ
「クロールバリウム」ヲ「鹽化バリウム」ニ
「過クロール鐵」ヲ「鹽化第二鐵」ニ
「拘蘇酸」ヲ「クエン酸」ニ
「拘蘇酸ナトリウム」ヲ「クエン酸ソーダ」ニ
「フロログルチン」ヲ「フロログルシン」ニ
「亞硝酸ナトリウム」ヲ「亞硝酸ソーダ」ニ
「アニリン油」ヲ「アニリン」ニ
「アミールアルコホル」ヲ「アミルアルコール」ニ
「亞硫酸ナトリウム」ヲ「亞硫酸ソーダ」ニ
「癒瘡木脂」ヲ「グアヤク脂」ニ
「酒精」ヲ「アルコール」ニ
「酒石酸カリナトロン」ヲ「酒石酸カリソーダ」ニ
「石油ベンチン」ヲ「石油ベンジン」ニ
「ズルフオサルチール酸」ヲ「スルホサルチル酸」ニ
「ズルフオアニール酸」ヲ「スルフアニル酸」ニ夫々名稱ヲ改メ
「エオジン酸メチーレンブラウ」ヲ除キ
「ニトロプルシットナトリウム」「鹽化亞鉛」
「發煙硝酸」「フエノールズルホフタレイン」
「アセトン」「サフラニン」
「芒硝」「硫酸アンモン」
「インヂゴカルミン」「重クロム酸カリ」
「重炭酸カリ」「次亞硫酸ソーダ」
「クロム酸カリ」「水酸化バリウム」

「フイキザナール」「粗製硫酸」ヲ加フ

（三）診療藥品中

「イヒチオール」ヲ「イヒチオールスルホン酸アンモン」ニ
「蘆薈丸」ヲ「ロカイヤラツバ丸」ニ
「番木鼈丁幾」ヲ「ホミカチンキ」ニ
「番木鼈越幾斯」ヲ「ホミカエキス」ニ
「乳酸カルチウム」ヲ「乳酸石灰」ニ
「ペールバルサム」ヲ「ペルーバルサム」ニ
「ヂオニン」ヲ「鹽酸エチルモルヒネ」ニ
「ヂエチールマロニール尿素」ヲ「バルビタール」ニ
「硫酸マグネシウム」ヲ「硫酸マグネシア」ニ
「硫化カリウム」ヲ「硫化カリ」ニ
「オレーフ油」ヲ「オレフ油」ニ
「假性マグネシア」ヲ「マグネシア」ニ
「含水ラノリン」ヲ「ラノリン」ニ
「カンフルオレーフ油」ヲ「カンフルオレフ油」ニ
「ヨードカリウム」ヲ「ヨードカリ」ニ
「ヨードカルチウム」ヲ「ヨードカルシウム」ニ
「ヨードフオルム」ヲ「ヨードホルム」ニ
「ヨードフオルムガーゼ」ヲ「ヨードホルムガーゼ」ニ
「單舍利別」ヲ「シロップ」ニ
「大楓子油」ヲ「大風子油」ニ
「レゾルチン」ヲ「レゾルシン」ニ
「莫岩越幾斯」ヲ「ロートエキス」ニ
「莫岩坐劑」ヲ「ロート坐劑」ニ
「ウロトピン」ヲ「ヘキサメチレンテトラミン」ニ
「クロールカルチウム」ヲ「鹽化カルシウム」ニ
「クロールナトリウム」ヲ「食鹽」ニ
「クロール酸カリウム」ヲ「鹽素酸カリ」ニ
「グリセロ燐酸カルチウム」ヲ「グリセロ燐酸石灰」ニ
「苦味丁幾」ヲ「苦味チンキ」ニ
「過マンガン酸カリウム」ヲ「過マンガン酸カリ」ニ
「滑石」ヲ「タルク」ニ
「ブロームカリウム」ヲ「ブロムカリ」ニ
「コロジウム」ヲ「コロヂオン」ニ
「鹽酸ヘロイン」ヲ「鹽酸ヂアセチルモルヒネ」ニ
「麥硫膏」ヲ「タールパスタ」ニ
「阿片丁幾」ヲ「阿片チンキ」ニ
「亞砒酸カリウム液」ヲ「亞砒酸カリ液」ニ
「アセチルサルチル酸」ヲ「アスピリン」ニ
「安息香酸ナトリウムカフエイン」ヲ「安息香酸ソーダカフエイン」ニ
「サルチール酸ナトリウム」ヲ「サルチル酸ソーダ」ニ
「サルチール酸」ヲ「サリチル酸」ニ

「サツカリン」ヲ「溶性サツカリン」ニ
「酸化亞鉛」ヲ「亞鉛華」ニ
「酸素」ヲ「壓縮酸素」ニ
「醋酸カリウム液」ヲ「醋酸カリ液」ニ
「ザロール」ヲ「サルチル酸フエニル」ニ
「サルチール酸フイゾスチグミン」ヲ「サルチル酸エゼリン」ニ
「酒精」ヲ「アルコール」ニ
「樟腦酸」ヲ「カンフル酸」ニ
「重炭酸ナトリウム」ヲ「重炭酸ソーダ」ニ
「重油石酸カリウム」ヲ「重油石酸カリ」ニ
「人工カルルス泉鹽」ヲ「人工カルルス鹽」ニ
「次沒食子酸蒼鉛」ヲ「デルマトール」ニ
「苾麻子油」ヲ「ヒマシ油」ニ
「ピラミドン」ヲ「アミノピリン」ニ
「ピツク氏硬膏」ヲ「ピツク膏」ニ
「精製樟腦」ヲ「カンフル」ニ
「硝酸カリウム」ヲ「硝石」ニ
「ストロンアンス丁幾」ヲ「ストロフアンツスチンキ」ニ
「ズルフオナール」ヲ「スルホナール」ニ夫々名稱ヲ改メ
「ナフタリン」「クロールカリウム」
「松脂硬膏」「滅菌エルゴチン液」
「ヨード鐵舍利別」「石炭酸樟腦」
「吐根」「硫酸銅」
「カンタリス」「石油」
「肝創膏」「麥角越幾斯」
「鹽酸スプラレニン」「イマミコール」
「アセトアニリード」「ラウミン」
「バクチ水」ヲ除キ
「亞砒酸解毒劑」「乳糖」
「リンゲル液」「杏仁水」
「亞鉛華ゴム肝創膏」「麥角」
「フエノバルビタール」「フエナセチン」
「アミノ安息香酸エチル」「ブロム水素酸ホマトロピン」
「硼砂」「フエノールフタレイン」
「鹽酸エフエドリン」「コンヅラゴ流動エキス」
「四鹽化炭素」「蒸氣製甘汞」
「グリセリン坐藥」「精製テレビン油」
「脫水ラノリン」「ゲアヤコールスルホン酸カリ」
「藥用酵母」「乾燥甲狀腺」
「石油ベンジン」「ボスミン」
「ネオイマミコール」「ピオフエルミン」
「照內末」「ピロタミラーゼ」
「メチレンクレオソート」「タウゲン」

「ニトログリセリン」「ナルコポン」
「テトロドトキシン」「アルレスチン」
「ヂウカルチン」「トロンブリン」
「スピロヂン」「バグノン」
「ヘサチラミン」「ボラギノール」
「ゲブルチン」「精製クエン酸ソーダ」
「ブボノール」「スピール膏」
「丁宇油」「ヨード亞鉛」
「アンチホルミン」ヲ加フ

（四）製劑中

「莨菪軟膏」ヲ「ロート軟膏」ニ
「カンフル精」ヲ「カンフルチンキ」ニ
「沃度丁幾」ヲ「ヨードチンキ」ニ夫々名稱ヲ改メ
「亞鉛華軟膏」ヲ加フ

三、療養品中

「バタ」ヲ加フ

四、其ノ他ノ物品中

「硝子円筒」「乾電池」
「石鹸容器」ヲ加フ

□衞生材料取扱規則別表中改正ニ關スル件
依命通牒

（司法省行刑局行甲第四二號ノ二 昭和八年一月二十日）

標記ノ件本日訓令相成候處右ハ客年六月日本藥局方ノ改正ト相俟ツテ時代ノ進運ニ伴ヒ從來指定ノ器械藥品等ニ改正ヲ爲スノ必要アルヲ認メラレタル結果囊ニ全國刑務所ノ醫師齒科醫師並ニ藥劑師ヨリ夫々意見ヲ求メ之ヲ綜合斟酌シタル上益々行刑衞生ノ充實ヲ圖ルハ勿論診療ノ萬全ヲ期セントセラレタル趣旨ニ依リ夫々改廢或ハ新タニ指定セラレタル次第ニ有之候條此ノ主旨ヲ体セラレ度尙藥品中ニハ從來使用セラルル事少ク且ツ他品ヲ以テ代用シ得ルモノハ之ヲ除キ又新タニ指定セラレタル藥品中ニハ從來ノ指定品ト同一目的ニ使用セラルルモノアレト何レモ体質病狀等ニ依ル藥効ノ差異ヲ考慮セラレタル結果ニ有之候ニ付全藥品ノ性能ヲ熟慮シ或ル一部ノ藥品ノミヲ使用スル樣ノ事無ク總テノ藥品ヲ運用シ且ツ同一効果アル場合ハ努メテ廉價ノ藥品ヲ使用スル樣經濟的考慮ヲ致サレ以テ行刑衞生ノ目的達成ニ資セラルル樣致度候

追テ今回新タニ指定セラレタル器械藥物等ノ制式定數並ニ從來指定品ノ制式等改正セラレタルモノハ別紙ノ通ニ有之尙廢止セラレタル藥品ニシテ現存セルモノハ使用シ得ル限リ悉ク使用スヘキモノト御承知相成度候

（制式定數等略）

□再入受刑者小票記載方ノ件

（司法省行刑局行甲第八七號 昭和八年一月廿三日）

再入受刑者小票前刑ノ部習得技能欄ノ記載方ニ關シ疑義ヲ懐カルル向有之候處右ハ本人カ刑務所ニ於テ習得シタル技能ヲ謂フ義ニ有之候條御了知相成度爲念申進候

□刑務所收容者ノ死因及疾病分類中改正ノ件

（司法省行刑局行甲第八八號 昭和八年一月二十五日）

刑務所收容者ノ死因及疾病分類ヲ左ノ通改ム

右訓令ス

司法大臣　小山松吉

收容者ノ死因及疾病分類ハ昭和七年十二月内閣訓令第二號ノ死因及疾病分類ヲ準用ス

但シ中分類並小分類中ニ左記各項ヲ加フ

中分類中

呼吸器ノ結核ノ次ニ

再揭　肺結核　小分類番號二三(イ)

其ノ他ノ結核ノ次ニ

再揭　腦膜及中樞神經ノ結核　二四

再揭　腸及腹膜ノ結核　二五

再揭　結核性疼癢　三一ノ再揭

寄生原蟲及寄生蠕蟲(ヘルミンテス)ニヨル疾患ノ次ニ

再揭　十二指腸蟲病　四〇

再揭　其ノ他ノ寄生蠕蟲(ヘルミンテス)ニヨル疾患　四二

其ノ他ノ傳染病及寄生蟲病ノ次ニ

再揭　流行性脳脊髓膜炎　一八

再揭　癩　三三

再揭　淋　三五(イ)、(ロ)

再揭　軟性下疳　三五(ハ)

癌、其ノ他ノ惡性腫瘍ノ次ニ

再揭　癌　四五乃至五三ノ再揭

其ノ他ノ慢性中毒ノ次ニ

再揭　モルヒネ中毒　七六ノ再揭

其ノ他ノ神經系ノ疾患ノ次ニ

再揭　神經炎　八七(ロ)

再揭　ヒステリー　八七(ハ)ノ再揭

再揭　神經衰弱　八七(ハ)ノ再揭

再揭　神經痛　八七(ハ)ノ再揭

眼、耳及其ノ附屬器ノ疾患ノ次ニ

再揭　眼及其ノ附屬器ノ疾患　八八

(イ)　トラホーム　八八(イ)

(ロ)　夜盲症　八八(チ)ノ再揭

再揭　耳及乳嘴竇ノ疾患　八九

其ノ他ノ血行器ノ疾患ノ次ニ

再揭　痔核　一〇〇ノ再揭

氣管支炎

再揭　急性ノ次ニ

再揭　慢性　一〇六(ロ)

其ノ他ノ呼吸器ノ疾患、結核性ヲ除ク)ノ次ニ

再揭　鼻腔及其ノ附屬器ノ疾患　一〇四

再揭　喉頭ノ疾患　一〇五

再揭　喘息　一一二

下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)ノ次ニ

再揭　下痢及腸炎　一二〇ノ再揭

其ノ他ノ消化器ノ疾患ノ次ニ

再揭　口腔及其ノ附屬器ノ疾患　一一五(イ)

再揭　齒牙及齒齦ノ疾患　一一五(イ)ノ再揭

再揭　咽頭及扁桃腺ノ疾患　一一五(ロ)

再揭　胃炎及胃カタル　一一八ノ再揭

再揭　肛門及直腸ノ疾患　一二三ノ再揭

再揭　原因不明ノ腹膜炎　一二九

皮膚及皮下結締組織ノ疾患ノ次ニ

再揭　癤　一五一

再揭　蜂窠織炎及急性膿瘍　一五二

再揭　疥癬　一五三(ロ)

再揭　其ノ他ノ皮膚及皮下結締組織ノ疾患　一五三

不慮ノ障害ノ次ニ

再揭　凍死(凍傷)　一九〇

小分類中

其ノ他ノ臟器ノ痛、其ノ他ノ惡性腫瘍ノ次ニ

再揭　癌

有機物質ニヨル慢性中毒(二)其ノ他ノ次ニ

再揭　モルヒネ中毒

其ノ他ノ神經系ノ疾患

再揭　神經衰弱ノ次ニ

再揭　神經痛

眼及其ノ附屬器ノ疾患(チ)其ノ他ノ次ニ

再揭　夜盲症

附　則

本令ハ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

□衛生月表様式改正並刑務支所ヨリ衛生月表進達ニ關スル件通牒

（司法省行刑局行甲第一〇三號　昭和八年一月二十七日）

今回收容者ノ死因及疾病分類改正ノ件訓令相成候ニ就テハ昭和二年十二月行甲第一、八一八號通牒ニ依ル衛生月表様式ヲ別紙ノ通改正致候ニ付爾今右様式ニ依リ調製相成度尚從來ハ本所ノ分ノミ送付致ス事ニ相成居候ヘ共支所收容者ノ數增加スルニ至リ之カ衛生狀態ヲモ調査ヲ爲ス必要有之候條爾今支所收容者ノ衛生月表ヲモ送付相成度候

追テ右ハ本年一月分衛生月表ヨリ實施相成度候

（別紙略）

□詭激思想懷抱者報告方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一一〇號　昭和八年一月二十八日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和三年九月行甲第一、六七三號及同六年十二月行甲第二、二九五號ヲ以テ及通牒置候處從來往々記載粗漏又ハ報告遲延スル向アリテ其ノ資料價値ヲ減殺スルモノ有之候ニ付爾今右ニ付テハ一層御留意ノ上嚴ニ遺憾ナキヲ期セラレ度尚左記各項御了知相成度候

記

一、昭和六年十二月行甲第二、二九五通牒ニ依リ個性調査報告ノ提出ヲ要セサル被告人及被疑者ノ原簿（第一號甲）備考欄ニハ思想系統種別、學歷、共犯關係、家族關係、交友關係並被告事件ノ概要其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ簡潔ニ記載スヘシ

若シ其ノ要項ヲ欄内ニ記入シ難キトキハ其ノ裏面ニ記載スルコトヲ妨ケス

二、成績報告書「氏名」欄ヲ「罪名　氏名」ニ、異動報告書及釋放報告書「氏名」欄ヲ「罪名　收容者種別　氏名」ニ改正ス、爾今右ニ依リ脫漏ナキ様作成スヘシ

現在殘存ノ舊用紙ハ相當補正ノ上使用スルコト

三、個性調査報告ハ爾今入所後三十日以内ニ遲滯ナク原簿（第一號甲又ハ乙）ト共ニ一人分毎ニ其ノ右上部ヲ糊付綴合ノ上提出スヘシ

四、成績報告書ノ提出ヲ要スル受刑者ヲ釋放シタルトキハ釋放報告書ト成績報告書ヲ同時ニ一人分毎ニ綴合ノ上提出スヘシ

五、收容後間モナク出所スル者ニ對シ原簿ト個性調査及釋放報告書ヲ同時ニ提出スル場合ハ一人分毎ニ之ヲ編綴シ送付スヘシ

六、被告人ニシテ判決確定タシルトキハ直ニ原簿（第一號乙）ニ個性調査報告書ヲ添付シテ提出スヘシ

七、移送ノ場合ハ報告書提出濟ナルヤ否ヤヲ先方刑務所ニ通報シ未濟ノモノハ受送刑務所ニ於テ速ニ作成提出スヘシ

八、成績報告書「行刑成績ノ概評」欄ノ記載簡ニ過キ明瞭ナラサルモノアリ爾今本欄ニハ行狀ノ良否、賞罰事項、思想推移ノ狀況及其ノ原因並改悛ノ狀態　昭和七年十二月行甲第二、九九六號通牒備考第三項ニ依ル）ヲ簡明ニ記載スヘシ

九、個性調査報告書ニ受刑者ノ寫眞ヲ添付セサル向アリ爾今必ス添付スルコト

一〇、成績報告書、異動報告書及釋放報告書ニ收容報告年月日ノ記入ヲ脫漏スル向アリ注意ヲ要ス

參考

昭和七年十二月十五日行甲第二、九九六號通牒備考第三項拔萃

三、「改悛ノ狀態」ハ左ノ區別ニ依リ當該記號（（イ）（ロ）（ハ））ヲ表示スヘシ

（イ）思想轉向シタルモノ

（ロ）思想轉向ヲ期待シ得ルモノ

（ハ）思想轉向ヲ期待シ得サルモノ

□詭激思想懷抱者入出所表作成方ニ關スル件通牒

（司法省行刑局行甲第一一五號　昭和八年一月二十八日）

昭和七年十二月二十二日行甲第三、〇三五號ノ二ヲ以テ標記表提出方ニ關シ通牒致置候處本表ハ爾今右ノ外左記ニ依リ作成相成度候

記

一、右傾思想懷抱者ハ當該各欄左傍ニアラビヤ數字ヲ以テ再揭スルコト

□敎誨堂ニ國旗揭揚ノ件

（司法省行刑局行甲第一六〇號　昭和八年二月四日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和三年十月行甲第一、八四二號ヲ以テ及通牒置候ニ就テハ各所共現在夫々適當ニ御措置相成居候事トハ思料候ヘ共現下ノ時局ニ鑑ミ特ニ收容者ニ對シ國民精神ヲ作興シテ國體ノ尊嚴ヲ意識セシメ國家觀念ヲ鞏固ナラシムルコトハ喫緊ノ處置ト思料候ニ付來ル二月十一日紀元節當日ヲ機トシ爾後各祝祭日毎ニ敎誨堂内ノ正面其ノ他適當ノ位置ニ國旗ヲ揭ゲ收容者ノ精神敎養ニ資セシメラルヽ樣可然御取計相成度候

矯正図書館

法學志林

第三十五卷　第三號
昭和八年三月一日發行

全法律と信義誠實の原則……牧野英一
□『裁判官の政治』
北米合衆國破產法運用の實情と同國學者の改正意見……齋藤常三郎
監獄學の新思潮と我行刑の基本精神……正木亮
商事判例研究……小町谷操三
□取締役が自己を受取人としたる指圖の效力
法史瑣談……宮下嘉三郎
新刊批評及思潮概觀
□保險における技術と倫理（牧野英一）
□刑法と精神分析學及び個人心理學（木村龜二）
□現代刑法學の任務（武藤文雄）
判例　民事十九件　刑事十四件
歐文
□法律の錯語と刑法草案（佛文）（牧野英一）

東京　法政大學發行

法學協會雜誌

第五十一卷
第四號　四月一日發行
一冊定價　金五拾錢
送料　一錢五厘

論說

私法轉化の段階としての調停……京城帝國大學教授　安田幹太
佛法に於ける營業質に就いて……法學士　福井勇二郎
刑法に於ける概念の規範的構成……法學士　武藤文雄

資料及紹介

「法學提要希臘語義解」第一卷邦譯……東京帝國大學助教授　原田慶吉
過渡期國際法論の檢討……東京帝國大學助教授　安井郁

判例研究

民事訴訟法判例批評（一三一）……法學博士　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和六年度〇七）

雜報

法理研究會記事「歐米警察の最近事情」

編輯餘錄

□　市谷刑務所の移轉問題が愈々確定した。從てその刑務所は玆に近く起工に着手されねばならぬことになるのであるが、それに先立つて編輯子は未決監建設に關する二、三點を考察して置き度い。

□　未決監は所謂「監獄」にあらずといふことは編輯子が監獄學の研究にとりかかつた十數年前既に之を道破したところである。そのとき編輯子は二個の點を明かにした。即ち、未決監につないだ被告人にして無罪となつた者に對する國家責任は少くとも之に補償をなすべきこと、つないで居る間の生活は之を能ふ限り安易ならしむることといふのであつた。

□　當時一顧だにされなかつた編輯子の論旨は時代思想の推移により既に一昨年よりその第一の問題を解決された。即ち刑事補償法の制定がそれであつたのである。今やその二の問題をいかに實現すべきかが市谷の移轉問題にからんで來たのである。

□　未決囚の生活の安易といふのは共產黨員の所謂「別莊」にせよといふのではない。少くともその拘禁によつて身體精神を害し或はその拘禁に堪へかねて虛僞の自白を爲さねばならぬほどしかく苦しい場所であつてはならぬといふのである。

□　その意味に於て新市谷刑務所は傳統的なる監獄建築の殼を脫するの必要に迫られて居るのである。

□　帝都にいやな犯罪があとからあとからと續く、もう、この傾向に對する對策を講ずる機會が熟した。クリミナリストよ立て。

昭和八・三・二十一日

——あき緯——

定價　一冊（稅共）　金二十五錢
　　六冊（稅共）　金一圓五十錢
　　十二冊（稅共）　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年三月二十八日印刷納本
昭和八年四月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西比日谷町一番地　刑務協會
電話銀座　二三四四、三八二五番
振替口座　東京　二五〇五九番

刑政第46巻第4号

矯正図書館

46e Année N° 4 Avril 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. —De l'hérédité du crime au point de vue de la science juridique.

Yoshimasu, S. —De l'état actuel de la biologie criminelle.

Toda, S. —De la concurrence du travail pénitentiaire.

Mouvement dés idées à l'étranger :

Giovanni Novelli, The prison program of Italy.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio